

官報

号外
平成二十二年四月十三日

○第百七十四回国 衆議院會議録 第二十一号

平成二十二年四月十三日(火曜日)

議事日程 第十二号

平成二十二年四月十三日

午後一時開議

- 第一 国民年金法等の一部を改正する法律案
(厚生労働委員長提出)
- 第二 厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律等の一部を改正する法律案
(厚生労働委員長提出)
- 第三 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とシンガポール共和国政府との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件
- 第四 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とマレーシア政府との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件
- 第五 所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とベルギー王国との間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

○本日の会議に付した案件

- 日程第一 国民年金法等の一部を改正する法律案(厚生労働委員長提出)
- 日程第二 厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律等の一部を改正する法律案(厚生労働委員長提出)
- 日程第三 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とシンガポール共和国政府との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件
- 日程第四 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府と

マレーシア政府との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

日程第五 所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とベルギー王国との間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

日程第六 所得に対する租税及びある種の他の租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とルクセンブルグ大公国との間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

日程第七 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第八 防衛省設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案(内閣提出)

高速自動車国道法及び道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する等の法律案(内閣提出)の趣旨説明及び質疑

午後一時三分開議

○議長(横路孝弘君) これより会議を開きます。

○議長(横路孝弘君) この際、新たに議席に着かれた議員を紹介いたします。

第八番 九州選挙区選出議員、遠山清彦君。

〔遠山清彦君起立、拍手〕

○議長(横路孝弘君) 日程第一及び第二は、委員長提出の議案でありますから、委員会の審査を省略するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(横路孝弘君) 御異議なしと認めます。

日程第一 国民年金法等の一部を改正する法律案(厚生労働委員長提出)

日程第二 厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律等の一部を改正する法律案(厚生労働委員長提出)

○議長(横路孝弘君) 日程第一、国民年金法等の一部を改正する法律案、日程第二、厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律等の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。

委員長の趣旨弁明を許します。厚生労働委員長 藤村修君。

所得に対する租税及びある種の他の租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とルクセンブルグ大公国との間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔鈴木宗男君登壇〕

○鈴木宗男君　ただいま議題となりました四件につきまして、外務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

日・シンガポール租税協定改正議定書の署名は、本年二月四日にシンガポールにおいて、日・マレーシア租税協定改正議定書の署名は、本年二月十日にブトラジャヤにおいて、日・ベルギー租税協定改正議定書の署名は、本年一月二十六日にブリュッセルにおいて、日・ルクセンブルク租税協定改正議定書の署名は、本年一月二十五日にルクセンブルクにおいて、それぞれ行われました。四件はいずれも、締約国間の脱税及び租税回避防止の観点から、現行租税条約または現行租税協定の情報交換に関する規定を国際的な標準に沿った内容に改正するものであります。

その主な内容は、

第一に、情報交換の対象となる租税を、条約または協定の対象税目に限定せず、すべての種類の租税に拡大すること、

第二に、一方の締約国から情報提供の要請を受けた場合に、自己の課税目的のために必要でないこと、銀行等が有する情報であること等は、締約国が情報提供を拒否することを認めるものとは

解してはならないこと等であります。

以上四件は、四月五日に外務委員会に付託され、七日岡田外務大臣から提案理由の説明を聴取いたしました。次いで、九日質疑を行った後、採決を行いました結果、いずれも全会一致をもって承認すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(横路孝弘君) 四件を一括して採決いたします。

四件は委員長報告のとおり承認するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(横路孝弘君) 御異議なしと認めます。よって、四件とも委員長報告のとおり承認することに決まりました。

日程第七 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(横路孝弘君)

日程第七、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。文部科学委員長田中眞紀子さん。

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

(本号末尾に掲載)

〔田中眞紀子君登壇〕

○田中眞紀子君 た、たいま議題となりました法律案につきまして、文部科学委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、放射性同位元素及び放射線発生装置の使用等を取り巻く状況の変化に対応し、放射性同位元素によつて汚染された物のうち放射能濃度の十分低いものの取り扱いに関する規定の整備等の措置を講ずるものであり、その主な内容は、

第一に、放射線発生装置から発生した放射線によつて汚染された物の廃棄等について、放射性同位元素によつて汚染された物と同様の規制を行うこと、

第二に、許可取り消し使用者等は、使用の廃止の際には、あらかじめ、廃止措置計画を定め、文部科学大臣に届け出なければならないこと、

第三に、許可使用者は、文部科学大臣等から文部科学省令で定める基準を超えないことについて確認を受けることができ、この確認を受けた物は、放射性同位元素によつて汚染された物でないものとして取り扱うことなどであります。

○議長(横路孝弘君)

本案は、三月二十三日本委員会に付託され、二十六日川端文部科学大臣から提案理由の説明を聴取し、三十一日に独立行政法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所の視察を行いました。去る四月九日質疑を行い、討論、採決の結果、賛成多数をもつて原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し附帯決議が付されたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(横路孝弘君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(横路孝弘君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第八 防衛省設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(横路孝弘君)

日程第八、防衛省設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。安全保障委員長安住淳君。

防衛省設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案及び同報告書

(本号末尾に掲載)

〔安住淳君登壇〕

○安住淳君 た、たいま議題となりました法律案につきまして、安全保障委員会における審査の経過及び結果について御報告申し上げます。

○議長(横路孝弘君)

本案は、自衛隊の任務の円滑な遂行を図るため、自衛官の定数の総計は二十四万七千七百四十六人としたまま、海上自衛官、航空自衛官及び情報本部に所属する自衛官の定数を削減し、共同の部隊に所属する自衛官の定数を三十九人増加するとともに、即応予備自衛官の員数を十二人増加し、八千四百七十九人に改めるものであります。本案は、去る四月五日に本委員会に付託され、

翌六日北澤防衛大臣から提案理由の説明を聴取し、九日に質疑を行い、質疑終局後、討論、採決の結果、賛成多数をもつて原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(横路孝弘君) 採決いたします。

○議長(横路孝弘君)

○議長(横路孝弘君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

〔賛成者起立〕

高速自動車国道法及び道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する等の法律案(内閣提出)の趣旨説明

○議長(横路孝弘君)

この際、内閣提出、高速自動車国道法及び道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する等の法律案について、趣旨の説明を求めます。国土交通大臣前原誠司君。

〔国土交通大臣前原誠司君登壇〕

○国務大臣(前原誠司君) 高速自動車国道法及び道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する等の法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

高速自動車国道の整備については、国土開発幹線自動車道建設会議を廃止し、社会資本整備審議会での厳格な審議や事業評価の結果の公表等により、その過程の透明性を十分に確保することが重

要であります。また、高速道路ストックを有効に活用し、高速道路の通行者等の利便を増進させるための高速道路の整備を推進することが必要であります。

このような趣旨から、このたび、この法律案を提出することとした次第です。

次に、この法律案の概要について御説明申し上げます。

第一に、国土交通大臣は、高速自動車国道の整備計画等を定め、または変更しようとするときは、社会資本整備審議会の議を経なければならないこととしております。

第二に、国は、高速自動車国道の整備計画を定め、または変更しようとする場合において、当該整備計画に係る高速自動車国道の整備に関する事業の効果の把握及びこれを基礎とする評価を行い、その結果を公表するほか、高速自動車国道の整備過程の透明性を確保するため、必要な措置を講ずることとしております。

第三に、高速道路の車線の増設や既存の高速道路間を連絡する高速道路の新設または改築に関する一定の事業等を、高速道路利便増進事業として追加することとしております。

第四に、国土開発幹線自動車道建設法を廃止することとしております。

そのほか、これらに関連いたしまして、所要の規定の整備を行うこととしております。

以上が、高速自動車国道法及び道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する等の法律案の趣旨でございます。(拍手)

高速自動車国道法及び道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する等の法律案(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑

○議長(横路孝弘君) ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。順次これを許します。加藤学君。

(加藤学君登壇)

○加藤学君 民主党の加藤学でございます。

私は、民主党・無所属クラブを代表して、ただいま提案のありました高速自動車国道法及び道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する等の法律案について、前原国土交通大臣に質問いたします。(拍手)

道路特定財源制度は、道路が未整備な時代に創設された制度であり、戦後の経済復興に大きな役割を果たしてきました。しかし、我が国の経済構造や国民のライフスタイルは既に大きく変化し、行政に求められる資源配分のあり方も変容しました。もはや、道路だけを聖域化すべき時代は去りました。

政策の優先順位も明らかにせず、硬直的、固定的な特定財源制度に裏づけられた道路整備を強引に推し進める構造には、大きな問題があったと考えます。

民主党は、かねてより、道路特定財源の一般財源化、道路行政の抜本的改革を主張してきました。

遅きに失したとはいえ、昨年の通常国会では、麻生内閣は、道路特定財源の一般財源化を図りました。しかし、自公政権が取り組んだ道路特定財源の一般財源化は、粉飾、まやかし、名ばかりの

改革にとどまりました。

昨年の衆議院選挙において、民主党は、道路をめぐる政策を中央集権的な国の形を変える突破口と位置づけ、社会資本整備にかかわる行政を根本的に改革すること、地域経済活性化のための高速道路の原則無料化を公約に掲げました。

今般、政府が提出した法案は、地域主権による地域活性化を進める民主党の理念を着実に実施するためのものであると高く評価いたします。

この法案は、どのような基本理念、原則に基づき、何を指すものなのか。自公政権との政策理念の違い、政権交代があったからこそ実現できた点を含めて、前原国土交通大臣に明確なる答弁をいただきたい。

初めに、高速自動車国道の整備過程の透明性の向上に関する施策についてお尋ねします。

この法案には、民主党の政策提言の目玉であった、国土開発幹線自動車道建設会議の廃止などが盛り込まれています。全総、国幹会議という言葉に象徴される過去の道路政策をどのように総括されて今般の措置を盛り込んだのか、前原国土交通大臣の御所見を求めます。

国幹会議を廃止し、国会、第三者機関で審議し、関係都道府県等からの意見聴取とあわせて、高速自動車国道の整備の内容を厳正にチェックする仕組みに改めることは、画期的な政策と受けとめております。

高速自動車国道の整備効果を広く国民に明らかにするため、国に対し、事業評価の結果等の公表を義務づけることですが、どのような形で、いかなる資料が提出されるのか、前原国土交通大臣から答弁をいただきたい。

また、整備の各段階ごとに、社会資本整備審議会で審議し、学識経験者が計画の妥当性を専門的な視点からチェックすることですが、どのような手順と基準でこれに取り組むのか、あわせて明らかにしていただきたい。

なお、二月二十六日、前原大臣より、社会資本整備審議会、交通政策審議会及び国土審議会の委員の改選について発表がありました。新政権にふさわしい、すばらしい人材が選ばれたと評価いたします。

過去には、法定審議会は形骸化されていたとの批判も聞かれましたが、せっかくの人材を生かすために、これらの審議会の運営についても見直しを行うのか、頻度を上げて開催することも検討されているのか、前原国土交通大臣よりお答えをいただきたい。

次に、高速道路利便増進事業の拡充等に関する施策について質問いたします。

高速道路における交通事故の防止や交通渋滞の解消を図るための車線の増設、ミッシングリンクの解消など、高速道路の利便増進に対するニーズが一層高まっていると考えます。

私が住んでいる長野県の伊那谷のような鉄道の便がにくい地方では、高速道路の交通がかなめであり、インターチェンジの増設によって一般道からのアクセスをよくすることが、高速道路の利便性を大幅に上げ、地域の経済に大きな経済効果をもたらします。

今般の改正案では、これまでの料金の値下げ、スマートインターチェンジの整備に加えて、通常のインターチェンジの整備、車線の増設、既存の高速道路間を連結する高速道路の新設、改築、

サービスエリア、パーキングエリアの整備が追加されました。これらの事業は、高速道路ストックを有効活用し、通行者等の利便性の向上を図るもので、新たに利便増進事業のメニューに追加することは時宜にかなうものと評価いたします。

しかし、利便増進事業で道路をつくること等は道路改革に逆行するのではないかと誤解する方もいるようにございます。利便増進事業におけるメニューの追加を行う意義と目的について、改めて前原国土交通大臣より御説明をお願いいたします。

なお、一九八七年に閣議決定した第四次全国総合開発計画に盛り込まれた一万四千キロの高速道路整備計画について、見直す可能性もあると伺っております。この点についても方針を示していただきたい。

さて、四月九日、前原国土交通大臣より、高速道路の再検証の結果と新たな上限制の導入を含めた料金制について新しい発表がなされました。

そこで、新たな料金制度を中心に質問いたします。

NEXCOについては、ETCの設置状況にかかわらず、普通車は二千元という上限料金が設けられ、首都高と阪神高速については、下限が五百円、そして上限が九百円という体系になり、さらに、エコカー割引も導入されると伺っております。

これまでの複雑で不公平な割引制度が、わかりやすい、公平な制度に変わると期待しております。今回の、新たな上限制の導入を含めた料金制の基本方針、導入効果につきまして、前原国土交通大臣より明らかにしていただきたい。また、既

存割引の廃止に伴う激変緩和措置を行うとのことですが、この点についても御説明を求めます。

これに関連して、平成二十二年度高速道路無料化社会実験計画(案)についてお尋ねします。

社会実験の区間については、一十億円の予算を前提として、首都高、阪神高速を除く高速道路、渋滞発生頻度、他の交通機関への影響も勘案して、ことしは、一千六百二十六キロメートル、高速道路の約一八%が選定されたと承知しております。

本年の六月からの実施と聞いておりますが、その効果を見きわめていく必要があると考えます。

今回は社会実験であります。平成二十三年以降、本格実施に取り組みと受け取っていいのか、前原国土交通大臣より基本的姿勢を明らかにしていただきたい。

最後に、道路整備に関連して、幾つかの観点から質問を行います。

道路政策を策定、実施するに当たって、自動車交通だけを念頭に置くのではなく、しつかり日本の将来像、総合交通体系についても考慮する必要があると思います。

陸海空の総合交通体系を確立せず、縦割りで連携のない非効率なインフラ整備が続けられてきました。現状では、高齢者や障害者など移動困難者の移動手段が十分に確保されているとは言いがたい状態であります。

民主党、社民党は、政権獲得以前に交通基本法案を提出してきました。国民の移動の権利を明記し、交通基本計画により総合的な交通インフラを効率的に整備し、重複による公共事業の無駄遣いを減らし、環境負荷の少ない持続可能な社会の構

築を目指すものであります。都道府県、市町村は、地域交通計画を策定し、地域住民のニーズに合致したLRTやコミュニティバスなどの整備を推進することができま

政府としてもこうした法案を提出する意向があるのか、前原国土交通大臣より見解を求めます。道路特定財源が、レクリエーショングッズやマッサージチェア、アロマ器具などの購入に使われていたことが、かつて問題となりました。道路関係だけでなく、国土交通関連の予算、公益法人に

関係して、不透明な部分が残っていると聞いております。

前原大臣は、公共事業の大幅削減、道路保全技術センターを初めとする公益法人の改廃などを進めると同時に、他方で、地方で使い方を決められる社会資本整備総合交付金の創設、住宅政策にかかわる斬新な予算、税制措置、そして、観光を初めとする成長戦略の策定などに取り組んでおります。

こうした実績を積み重ねてきた前原国土交通大臣にエールを送るとともに、与党の一員として、鳩山政権が進める国土交通行政の大改革をしつかりと支えていく決意を申し上げ、私の質問を終わります。(拍手)

(国務大臣前原誠司君登壇)

○国務大臣(前原誠司君) 加藤議員にお答えいたします。十問いただきました。

まず、本法案の基本理念、原則についてお尋ねがありました。

道路整備を初めとする公共事業については、国民にとって本当に必要なものかどうかを見きわめた上で、国民の安全を守り、我が国の国際競争力

を強化するために真に必要なインフラ整備を戦略的かつ重点的に進めることが不可欠だと考えております。

本法案は、このような認識に基づき、高速道路について、そのストックをできるだけ有効活用するとともに、整備過程の透明性を十分に確保し、真に必要な利便性の高い高速道路の整備を図るものでございます。

次に、国土開発幹線自動車道建設会議の廃止についてお尋ねがありました。

今後の道路整備につきましては、国民にとって本当に必要なものかどうかを見きわめ、真に必要な整備を戦略的かつ重点的に進める観点から、その過程の透明性を十分に確保することが不可欠であると認識をしております。

このため、本法案において、審議が形式的かつ不十分で国会の意思が反映されていないとの指摘のありました国土開発幹線自動車道建設会議を廃止し、国会や社会資本整備審議会において整備の内容や効果などを厳正にチェックするための措置を制度化するものとしております。

次に、高速自動車国道の事業評価についてお尋ねがありました。

高速自動車国道の整備の過程の透明性を向上させるため、整備計画の策定等を行う場合、事業評価の結果を公表することとしております。

具体的には、費用対効果分析の結果、渋滞や交通安全など道路利用者への影響、住民生活や地域経済、環境など社会全体への影響などについて取りまとめ、公表することによりまして、国会や社会資本整備審議会等における厳正なチェックを受けることとしております。

次に、社会資本整備審議会における審議についてのお尋ねがありました。

高速国道の整備に当たっては、計画、整備の各段階ごとに、社会資本整備審議会の議を経ることとするともに、整備計画の作成等を行う場合には事業評価を実施し、その結果を公表して国会等による厳正なチェックを受けるなど、必要な措置を講ずるとしております。

社会資本整備審議会における審議に当たりましては、地域の状況、交通需要、周辺道路の整備状況等を総合的に勘案して、各路線の必要性、緊急性等につきまして徹底的に御審議いただきたいと考えております。

次に、社会資本整備審議会、交通政策審議会及び国土審議会の運営の見直しについてのお尋ねがございました。

今般、政権交代を機に、これらの審議会の委員等に関して見直しを行いまして、具体的には、中立公正な視点、専門家としての識見、知見等を勘案し、総合的に判断をして、最適な人選を行いました。

今回の改選においては、大きな方向性としては、国益、日本の今後のあり方というものを考えてきたさる識見、識見を持った方を選ぶことといたしまして、社会資本整備審議会は十名、交通政策審議会は二名、国土審議会は九名の委員に、新たに就任をお願いすることといたしました。

審議会の運営につきましては、国土開発幹線自動車道建設会議の廃止に伴い、既存の社会資本整備審議会の比重がかなり大きくなることなどもありまして、審議会の開催頻度を上げるなど、テ

マに応じた工夫をしながら積極的な活用を図ってまいりたいと考えております。

次に、高速道路の利便増進事業の対象の拡充についてのお尋ねがありました。

利便増進事業につきましては、地域から道路整備についての強い要望があることも踏まえ、現在は料金引き下げとスマートインターチェンジの整備に限定されている整備メニューを、ミッシングリンクの解消、四車線化、インターチェンジ設置などについて拡充するものでございます。

対象事業につきましては、厳しい財政事情を踏まえ、既存高速道路ネットワークの有効活用、機能強化を図るという利便増進事業の法律の趣旨に合致をし、かつ十分な投資効果を期待でき、また有料道路として供する東京外環や名古屋二環などに限定することとしております。

次に、一万四キロメートルの高速道路整備計画の見直しについてのお尋ねがございました。

高規格幹線道路網全体の整備のあり方については、これまでの経緯や国民の幅広い意見も踏まえて、必要な事業をできるだけ効率的に進めることができよう、検討を進めたいと考えております。

次に、高速道路の料金割引についてのお尋ねがございました。

現行料金割引は、一時的で持続可能ではないこと、割引の内容が複雑であること、特定の曜日、時間帯に限定した割引による交通集中により渋滞が発生すること、ETC限定とするなど特定の車種に限定をしていることなどといった課題が生じているところでございます。

新たな料金割引は、これらの課題を解決しつつ、物流コストの低減などの我が国が抱えるさまざまな政策課題への対応を図るために、上限料金制の導入、徹底した簡素化、地球環境に配慮することを基本方針として見直すことといたしました。

次に、高速道路の原則無料化についてのお尋ねがございました。

高速道路の原則無料化につきましては、まずは、六月より、地域経済への効果、渋滞や環境への影響、ほかの交通機関への影響などを検証することを目的に社会実験をすることとしております。

同じく六月から実施することとしている上限料金の試行とあわせて、その効果や影響の検証を行うつつ、国民の理解を得ながら段階的に取り組んでいきたいと考えております。

最後に、交通基本法案についてのお尋ねがありました。

少子高齢化の進展、地球温暖化対策等の社会環境の変化に適切に対応していくため、交通基本法の制定及び関連施策の充実が重要な課題だと認識をしております。

来年の通常国会の法案提出に向けて、これまで八回にわたりまして交通基本法検討会を開催するとともに、本年三月末に中間整理を取りまとめたところでございます。五月から六月をめどに、交通基本法について、考え方と関連施策のあり方に関する検討結果を取りまとめる予定にしております。

以上です。(拍手)

○議長(橋路孝弘君) 北村茂男君。

(北村茂男君登壇)

○北村茂男君 自由民主党の北村茂男です。

私は、自由民主党・改革クラブを代表して、ただいま趣旨の説明がありました高速自動車国道法及び道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する等の法律案について質問いたします。(拍手)

鳩山政権は、高速道路政策を一体どうしたいのでしょうか、新たな高速道路の建設費用を一体だれに負担させようというのでしょうか、高速道路の原則無料化の旗はおろそうとせず、その一方で、料金引き下げの財源を高速道路建設に転用し、料金の実質値上げも容認しようとしています。鳩山政権による高速道路政策は、まさに支離滅裂であると言わざるを得ません。

以下、ただいま議題となりました法律案に沿って、関係大臣にその見解を伺っていきいたいと思います。

鳩山政権は、コンクリートから人へという考えのもと、公共事業予算について、これを抑制する方針を示しており、道路予算についても、原則として新規事業は行わないことといたしております。

ところが、昨年十二月、各県連や地方の要望を受けて民主党幹事長室が取りまとめた民主党の平成二十二年度予算重点要望において、高速道路会社による高速道路整備を推進するため、利便増進事業を抜本的に見直すことが盛り込まれてから、従来の新規建設抑制の方針が大きく変わってしまったのではないのでしょうか。

ただいま議題となりましたこの法律案では、高

速道路路利便増進事業の範囲について、これまでの料金引き下げやスマートインターチェンジの整備に加え、高速道路の整備等を新たに追加することとしたしております。

これは、東京外郭環状道路等の整備や、関越自動車道上越線等の高速道路の暫定二車線区間の四車線化など、昨年十月に、平成二十一年度補正予算の国土交通省関係事業に係る執行の見直しを行い、凍結をしましていたものを、民主党の要望を受けて復活させるために改正を行うものと考えざるを得ません。

今回、法改正を行い、高速道路利便増進事業の範囲を拡大することとした理由について、まず前原国土交通大臣に伺いたいと思います。

民主党の予算に関する重点要望に関しては、前原大臣は、昨年十二月の記者会見において、利便増進事業を抜本的に見直して国が高速道路会社に対して支援を行うことについて、これは我々が今まで申し上げてきた道路整備と全く違う考え方ではないかと、これを二十二年度でということとはとてまいけないけれども無理であります、党としてのまとまった議論だとも認識をしておりますと、否定的な見解を述べておられます。

このように発言していた大臣が、今、御自分がおっしゃっていたことに全く反する法律案の趣旨説明を行っているのであります。大臣は、昨年の御自身の発言の重みをどのように考えておられるのでしょうか。どうして御自分の考えを変えられ、このような法律案を提出されたのかについて、この法律案では、高速道路の整備過程の透明性を確保するとうたわれておりますが、本法律案が

成立してしまつと、高速道路建設費は、高速道路会社への道路資産の貸付料の減額という形で賄われることになり、政府の意のままに高速道路建設が行われることになるのではないのでしょうか。国会でのチェックも難しくなり、国民の監視の目が行き届きにくいところで、党利党略などによる利益誘導のために高速道路建設が決まってしまうというおそれを感じますが、前原国土交通大臣の見解を改めて伺っておきたいと思ひます。

次に、法案に関連し、高速道路の料金引き下げ施策について伺いをいたします。

現在、高速道路利便増進事業の財源である三兆円のうち、二・三兆円を使って高速道路の料金引き下げが行われておりますが、国土交通省は、四月九日に、高速道路の再検証結果と新たな料金割引を発表いたしました。

今回発表されました料金割引は、普通車二千円、大型車五千円などの上限料金を設けることとしており、この法律案成立後、六月中に試行的に導入することとされております。

二十二年度の激変緩和措置として、時間帯割引、大口・多頻度割引を残すこととしておりますが、激変緩和措置の後の対応は全く不明であり、トラック業界などの輸送業者への影響が大いに懸念をされるところであります。時間帯割引の廃止では、上限価格以下の利用が多いトラック事業者にとつては実質値上げとなるとの意見もありま

す。また、これまで休日限定であった普通車の割引が平日にも広がることで、鉄道やバスなどの利用者が減る懸念もあります。

この新たな割引制度は、現行の料金割引制度と比較して、平均的な利用者として多くのトラック

事業者等に対しては、実質値上げになるのかあるいはそうでないのか、また、競合する他の輸送機関である鉄道事業者等にはどのような影響が生じると考えているのか、答弁を願いたいと思ひます。

しかし、この制度に関して、一昨日、仙谷国家戦略担当大臣は、地元徳島市内の街頭演説で、高速道路の新たな料金制度で本州四国連絡道路の上限料金が他の地域より割高に設定されたことに、幾ら前原大臣が親しい同志でもこんなことは許してはならないと発言し、近く見直しを求める一方、馬淵国土交通副大臣は、昨日の会見で、これを明確に否定する発言をするなど、早くも党内不一致の様相であります。

民主党は、マニフェストにおいて高速道路の原則無料化を掲げ、高速道路は無料にすると国民に約束をされました。それにもかかわらず、今回の法律改正を行い、料金引き下げの財源を削ること、無料化の社会実験区間を除き、結果として、休日等については値上げとなり、その一方で、高速道路の新設等を行うとしております。これでは、高速道路が無料化されることを信じて民主党に投票された国民の理解が得られないのではないのでしょうか。

高速道路の原則無料化を政権公約に掲げながら、無料化の対象は三十七路線五十区間と全国のごく一部にすぎず、一方で、高速料金の実質値上げを導入する。これでは、高速道路の原則無料化の公約は、前原大臣、あなたの野党時代における昨年二月の予算委員会での発言、その表現をおかりすれば、まさに、やるやる詐欺ではありませんか。

高速道路の無料化をやるのかやらないのか、やるならいつまでにやるのか、国民に明確に示す必要があると考えますが、前原国土交通大臣の見解を改めて伺っておきたいと思ひます。

今回の新たな料金割引によって、平日の利用者増加による渋滞の増加や、環境政策に逆行するCO₂排出量の増加などが懸念されます。渋滞等の課題の解消などに対し、どのような政策効果があると考えているのか、改めて大臣の見解を伺ってきたいと思ひます。

また、地方において、これまで以上の地域経済活性化の効果が見込まれるのかどうかについても、原口総務大臣にその見解を伺っておきたいと思ひます。

あわせて、民主党の高速道路原則無料化の方針は、マニフェストでは、流通コストの引き下げを通じて生活コストを引き下げる目的があるとされておりますが、今回の新たな料金割引は物流においてどのような効果が得られるとお考えなのか、前原国土交通大臣に伺いたいと思ひます。

さらに、高速道路無料化の社会実験や上限料金制度では、首都高速、阪神高速を除き、ETC車載器の有無にかかわらず対象となるため、料金所の渋滞解消、キャッシュレス化による利便性の向上、管理費の節減などのETC推進による従来の政策目的が消滅してしまひます。これまでにETCの車載器を購入した利用者に対しては、今回の措置をどのように説明されるつもりなのか、前原大臣に伺いたいと思ひます。

続いて、高速道路の建設について質問をいたします。

三兆円の枠を利用して、高速道路会社により建設等が行われることとされておりますが、その財源はもとと国の税金であります。

道路公団時代には、年三千億円の国費が投入されて高速道路建設がなされていきましたが、道路公団民営化後は、高速道路会社への高速道路建設のための国費投入がなくなり、料金収入の範囲で道路建設が行われ、経営努力の結果、料金引き下げも可能になりました。

こうした高速道路会社に国費投入をしないという道路公団民営化の基本的な考え方に反し、法改正により国費を投入するということは、道路公団時代の復活を意味するのではないのでしょうか。高速道路会社による高速道路の整備に国費を投入することについて、前原国土交通大臣の見解を求めます。

公共事業の削減と言いながら、このような手段を使ってまで建設するというのであれば、コンクリートから人へという方針を修正し、道路の必要性をしっかりと検証した上で、堂々と予算をつけて道路整備を実施すべきではないかと考えますが、前原国土交通大臣の見解を伺っておきます。

次に、国土開発幹線自動車道建設法の廃止についてお伺いをいたします。

これまでは、国土開発幹線自動車道建設会議、いわゆる国幹会議において、国会議員も委員として参加し、学識経験者とともに、高速道路の基本計画、整備計画についての審議を行ってまいりました。国幹会議のあり方については、さまざまな意見が出されていたことは承知をいたしておりますが、国幹会議をあえて廃止せずとも、審議のあり方を見直すことで十分な成果を上げることが可

能であったのではないのでしょうか。今回の法改正により、国幹会議を廃止し、社会資本整備審議会で審議を行う理由について、前原国土交通大臣の見解を伺いたいと思います。

国幹会議は、国権の最高機関である国会の指名を受けた国民の代表者である国会議員が構成員として入っていました。社会資本整備審議会では、学識経験者のみであります。高速自動車国道の整備について透明性をどう確保されるのか、また、国会によるチェックのあり方をどのように考えており、国会での議論はどのように反映されるのかについて、前原国土交通大臣にお伺いをいたします。

次に、高速自動車国道の整備についての事業評価のあり方についてであります。今回の法改正では、高速自動車国道の整備効果を広く国民に明らかにするため、国に対し、事業評価の結果の公表を義務づけることとしております。高速道路の整備の必要性を判断するための基準のあり方について、どのように考えているのでしょうか。

また、現在は、走行時間短縮、走行経費減少、交通事故減少の三便益に基づいた金銭換算の可能な費用便益分析が行われておりますが、救急患者の搬送ルートを確保する、いわゆる命を守る道としての効果など、金銭換算が難しい道路の効果についても考慮して評価ができるようすべきであると考えますが、費用便益分析を見直す必要性についてどのように考えているのか、前原国土交通大臣に伺います。

最後に、高速道路のあり方についてお伺いをいたします。

前原国土交通大臣は、今後、国幹会議において

審議が行われ既に決定されている基本計画、整備計画の扱いについては、変更はされない旨を発言されております。高速自動車国道の予定路線一万一千五百二十キロメートル及び整備計画路線九千四百二十八キロメートルについて完成させる考えはあるのか、お伺いをいたします。

また、前原国土交通大臣は、三月十六日の記者会見において、昭和六十二年六月二十六日の道路審議会答申に基づいて決定された高規格幹線道路一万四千キロメートルの計画に関して、見直す考えを表明しております。

地方にとつての高速道路の必要性を原口大臣に對し、そして、今後の高速道路の整備のあり方についてどのように考えているのかを前原国土交通大臣に、それぞれ見解をお伺いして、私の質問を終わります。(拍手)

(国務大臣前原誠司君登壇)

○国務大臣(前原誠司君) 北村議員に十五問、質問をいただきました。お答えをいたします。

利便増進事業を拡充した理由についてお尋ねがございました。

利便増進事業につきましては、地域から道路整備についての強い要望があることを踏まえ、現在は料金引き下げとスマートインターチェンジの整備に限定されている整備メニューを、ミッシングリンクの解消、四車線化、インターチェンジ設置などについて拡充するものでございます。

対象事業につきましては、厳しい財政事情を踏まえまして、既存の高速道路ネットワークの有効活用や機能強化を図るといふ利便増進事業の趣旨に合致し、かつ十分な投資効果を期待でき、また、有料道路として供する東京外環や名古屋二環

などに限定することとしていただいております。

次に、利便増進事業の見直しによる高速道路会社への支援についてお尋ねがありました。

今回の利便増進事業の見直しは、既に高速道路機構から国に債務承継された金額の範囲内で、つまりは措置済みの予算で、外環や名古屋二環など、投資効果が高く真に必要な道路整備や著しい渋滞が発生をしている区間の四車線化など、既存の高速道路ネットワークの有効活用や機能強化を図るといふ利便増進事業の趣旨に合致するものに限るとしておまして、そしてまた、新たな国費を会社投入するものではございません。

したがって、新たに高速道路会社を支援するものではなく、考えを変えたわけではございません。

次に、国民の監視の目が行き届きにくいところでは利益誘導のための高速道路建設が進められるのではないかとのお尋ねがありました。

今回の法改正によりまして、利便増進事業を活用して新たに整備する道路については、整備手法などの再検証を踏まえ、また十分な投資効果が確認をされた外環、名古屋二環などに限定をしようとしてございます。

また、この再検証の結果については、国会等での議論に資するよう法案審議前に公表を行ったところでございます。法案成立後にはパブリックコメントを行うなど、透明性の確保に努めていきたいと考えております。

次に、新たな料金は値上げなのか、また、他の交通機関への影響についてお尋ねがございました。

新たな上限料金制度については、一時的で持続可能ではなく、また複雑でわかりにくいなどの現在の料金割引の課題を改善して、広く利用者に料金割引を行うこととしたため、個別には、値上げる方もおられれば値下げになる方もおられると認識しております。

また、他の交通機関への影響につきまして、前政権下で限定的に行うこととされていた休日上限千円の実施による課題も踏まえ、できるだけ影響が小さくなるよう配慮した料金設定としたところでございますが、新たな上限料金制度は来年の三月まで試行するものであり、その試行の中で検証してまいりたいと考えております。

次に、高速道路の無料化についてお尋ねがございました。

高速道路の原則無料化については、まずは、六月より、地域経済への効果、渋滞や環境への影響、他の交通機関への影響などを検証することを目的に社会実験を行うこととしております。

同じく六月から実施することとしている上限料金の試行とあわせ、その効果や影響の検証を行いつつ、国民の理解を得ながら段階的に進めていきたいと考えております。

新たな料金割引による渋滞についてのお尋ねがございました。

休日上限千円などの現行の料金割引により、特定の曜日や時間帯に交通が集中をして渋滞が発生をしてまいりました。これを踏まえ、新たな料金割引につきましては、平日と休日や時間帯の区別なく適用することによりまして、交通が分散をされ、現在の渋滞の緩和やこれに伴う一定のCO₂の排出量の削減が期待をされているところであり

ます。

なお、CO₂排出量の削減の観点から、軽自動車やエコカーを優遇した料金設定としております。

次に、物流への効果についてお尋ねがございました。

今般の新たな料金につきましては、上限料金制とすることによりまして、高い料金により阻害をされている地域間の移動が容易となり、長距離の物流コストの引き下げや輸送距離の拡大などについて大きな効果があると考えております。

いずれにいたしましても、本年度の試行を通じて、その効果等について検証してまいりたいと考えております。

次に、今後のETCの活用についてお尋ねがございました。

現在の割引は、すべての割引をETCに限定するなど、現金利用者との公平性の観点から課題があるため、原則、区別をなくすこととしたところでございます。

しかしながら、ETCにつきましては、ノンストップで料金支払いができることはもとより、新たな料金制度においても、都市高速の料金などについて、引き続き利用者にとってメリットがあると考えております。

次に、高速道路の整備についてお尋ねがございました。

今回の利便増進事業の見直しは、既に高速道路機構から国に債務継承された金額の範囲の中で、外環や名古屋二環など、投資効果が高く真に必要な道路整備や著しい渋滞が発生している区間の四車線化など、既存の高速道路ネットワークの有

効活用や機能強化を図るという利便増進事業の趣旨に合致するものに限定することとしたものであります。また、新たな国費を会社に投入するものではございません。

次に、高速道路の整備についてお尋ねがございました。

国土交通省所管の公共事業予算については、コンクリートから人への方針のもと、平成二十二年度は約一五％の削減を行ったところであります。

一方、必要な道路整備につきましては、厳格な事業評価のもと、既存予算の活用も図りながら、できるだけ効率的に進めていくこととしております。

なお、仮に、利便増進事業として整備に充当される一・四兆円が十年間で使われ、単年度一千四百億円の整備事業が増加すると仮定した場合におきましても、平成二十二年年度の公共事業予算は対前年度比約一三％減となることから、コンクリートから人への考え方を変えるものでは全くございません。

次に、国土開発幹線自動車道建設会議の廃止についてお尋ねがございました。

国土開発幹線自動車道建設会議につきましては、審議が形式的で不十分であることや、国会の意思が十分に反映されていないことなどに問題があるものと認識をしております。

このため、高速自動車国道の整備に関し、その過程の透明性を十分に確保するために、国土開発幹線自動車道建設会議を廃止することとしたしまして、国会や社会資本整備審議会等において整備の内容、効果などを厳正にチェックしていただくよう、整備計画の策定等に当たって、事業評価

結果の公表などの措置を講ずることとしたところでございます。

次に、国会におけるチェックのあり方についてお尋ねがございました。

国が整備計画の策定等を行う場合には、予算審議に向けて、高速自動車国道に係る事業評価の結果を公表することなどによりまして、国会において十分な御議論をしていたいただきたいと考えております。

次に、高速道路整備の必要性を判断するための基準についてお尋ねがございました。

高速道路の整備に当たりましては、無駄な道路を排除し、必要な道路整備を進める観点から、透明なプロセスのもとで厳格な事業評価を実施することが必要だと考えております。

具体的には、費用対効果分析の結果、渋滞や交通安全など道路利用者への影響、住民生活や地域経済、環境など社会全体への影響などについて把握をした上で、関係地方公共団体等の御意見も伺いながら、総合的に必要性を判断することとしております。

次に、道路の費用便益分析の見直しについてのお尋ねがございました。

道路の費用便益分析につきましては、命の道や観光振興など重要な要素が抜けているのではないかと、そういった御指摘もいただいているところでございます。地域に根差した事業評価を行うことは重要だと認識をしております。

一方、三便益以外の多様な効果の評価については、有識者より、便益の計測精度や二重計上のおそれなどの課題が指摘をされている面もござい

このため、多様な効果の取り扱いも含めて、客観的かつ厳格な事業評価のあり方について、試行を重ねながら検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。(拍手)

〔国務大臣原口一博君登壇〕

○国務大臣(原口一博君) 北村議員から、二点お尋ねがございました。

まず、新たな割引制度による地域経済活性化の効果についてお尋ねがございました。

新政権は、定住自立圏構想、緑の分権改革、地域の創富力の拡大、これを掲げております。新たな割引制度は、物流コストをトータルとして下げることにより、地方の移動格差を改善し、地域経済の活性化も図ろうとするものと承知してまいります。

また、曜日、時間帯の区別をなくすことで、特定の曜日や時間帯に生じている交通集中の緩和を図りつつ、休暇の分散化と相まって、地方における観光振興にも貢献するものと期待しております。

次に、地方にとつての高速道路の必要性についてお尋ねがございました。

高速道路は、国民の暮らしにかかわる重要な社会資本であり、特に地方においては、観光や企業立地などによる地域経済の活性化の観点や、救急搬送などの国民の命を守るインフラとしても、その整備について強い要望があるものと承知してまいります。

真に必要な高速道路の整備については、引き続き、地方の御意見も幅広く伺いながら推進していくべきものと考えています。

カリフォルニアと同じぐらいの面積と言われて

いる日本の中で、たくさんインターチェンジをつくって、そして多くの物流コストの増大を招くよりも、もともとインターの出口をたくさん置いて、そしてストロー効果のようなことがないように、地方からのそういう声もたくさん上がっているところでございます。その声を踏まえた政権の運営をしていきたいと思っております。

以上、お答え申し上げます。(拍手)

○議長(横路孝弘君) 国土交通大臣から答弁を補足したいとあります。これを許します。

国土交通大臣前原誠司君。

〔国務大臣前原誠司君登壇〕

○国務大臣(前原誠司君) 失礼をいたしました。

最後の答弁をしておりますが、今後の高速道路の整備のあり方についてお尋ねがございました。

道路整備を初めとする公共事業については、国民にとつて本当に必要なものかどうかをもう一度見きわめて、その上で、国民の安全を守り、我が国の国際競争力を強化する上で真に必要なインフラ整備を戦略的かつ重点的に進めることとしていくところでございます。

高速自動車国道一万一千五百二十キロメートルを含む、一万四千キロメートルの高規格幹線道路網全体の整備のあり方につきましては、これまでの経緯や国民の幅広い意見も踏まえつつ、必要な事業をできるだけ効率的に進めることができるよう、検討を進めてまいりたいと思っております。

以上です。(拍手)

○議長(横路孝弘君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(横路孝弘君) 本日は、これにて散会いたします。

午後二時八分散会

出席国務大臣

総務大臣 原口 一博君
外務大臣 岡田 克也君
文部科学大臣 川端 達夫君
厚生労働大臣 長妻 昭君
国土交通大臣 前原 誠司君
防衛大臣 北澤 俊美君

出席副大臣

国土交通副大臣 馬淵 澄夫君

○議長の報告

(通知書受領)

一、去る九日、鳩山内閣総理大臣から横路議長あて、次の通知書を受領した。

閣総第二五一号

平成二十二年四月九日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

衆議院議長 横路 孝弘殿

私は、平成二十二年四月十二日(月)午前十一時二十分羽田空港発、四月十四日(水)午後九時五十分同空港着の予定で、アメリカ合衆国訪問のため出張しますので、御通知いたします。

(報告書受領)

一、去る八日、鳩山内閣総理大臣から横路議長あて、次の報告書を受領した。

内閣総第四〇号

平成二十二年四月八日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院比例代表選出議員選挙九州選挙区における欠員による繰上補充による当選人について

平成二十一年八月三十日執行の衆議院比例代表選出議員選挙九州選挙区における欠員による繰上補充による当選人について、別紙のとおり総務大臣から報告があったので、公職選挙法第百八条第二項の規定により報告する。

(別紙)

選挙 期 日 平成二十一年八月三十日

当選人決定年月日 平成二十二年四月八日

当選告示年月日 平成二十二年四月八日

当選証書付与年月日 平成二十二年四月八日

衆議院名簿届出政党等の名称 公明党

当選 人 遠山 清彦

住 所 東京都杉並区天沼三三四一三八

(当選証書対照)

一、昨十二日、繰上補充により当選した次の議員に対し、当選証書の対照を終わった。

九州選挙区選出議員 遠山 清彦君

(応召議員)

一、昨十二日、召集に応じた議員は次のとおりである。

比例代表選出

九州

遠山 清彦君

(議席変更)

一、昨十二日、衆議院規則第十四条ただし書きにより、議長において議席を次のとおり変更した。

五 城内 実君
六 吉泉 秀男君
七 高橋千鶴子君
九 古屋 範子君
一〇 小泉 龍司君
一一 柿澤 未途君
一二 中島 隆利君
一三 塩川 鉄也君
一四 高木美智代君
一八 赤嶺 政賢君
一九 吉井 英勝君
二〇 高木 陽介君
二一 園田 博之君
二七 与謝野 馨君
四〇 石井 啓一君
四一 赤松 正雄君
四三 齊藤 鉄夫君
四四 東 順治君
四五 坂口 力君
五六 江田 康幸君
六〇 坂本 哲志君
六一 大口 善徳君
六五 江藤 拓君

(議席指定)

一、昨十二日、衆議院規則第十四条により、議長において議席を次のとおり指定した。

八 遠山 清彦君
(常任委員辞任及び補欠選任)
一、去る八日、議長において、次のとおり常任委員の補欠を指名した。
法務委員 遠山 清彦君

一、去る八日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
総務委員

辞任

補欠

大西 孝典君 補欠 山森 浩行君
森山 裕君 補欠 坂本 哲志君
森山 浩行君 補欠 大西 孝典君
坂本 哲志君 補欠 森山 裕君
議院運営委員

辞任

補欠

津川 祥吾君 補欠 中野渡詔子君
齋藤 健君 補欠 赤澤 亮正君
中野渡詔子君 補欠 津川 祥吾君
赤澤 亮正君 補欠 齋藤 健君

一、去る九日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
内閣委員

辞任

補欠

荒井 聰君 補欠 和嶋 未希君
石毛 鏝子君 補欠 稲見 哲男君
磯谷香代子君 補欠 松木けんこう君
岡島 一正君 補欠 石田 三示君
笹木 竜三君 補欠 鈴木 克昌君
田村 謙治君 補欠 森山 浩行君
津村 啓介君 補欠 森本 和義君
寺田 学君 補欠 山花 郁夫君
中島 正純君 補欠 金子 健一君
橘 慶一郎君 補欠 伊東 良孝君
森本 和義君 補欠 横倉 勝仁君
森山 浩行君 補欠 空本 誠喜君
和嶋 未希君 補欠 桑原 功君
石田 三示君 補欠 岡島 一正君

財務金融委員

辞任

補欠

荒井 聰君 補欠 藤田 憲彦君
和田 隆志君 補欠 皆吉 稲生君
渡辺 義彦君 補欠 小原 舞君
小原 舞君 補欠 渡辺 義彦君
藤田 憲彦君 補欠 荒井 聰君
皆吉 稲生君 補欠 和田 隆志君

文部科学委員

辞任

補欠

菅原 一秀君 補欠 あべ 俊子君
あべ 俊子君 補欠 菅原 一秀君

外務委員

辞任

補欠

大山 昌宏君 補欠 打越あかし君
早川久美子君 補欠 中野渡詔子君
河井 克行君 補欠 北村 茂男君
河野 太郎君 補欠 齋藤 健君
打越あかし君 補欠 菅川 洋君
菅川 洋君 補欠 大山 昌宏君
中野渡詔子君 補欠 早川久美子君
北村 茂男君 補欠 河井 克行君
齋藤 健君 補欠 河野 太郎君

厚生労働委員

辞任

菊田真紀子君

山口 和之君

棚橋 泰文君

江田 憲司君

大西 健介君

園田 康博君

石田 三三君

小山 展弘君

江端 貴子君

神山 洋介君

菊池長右エ門君

小宮山泰子君

近藤三津枝君

柿澤 未途君

経済産業委員

辞任

田嶋 要君

緒方林太郎君

安全保障委員

辞任

藤田 大助君

武田 良太君

福井 照君

玉置 公良君

奥野総一郎君

三村 和也君

梶山 弘志君

松浪 健太君

補欠

石田 三三君

菊池長右エ門君

近藤三津枝君

柿澤 未途君

江端 貴子君

小山 展弘君

神山 洋介君

小宮山泰子君

大西 健介君

菊田真紀子君

山口 和之君

園田 康博君

棚橋 泰文君

江田 憲司君

補欠

緒方林太郎君

田嶋 要君

経済産業委員

辞任

谷畑 孝君

環境委員

園田 博之君

辞任

園田 博之君

福井 照君

補欠

井上 信治君

橘 慶一郎君

井上 信治君

橘 慶一郎君

井上 信治君

井上 信治君

井上 信治君

井上 信治君

井上 信治君

井上 信治君

井上 信治君

井上 信治君

井上 信治君

井上 信治君

井上 信治君

井上 信治君

井上 信治君

井上 信治君

井上 信治君

井上 信治君

井上 信治君

井上 信治君

井上 信治君

井上 信治君

井上 信治君

井上 信治君

井上 信治君

井上 信治君

井上 信治君

(議案付託)

一、去る八日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

独立行政法人通則法の一部を改正する法律案

(秋葉賢也君外四名提出、衆法第一二二号)

独立行政法人通則法の一部を改正する法律案

(内閣提出第二二二号)

以上二件 総務委員会 付託

(議案送付)

一、去る八日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

北海道観光振興特別措置法案(佐田玄一郎君外五名提出)

独立行政法人通則法の一部を改正する法律案

(秋葉賢也君外四名提出)

一、昨十二日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

国民年金法等の一部を改正する法律案(厚生労働委員提出)

厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律等の一部を改正する法律案(厚生労働委員長提出)

(議案撤回)

一、去る九日、議員からの申し出により次の議案は委員会において撤回を許可した。

国民年金法等の一部を改正する法律案(長勢甚遠君外五名提出、第百七十三回国会衆法第一三三号)

(議案撤回通知)

一、去る九日、次の議案は同日委員会において撤回を許可した旨参議院に通知した。

国民年金法等の一部を改正する法律案(長勢甚遠君外五名提出、第百七十三回国会衆法第一三三号)

遠君外五名提出、第百七十三回国会衆法第一三三号)

遠君外五名提出、第百七十三回国会衆法第一三三号)

遠君外五名提出、第百七十三回国会衆法第一三三号)

遠君外五名提出、第百七十三回国会衆法第一三三号)

遠君外五名提出、第百七十三回国会衆法第一三三号)

遠君外五名提出、第百七十三回国会衆法第一三三号)

遠君外五名提出、第百七十三回国会衆法第一三三号)

遠君外五名提出、第百七十三回国会衆法第一三三号)

遠君外五名提出、第百七十三回国会衆法第一三三号)

遠君外五名提出、第百七十三回国会衆法第一三三号)

遠君外五名提出、第百七十三回国会衆法第一三三号)

遠君外五名提出、第百七十三回国会衆法第一三三号)

遠君外五名提出、第百七十三回国会衆法第一三三号)

遠君外五名提出、第百七十三回国会衆法第一三三号)

遠君外五名提出、第百七十三回国会衆法第一三三号)

遠君外五名提出、第百七十三回国会衆法第一三三号)

遠君外五名提出、第百七十三回国会衆法第一三三号)

遠君外五名提出、第百七十三回国会衆法第一三三号)

遠君外五名提出、第百七十三回国会衆法第一三三号)

遠君外五名提出、第百七十三回国会衆法第一三三号)

遠君外五名提出、第百七十三回国会衆法第一三三号)

遠君外五名提出、第百七十三回国会衆法第一三三号)

遠君外五名提出、第百七十三回国会衆法第一三三号)

遠君外五名提出、第百七十三回国会衆法第一三三号)

遠君外五名提出、第百七十三回国会衆法第一三三号)

遠君外五名提出、第百七十三回国会衆法第一三三号)

遠君外五名提出、第百七十三回国会衆法第一三三号)

遠君外五名提出、第百七十三回国会衆法第一三三号)

遠君外五名提出、第百七十三回国会衆法第一三三号)

遠君外五名提出、第百七十三回国会衆法第一三三号)

遠君外五名提出、第百七十三回国会衆法第一三三号)

遠君外五名提出、第百七十三回国会衆法第一三三号)

遠君外五名提出、第百七十三回国会衆法第一三三号)

遠君外五名提出、第百七十三回国会衆法第一三三号)

遠君外五名提出、第百七十三回国会衆法第一三三号)

遠君外五名提出、第百七十三回国会衆法第一三三号)

遠君外五名提出、第百七十三回国会衆法第一三三号)

遠君外五名提出、第百七十三回国会衆法第一三三号)

遠君外五名提出、第百七十三回国会衆法第一三三号)

遠君外五名提出、第百七十三回国会衆法第一三三号)

遠君外五名提出、第百七十三回国会衆法第一三三号)

遠君外五名提出、第百七十三回国会衆法第一三三号)

遠君外五名提出、第百七十三回国会衆法第一三三号)

遠君外五名提出、第百七十三回国会衆法第一三三号)

遠君外五名提出、第百七十三回国会衆法第一三三号)

遠君外五名提出、第百七十三回国会衆法第一三三号)

遠君外五名提出、第百七十三回国会衆法第一三三号)

遠君外五名提出、第百七十三回国会衆法第一三三号)

遠君外五名提出、第百七十三回国会衆法第一三三号)

遠君外五名提出、第百七十三回国会衆法第一三三号)

遠君外五名提出、第百七十三回国会衆法第一三三号)

遠君外五名提出、第百七十三回国会衆法第一三三号)

遠君外五名提出、第百七十三回国会衆法第一三三号)

遠君外五名提出、第百七十三回国会衆法第一三三号)

遠君外五名提出、第百七十三回国会衆法第一三三号)

キルギス共和国における政権崩壊に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

二〇一〇年版外交青書における竹島についての記述に対する韓国政府の抗議に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

一、昨十二日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

いわゆる密約問題に関する質問主意書(木村太郎君提出)

竹島問題に対する鳩山由紀夫内閣の姿勢に関する第三回質問主意書(鈴木宗男君提出)

検察官による取調べの実態及びそれに対する法務省政務三役の認識等に関する再質問主意書(鈴木宗男君提出)

(答弁書受領)

一、去る九日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員木村太郎君提出離島航路に関する質問に対する答弁書

衆議院議員河野太郎君提出子ども手当に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出検察官による取調べの実態及びそれに対する法務省政務三役の認識等に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出検察官による違法な取調べの様子を記した著書に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出取調べの全面可視化に対する千葉景子法務大臣の見解に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出竹島問題に対する鳩山由紀夫内閣の姿勢に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員木村太郎君提出離島における救急ヘリポート整備に関する質問に対する答弁書

衆議院議員橋本昌一郎君提出平成二十一年十一月五日衆議院予算委員会における鳩山首相の株式売却についての答弁に関する質問に対する答弁書

衆議院議員秋葉賢也君提出官房機密費の取り扱いに関する再質問に対する答弁書

衆議院議員高市早苗君提出普天間飛行場移設先につき現行計画を白紙に戻した理由に関する質問に対する答弁書

衆議院議員木村太郎君提出離島の観光政策に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出検察庁の各種マスメディアに対する対応のあり方に関する第三回質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出一九七二年の沖縄返還時における有事の際の核持ち込みを認めた密約に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員柿澤未途君提出独立行政法人都市再生機構による市街地再開発事業に関する質問に対する答弁書

衆議院議員柿澤未途君提出郵便局の「間仕切り」及び監視カメラの撤去に関する質問に対する答弁書

平成二十二年三月三十日提出
質問 第三二六号

離島航路に関する質問主意書
提出者 木村 太郎

離島航路に関する質問主意書

自由民主党は、三月十五日長崎県にて「ふるさと対話」を開き、広く国民の声を聞いたところ、民主党政権による政策の急進な変更や重要な予算の廃止等により現場では大混乱が起き、様々な問題が生じていることが判明した。

従って、次の事項について質問する。

一 政府は平成二十二年より高速道路の無料化について社会実験を開始するとしている。しかしながら、離島においては、主な交通機関は海上交通であり、島民は高速道路の無料化の恩恵を被ることはない。よって離島の地域住民にとって不可欠な離島航路についても政府の補助により無料化がされるべきであると考え、政府としての見解を如何。

二 一について無料化が実現できない場合は、離島航路補助事業について拡充及び要件の緩和が必要と考えるが、政府としての見解如何。

内閣衆質一七四第三二六号
平成二十二年四月九日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫
衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員木村太郎君提出離島航路に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)
衆議院議員木村太郎君提出離島航路に関する質問に対する答弁書

一について
離島航路については、離島の住民の交通手段

として極めて重要であると認識しているが、現下の情勢では航路の維持も厳しい状況にあることから、まずは安定的な航路の維持に努めていくこととしており、御指摘の無料化のための補助については検討していない。

二について

離島航路については、離島航路整備法(昭和二十七年法律第二百二十六号)に基づき、従来より離島航路事業者に対し運航欠損に対する補助金の交付を行ってきたところであるが、平成二十一年度からは、地方公共団体が船舶を所有し、離島航路事業者に運航を委託する「公設民営化」方式を導入する等の航路の安定的運営を図るための取組についても補助の対象としていくところである。

政府においては、これらの補助制度を積極的に活用しつつ、離島航路の維持及び離島航路事業者の経営改善を図ってまいりたい。

平成二十二年三月三十日提出
質問 第三二七号

子ども手当に関する質問主意書

提出者 河野 太郎

子ども手当に関する質問主意書
鳩山内閣において、初年度で二兆二千五百億円、翌年度からは四兆五千億円もの多額の予算を措置し、その支給が決定した子ども手当は、少子化対策であるのか、家計支援であるのか、あるいは景気対策であるのか、その政策目的に対する明確な説明もなされないまま、六月に支給が開始されようとしている。

よつて、次の事項について質問する。
一 子ども手当の目的は何か。
右質問する。

内閣衆質一七四第三二七号

平成二十二年四月九日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員河野太郎君提出子ども手当に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員河野太郎君提出子ども手当に関する質問に対する答弁書

一について

子ども手当については、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援するために支給するものであり、他の施策とあいまって、子どもを安心して生み、育てることができる社会の構築と少子化の流れを変えること等に資するものである。

平成二十二年三月三十日提出
質問 第三二八号

検察官による取調べの実態及びそれに対する
法務省政務三役の認識等に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

検察官による取調べの実態及びそれに対する
法務省政務三役の認識等に関する質問主意書

意書
先の質問主意書で、取調べ中に被疑者に対して殴る、蹴る、被疑者を壁に押しつけ、身動きをと

れなくするといった暴行を働き、または机を叩く、大きな声を出し暴言を吐くといった威嚇をし、それが表沙汰になり罷免された、若しくは自ら職を辞した検察官は過去にいくらか問うたところ、「政府答弁書三二（内閣衆質一七四第一二七号）では、過去に四名の検察官が、取調べの相手方に右の内容の暴行を加える等の行為を働き、懲戒処分又は法務省の内規に基づく処分を受けていることが明らかにされている。

① 平成五年十月、取調べの相手方二名にそれぞれ足蹴りするなどの暴行を加え、傷害を負わせる。同年十一月に免職処分を受ける。退職金の支払いはなし。

② 平成二年七月、取調べの相手方の顔を突き上げる暴行を加え、傷害を負わせる。平成六年六月に停職三カ月の処分を受け、その後退職する。退職金の支払いはあり。

③ 平成六年三月、取調べの相手方の面前にあつた机を持ち上げて床に落とし、同机の下端を同人に接触させ、傷害を負わせる。同年十月に停職三カ月の処分を受け、その後退職する。退職金の支払いはあり。

④ 平成十三年三月、取調べの相手方に威迫的で不適切な発言を行う。平成十七年十二月に法務省内規に基づく嚴重注意処分を受け、その後退職する。退職金の支払いはあり。

右と「政府答弁書二（内閣衆質一七四第二一八号）、「政府答弁書二」（内閣衆質一七四第二二七号）を踏まえ、質問する。

一 先の質問主意書で、①から③の検察官による暴行は、それぞれいつ、どの様にして発覚したのか、実際に暴行が行われた時期とそれが発覚

した時期には相違があるが、それはなぜか等と、その経緯を問うたところ、「政府答弁書二」では「御指摘の三名の検察官が取調べの相手方に暴行を加えた件が発覚した経緯については、関係文書が保存されていないため、お尋ねにお答えすることは困難である。」との答弁がなされている。①から③の検察官による暴行が発覚した経緯、また実際に暴行が行われた時期とそれが発覚した時期に相違がある理由を明らかにすることは、行政に対する国民の理解、信頼を深める上でも重要であり、可能な限りの情報を国民に開示する必要がある。少なくとも、②及び③の検察官が取調べの相手方に暴行を行った後、なぜこれほどの間それが発覚せず、隠されてきたのかを明らかにしない限り、検察官に対する国民の不信が消えることはないと考ええる。

右につき、先の質問主意書で千葉景子法務大臣はじめ法務省政務三役の見解を問うたところ、「政府答弁書一」では「お尋ねの各事案については、処分を受けた時期等にかんがみ、御指摘のような調査をする必要はないものと考えている。」との答弁がなされているが、右はどの様な意味か。処分を受けた時期等に鑑みた結果、なぜ法務省政務三役として、①から③の検察官による暴行が発覚した経緯、また実際に暴行が行われた時期とそれが発覚した時期に相違がある理由を明らかにする必要があると考えるのか、説明を求める。

二 先の質問主意書で、①から③の検察官は、それぞれ単独で取調べを行っていたか、それとも、単独ではなく、記録係等の他の者はその場にいたか、他の者がその場にいたのなら、その

者は①から③の検察官による暴行を目にしていたはずであり、特に②及び③の検察官が取調べの相手方に暴行を行った後、それぞれ約四年、約七カ月もの間それが発覚しなかったということとは、右のその場にいた他の者が、然るべき報告を怠っていたことに他ならないのではないかと、また④の検察官について、取調べの際、記録係の事務官等、他の者はいたか、いたのなら、その者は④の検察官の威迫的で不適切な発言について然るべき報告をしていたか、していないのならそれはなぜか、更に、「政府答弁書二」では①から④の検察官の不祥事に関し、それぞれ監督責任を有していた検事正や次席検事及び部長等に対して戒告の懲戒処分が行われていることが明らかにされているが、①から④の検察官が取調べを行っていた際に居合わせていた他の者も同様に何らかの責任を負い、処分を受けるべきであり、それらの者に対し何らかの処分は下されているかと問うたところ、「政府答弁書一」では「お尋ねについては、確認できる関係文書が保存されていないため、お答えすることは困難である。」との答弁がなされている。関係文書が保存されていないことも、当時の状況を現職の検察庁職員がいるのなら、その者に当時の状況を問いただせば良いのではないかと。当時の状況を知る現職の同庁職員に問い質し、また誰が誰に問い質したのか、それぞれの官職氏名を明らかにし、問い質した内容を文書として記録した上で、右の質問に答えることを求める。

三 平成十四年六月十九日に逮捕され、四百三十七日間に渡る勾留を受けた当方の事件に関連

し、被疑者以外の者として東京地方検察庁特別捜査部による事情聴取を受けた人物は、検察官から「こちらの狙いは鈴木だ。あなたは捕まる心配はないのだから、鈴木に不利な話をしろ」との旨の威迫的で不適切な発言をされ、または、予め質問とそれに対する回答案が書かれた文書を渡され、公判ではそれに沿って話すことを強要され、ただひたすらそれを読む練習をさせられている。現実には、それを証明する陳述書等を複数所有している。この様に、被疑者以外の者に対する、検察官による違法な取調べ、または事情聴取の中にも、表沙汰になつていないだけで、懲戒処分に値する、違法な行為が行われている事例はあり、また逮捕された被疑者に対する検察官の取調べについても同様に、表沙汰になつていないだけで、①から④の事例の様に、違法な行為が行われている事例はあると考える。右につき、「政府答弁書二」では「御指摘のような事例は承知しておらず、調査する必要があるとは考えていない」との答弁がなされているが、法務省政務三役が右で指摘した様な事例を承知していないことが、即ちその様な事例がないこととはならないのではないかと、また法務省政務三役はただ「御指摘のような事例は承知していない」とするのではなく、発覚してはいないものの、その様な事例が隠されているのかどうか、改めて調査するべきではないのかと問うたところ、「政府答弁書二」では「御指摘のような事例は承知していないところ、検察当局においては、従来から、取調べについては、その適正の確保に努め、一般的には適正に行われているものと承知しており、御指

摘のような調査をする必要はないものと考えている」との答弁がなされているが、右は当方の質問に対し、全く誠実に答えたものではない。当方は、法務省政務三役が知らないだけで、実際には①から④の事例の他にも、取調べにおいて検察官により違法な行為が行われている事例があるのではないかと問うているのである。法務省政務三役が「一般的には適正に行われている」と言うのも、事実を知らないだけで、法務省刑事局はじめ検察当局から正確な情報が上がっていないだけではないのか。

四 法務省政務三役は、当方が三で指摘した問題意識を持たず、また具体的な調査もせず、事実、真実を把握しようという意欲もないまま、ただただ検察官による取調べは適正であるとの答弁を繰り返しているだけである。これは政治家が官僚に操られている、いわゆる官僚政治の最たるものであり、国民の目線に立ち、国政の運営を官僚主導・官僚依存から政治主導・国民主導へと刷新することを目指す鳩山由紀夫内閣の方針と全くそぐわないものであると考えるが、鳩山由紀夫内閣総理大臣の見解如何。右質問する。

内閣衆質一七四第三二八号
平成二十二年四月九日

衆議院議員 横路 孝弘殿
衆議院議員 鈴木宗男君提出検察官による取調べの実態及びそれに対する法務省政務三役の認識等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員 横路 孝弘殿
衆議院議員 鈴木宗男君提出検察官による取調べの実態及びそれに対する法務省政務三役の認識等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員鈴木宗男君提出検察官による取調べの実態及びそれに対する法務省政務三役の認識等に関する質問に対する答弁書
一及び二について

御指摘の取調べの相手方に暴行を加えた検察官三名に対しては、必要な調査を行った上で、いずれも平成五年又は平成六年に懲戒処分を行っており、御指摘の取調べの相手方に威迫的で不適切な発言を行った検察官に対しても、必要な調査を行った上で、平成十七年に法務省の内規に基づく処分を行っているところ、既に当該各調査及び処分後相当期間が経過していること、及び右の四名の検察官は当該各処分を受けて退職し、検察官の身分を離れており、このような個人のプライバシーにかかわる事柄でもあること等にかんがみ、改めて御指摘のような調査をする必要はないものと考えている。

三について

個別具体的な事件における捜査機関の活動内容にかかわる事柄については、答弁を差し控えるが、検察当局においては、従来から、取調べについては、その適正の確保に努め、一般的には適正に行われているものと承知しているところ、先の答弁書(平成二十二年三月三十日内閣衆質一七四第二七二号)については、法務大臣、法務副大臣及び法務大臣政務官(以下「政務三役」という。)が、必要かつ正確な情報を、法務省刑事局から提出させた上で作成したものである。

四について

政務三役においては、「基本方針」(平成二十

一年九月十六日閣議決定)等に基づき政治主導の国政運営により法務行政を遂行しており、先の答弁書(平成二十二年三月三十日内閣衆質一七四第二七二号)等についても、必要かつ正確な情報を、法務省刑事局から提出させた上で作成し、最終的には法務大臣の責任において閣議にかけ、決定したところである。

平成二十二年三月三十日提出
質問 第三二九号

検察官による違法な取調べの様子を記した著書に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

検察官による違法な取調べの様子を記した著書に関する質問主意書

角川学芸出版より発行されている「真実無罪」という著書の百九十七頁から百九十八頁にかけて、「訂正を願ひ出ると、尾形は、突然、イスから立ち上がり、両手でベルトをつかんで仁王立ちになると、『お前、殴り倒すぞ。張り倒すぞ。村上正邦、見苦しいぞ、お前を先生と呼ぶ価値はない。おい、村上だ』と、罵声を浴びせかけてきた。(中略)『お前、村上、きさま、チンピラやぐさよりもまだ悪いな。チンピラやぐさよりも劣るよ』『お前は国会の証人喚問で『腹を切る』と言ったよな。いま、私の目の前で腹を切ってみろ。切れるものなら切ってみろ』『口先三寸で人を利用して。玉置(和郎)先生はお前のことをエゴの塊だと言っていたよ』『検察は、徹底的に対決するからな。お前のような国会議員がいたと思うと情けない。裏と表がありすぎるんだよ。裏の部分を世間に明ら

かにしてやる。新聞記者を集めて公開してやるよ。お前がいかに巧言令色かということを証明してやる。覚えておけ。三途の川に送って、国民を欺瞞したお前の舌を二、三枚抜いてやる。あなたは今、どういう立場にいるか知ってるかい。コンクリートの地獄の中にアリが落ちたようなものだ。這い上がるすき間はないんだよ。そのコンクリートのふたを開けてやる」と、二〇〇一年三月、受託収賄の容疑で逮捕された村上正邦元参議院議員に対し、尾形なる検察官が右の様な暴言を吐き、村上氏を威迫している様子が描かれている。右につき、「政府答弁書」(内閣衆質一七四第二七二号)では「御指摘の『記述』については、承知している。」と、法務省政務三役として、右で触れた「真実無罪」における記述を承知しているとの答弁がなされている。右を踏まえ、質問する。

一 一般に取調べに際し、検察官が被疑者に対して、殴り倒すぞ、張り倒すぞ等、暴力をふるうことをほめかし、精神的に圧迫することは許されるか。

二 一般に取調べに際し、検察官が被疑者に対して、チンピラやくざ等の言葉を用い、当該被疑者の人間性を否定するかの様な暴言を吐くことは許されるか。

三 一般に取調べに際し、検察官が被疑者に対して、自分の目の前で腹を切れ等、自身の面前で自殺することを強要することは許されるか。

四 一般に取調べに際し、検察官が被疑者に対して、当該被疑者が現状から抜け出す道はない等、絶望感を与え、冷静な判断を不可能とさせる様な暴言を吐くことは許されるか。

五 村上氏の取調べを担当した検察官に、尾形と

いう者はいるか。また右の者は、現在も現職の検察官として職務に就いているか。

六 前文で触れた「真実無罪」における記述は事実を反映したものか。過去に村上氏に対する取調べを担当した検察官が、前文で指摘した様な暴言を村上氏に吐いたという事実はあるか。検察庁による回答を求める。

七 週刊朝日二月十二日発売号の二十二頁から二十四頁にかけて、「暴走検察 子ども「人質」に 女性秘書「恫喝」十時間」との見出しの、ジャーナリストの上杉隆氏による論文(以下、「上杉論文」という。)が掲載され、それには、東京地方検察庁特別捜査部に所属している民野健治検事が、本年一月十五日、小沢一郎民主党幹事長の政治資金をめぐる逮捕された石川知裕衆議院議員の女性秘書に対し、被疑者としての出頭を予め明確に求めることなく全く別の理由で呼び出し、不意打ちの様な形で事情聴取を行った、その際に外部との連絡を無理矢理絶たせた、同秘書に対し、事実関係云々に関係なく、検察の言いなりになることを脅迫ともとれる様な言いぶりでも求め、黙秘権を否定するかの様な発言をした、当初押収品の返却との理由で呼び出しておきながら、一つの押収品も返却しなかった旨の記述がなされている。それに対し、

本年二月三日、東京地方検察庁の谷川恒太次席検事は、「上杉論文」は事実でないとする抗議文(以下、「抗議文」という。)を週刊朝日の山口一臣編集長に出し、「上杉論文」における記述三点を挙げ、具体的にそれらがどの様に事実と異なるかを詳細に述べている。検察庁として、「上杉論文」について週刊朝日に「抗議文」を送付し

たのと同様に、「真実無罪」に対しても抗議を行っているか。確認を求める。右質問する。

内閣衆質一七四第三二九号
平成二十二年四月九日
内閣総理大臣 鳩山由紀夫
衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員鈴木宗男君提出検察官による違法な取調べの様子を記した著書に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員鈴木宗男君提出検察官による違法な取調べの様子を記した著書に関する質問に対する答弁書

一から四までについて

刑法(明治四十年法律第四十五号)第百九十五条第一項は、「裁判、検察若しくは警察の職務を行う者又はこれらの職務を補助する者が、その職務を行うに当たり、被告人、被疑者その他の者に対して暴行又は陵辱若しくは加虐の行為をしたときは、七年以下の懲役又は禁錮に処する。」と規定しており、捜査機関がその職務を行うに当たり、この規定に該当する行為を行ってはいならないことは当然である。

なお、御指摘の「暴言」等が「陵辱若しくは加虐」に当たるかどうかは、証拠によって個別に判断される事柄である。

五について

個別具体的な事件における捜査機関の活動内容にかかわる事柄については、政府として答弁することは差し控える。

六について

個別具体的な事件における捜査機関の活動内容にかかわる事柄及び特定の書籍における個別の記述について、政府として答弁することは差し控える。

七について

お尋ねについては、記録が残されていないため、お答えすることは困難である。

平成二十二年三月三十一日提出
質問 第三三〇号

取調べの全面可視化に対する千葉景子法務大臣の見解に関する再質問主意書

提出者 鈴木 宗男

取調べの全面可視化に対する千葉景子法務大臣の見解に関する再質問主意書
「前回答弁書」(内閣衆質一七四第二八号)を踏まえ、再質問する。

一 一九九〇年、栃木県足利市で当時四歳の女兒が殺害されたいわゆる足利事件で容疑者とされ、無期懲役が確定し、服役中だった菅家利和氏が、女兒の下着に付着していた体液のDNA型が菅家氏のものとは一致しないとの鑑定結果が出たことを受け、昨年六月四日、千葉刑務所から釈放された。足利事件の再審の第五回公判が本年一月二十二日、宇都宮地裁で開かれ、その際、当時菅家氏の取調べを担当した森川大司元検事も出廷した。更に三月二十六日午前の公判では、佐藤正信裁判長は菅家氏に対して無罪を言い渡した。検察側は判決後に上訴権放棄を申し立て、菅家氏の無罪が確定した。右を受

け、千葉景子法務大臣は同日、閣議後の記者会見で「こういうことがないようにさまざまな法的、制度的な検討をしなければいけない。可視化の問題やDNA鑑定のあり方とか、措置すべきものがあれば対応していかなければと思う」と述べていると承知する。千葉大臣として、そもそも取調への全面可視化を実現させる意欲はあるのか。改めて確認を求める。

二 現在一部のみで行われている警察、検察における取調への全面可視化に向けた政府による検討について、「前回答弁書」では「被疑者の取調べを録画等の方法により可視化することについては、法務省内の勉強会、国家公安委員会委員長の研究会等(以下「勉強会等」という。)において幅広い観点から着実に検討を進めている段階であつて、その結論を得る時期をお示しすることは困難である。勉強会等においては、当面、取調べの可視化の効果としてどのようなものが考えられるかなどの検討すべき論点を整理するとともに、諸外国の法制度等について調査・検討することとしており、鋭意、作業を進めているところである。」との答弁がなされている。右答弁にある勉強会等における検討や、諸外国の法制度等についての調査・検討は、現段階でどのような進捗状況にあるのか説明されたい。

三 現在、政府としては、取調べの全面可視化の実現まではまだ数年を要するとし、今国会での法案提出を見送ることを決めたと報じられている。しかし、「前回答弁書」で「千葉法務大臣は、平成二十年六月四日及び平成二十一年四月二十四日、いずれも参議院本会議において、刑事訴訟法の一部を改正する法律案が採決された際、参議院議員として、これらに賛成したものと承知している。」との答弁がなされている様に、千葉大臣は、取調べの全面可視化実現を目指す法案が二度提出された際、採決において賛成票を投じている。また、そもそも過去に閣連法案を提出していることから、可視化法案のひな形はできているはずであり、勉強会等での検討に数年を要すると悠長なことを言うのではなく、まずは法案を国会に提出し、その中で検討を進めながら、可及的速やかな成立を目指すべきではないのか。

四 取調べの全面可視化と並び、被疑者ではない将来参考人、証人となる人物に対する聴取についても、録画・録音する等の措置をとることが必要であると考えるが、右に対する鳩山由紀夫内閣の見解を問うたところ、昨年十一月二十日閣議決定された政府答弁書(内閣衆質一七三第七五号)では、「被疑者以外の者の取調べを録音・録画することについては、刑事手続に与える影響等を含め、可視化の検討の中で十分議論し、結論を得たいと考えている。」との答弁がなされている。被疑者ではない将来参考人、証人となる人物の聴取についての全面可視化に關し、現在政府においてどのような検討がなされているのか説明されたい。

五 本年三月五日に閣議決定された政府答弁書(内閣衆質一七四第一一七号)では、過去に四名の検察官が、取調べの相手方に暴行を加える等の行為を働き、懲戒処分又は法務省の内規に基づく処分を受けていることが明らかにされている。また同月三十日に閣議決定された政府答弁書(内閣衆質一七四第二二七号)では、右四名のうち、①平成五年十月、取調べの相手方二名にそれぞれ足蹴りするなどの暴行を加えて傷害を負わせ、同年十一月に免職処分を受けた検察官と、②平成二年七月、取調べの相手方の顔を突き上げる暴行を加えて傷害を負わせ、平成六年六月に停職三カ月の処分を受けた検察官の二名が、被疑者ではなく参考人として聴取を受けた者に対し、右の様な暴行を加えていたことが明らかにされている。この様に、本来何の咎めも受けるべき立場にない人物に対しても非道な行為が行われていたことが明らかになった今、被疑者だけではなく、将来参考人、証人となる人物の聴取も同様に全面可視化することが絶対に必要であると考えるが、千葉大臣の見解如何。右質問する。

内閣衆質一七四第三三〇号
平成二十二年四月九日
内閣総理大臣 鳩山由紀夫
衆議院議長 横路 孝弘殿
衆議院議員鈴木宗男君提出取調べの全面可視化に対する千葉景子法務大臣の見解に関する再質問に対する答弁書

二及び三について

被疑者の取調べを録音等の方法により可視化することについては、実務上の課題や、可視化の影響にかかわる種々の指摘について、より精緻な議論、検討が必要であると考えている。そのため、法務省内の勉強会、国家公安委員会委員長の研究会等において、幅広い観点から着実に検討を進めている段階である。法務省内の勉強会等においては、取調べの録音・録画の導入に關する当面の主な論点について整理し、その論点に沿って、検討の過程で新たに生じた論点も加味しながら、順次検討を進めるとともに、その内容を踏まえて調査する事項について整理することとしており、これに基づき諸外国の調査等を行うこととしている。また、国家公安委員会委員長の研究会においては、国家公安委員会委員長が委嘱した部外有識者の委員により、治安水準の維持という観点も踏まえて、取調べの高度化と可視化、捜査手法の高度化等について幅広く検討することとしている。同研究会では、当面の論点を整理し、我が国の取調べの機能等について順次検討を進めており、その内容を踏まえて、諸外国の取調べ、捜査手法等について調査等を行うこととしている。

四及び五について

先の答弁書(平成二十一年十一月二十日内閣衆質一七三第七五号)四についてで答えたとおり、被疑者以外の者の取調べを録音・録画することについては、刑事手続に与える影響等を含め、可視化の検討の中で十分議論し、結論を得たいと考えているところである。

平成二十二年三月三十一日提出
質問 第三三一号

竹島問題に対する鳩山由紀夫内閣の姿勢に関する再質問主意書

提出者 鈴木 宗男

竹島問題に対する鳩山由紀夫内閣の姿勢に関する再質問主意書

「前回答弁書（内閣衆質一七四第二九四号）を踏まえ、再質問する。

一 二〇〇五年三月十六日、島根県は二月二十二日を「竹島の日」とする条例を制定し、毎年同日に「竹島の日」を記念する式典（以下、「式典」という。）を行つてゐる。先の質問主意書で、政府が毎年二月七日を「北方領土の日」と定めてゐるのと同様に、もう一方の領土問題である竹島について、鳩山由紀夫内閣として「竹島の日」を制定する考えがないのはなぜかと問うたところ、過去の答弁書では「お尋ねについては、北方領土問題及び竹島問題をめぐる経緯及び状況等を踏まえ、必ずしも同様の対応とはなつていないものである。」との答弁がなされてゐる。右を受け、では北方領土問題と竹島問題をめぐる経緯及び状況等に、具体的にどの様な違いがあり、それによつて対応が異なるのかと問うたところ、「前回答弁書」では「お尋ねについて、北方領土問題及び竹島問題をめぐる経緯及び状況等について両者を比較し、両者にどのような違いがあるかについての認識を明らかにすることとは、それぞれの問題の相手国との今後の外交上のやり取りに支障を来すおそれがあることから差し控えたい。」との答弁がなされてゐる。北

方領土問題と竹島問題をめぐる経緯及び状況等についての相違点を明らかにすることが、なぜ「それぞれの問題の相手国との今後の外交上のやり取りに支障を来す」ことに繋がるのか説明されたい。

二 過去の答弁書では、鳩山内閣のうち、岡田克也外務大臣、赤松広隆農林水産大臣、町田勝弘水産庁長官及び齋木昭隆外務省アジア大洋州局長が、本年の「式典」の案内を受けてゐるものの、「諸般の事情」を理由に、誰も出席してゐないことが明らかにされてゐる。先の質問主意書で、右の「諸般の事情」とは具体的にどの様なものか、我が国の国家主権に関わる竹島問題に係る「式典」に、岡田大臣はじめ関係閣僚、政府関係者が出席できないとする事情とは一体どの様なものであるのかと問うたところ、「御指摘の式典には、日程上の都合により出席できなかったものである。」との答弁がなされてゐる。前回質問主意書で、右答弁は、日程の都合さえつけば出席する、つまり、「式典」の招待を受けた者は、「式典」に出席する意志を十分に有してゐたものと理解して良いかと問うたところ、「前回答弁書」では「先の答弁書（平成二十二年三月十九日内閣衆質一七四第二三四号）二についてでお答えしたとおり、御指摘の式典には、日程上の都合により出席できなかったものである」と、全く同じ答弁が繰り返されてゐる。当方は、「式典」の招待を受けた者は、「式典」に出席する意志を十分に有してゐたのかと問うてゐるところ、再度答弁を求める。

程が重なり、「式典」への出席がかなわなかったのか説明されたい。

四 例えば本年二月七日、北海道根室市で北方領土返還を求める式典が行われた際、福山哲郎外務副大臣が出席していると承知する。過去の答弁書では、福山副大臣以外に大槻耕太郎外務省欧州局ロシア課首席事務官及び鴨志田尚昭外務副大臣秘書官事務取扱が出席していることが明らかにされてゐる。前回質問主意書で、右三名はそれぞれ本人に対する招待を受け、右式典に出席したのか、それとも、代理の者として出席したのかと問うたところ、「前回答弁書」では「御指摘の三名は、御指摘の式典の主催者である北方領土隣接地域振興対策根室管内市町連絡協議会会長から岡田外務大臣に対して出席依頼がなされたことを受け、御指摘の式典に出席した。」と、あくまで右三名は岡田大臣の代理であつたことが明らかにされてゐる。北方領土問題に関する右の式典には代理の者を出席させ、竹島問題に関する「式典」には誰も代理の者を送らないという対応を岡田大臣がとつたのはなぜか。

問主意書でも「式典」に代理の者を出席させず、メッセージや祝電等も送らなかつたのはなぜか、その理由を質問したところ、「前回答弁書」でも「先の答弁書（平成二十二年三月十九日内閣衆質一七四第二三四号）五についてでお答えしたとおりである。」との答弁が繰り返されてゐる。岡田大臣として、当方の右の質問に真正面から答えない理由は何か。

六 前回質問主意書で、「式典」に代理の者を出席させず、メッセージや祝電等も送らず、そしてその理由すら明らかにしないことは、竹島問題に関し、過去の答弁書で政府が「今後とも国民の理解を得るよう努めてまいりたい」と答弁していることと矛盾してゐるのではないかと問うたところ、「前回答弁書」では「政府としては、竹島問題の解決のため粘り強い努力を行う等、適切に対処してきており、御指摘は当たらないものと考え。」との答弁がなされてゐる。二や四及び五で指摘している様に、竹島問題に関する政府の対応に数々の矛盾が見られる中、どうして適切に対処してきてゐると言えるのか。その具体的な根拠を示されたい。右質問する。

内閣衆質一七四第三三一号

平成二十二年四月九日

衆議院議長 横路 孝弘殿
内閣総理大臣 鳩山由紀夫
衆議院議員鈴木宗男君提出竹島問題に対する鳩山由紀夫内閣の姿勢に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出竹島問題に対する鳩山由紀夫内閣の姿勢に関する再質問に

について

二及び三について

お尋ねについて、御指摘の式典には、種々の日程上の都合により出席できなかったものである。

四について

お尋ねについては、北方領土問題及び竹島問題をめぐる経緯及び状況等を踏まえ、必ずしも同様の対応とはなっていないものである。

五について

先の答弁書(平成二十二年三月三十日内閣衆質一七四第二九四号)五についてでお答えしたとおり、政府としては、竹島問題の解決のため粘り強い努力を行う等、適切に対応してきており、「質問に真正面から答えない」との御指摘は当たらないものと考える。

六について

政府としては、大韓民国に対し、累次にわたる竹島の領有権の問題に関する我が国の立場に

ついて申入れを行う等、適切に対応してきている。

平成二十二年三月三十一日提出
質 問 第 三 三 二 号

離島における救急ヘリポート整備に関する質
問主意書

提出者 木村 太郎

離島における救急ヘリポート整備に関する
質問主意書

自由民主党は、去る三月十五日長崎県にて、「ふるさと対話」を開き、広く国民の声を聞いたところ、民主党政権による政策の急進な変更や重要な予算の廃止等により現場では大混乱が起き、様々な問題が生じていることが判明した。

従って、次の事項について質問する。

離島において生命の維持に直結する救急医療は極めて重要な課題となっている。県によって海上自衛隊等の協力により急患の搬送を行っているが、ヘリポート整備がまだ不十分な地域も多い。離島における救急医療充実のために、ヘリポート整備は不可欠であるが、政府として今後どのように整備していくのか、政府の支援策及び今後の整備計画について示された。い。

右質問する。

内閣衆質一七四第三三二号

平成二十二年四月九日

衆議院議長 横路 孝弘殿
内閣総理大臣 鳩山由紀夫

衆議院議員木村太郎君提出離島における救急ヘリポート整備に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員木村太郎君提出離島における救急ヘリポート整備に関する質問に対する答弁書

一について

離島におけるヘリポートの整備は、救急医療の確保のために有効であると認識しており、お尋ねの整備計画については作成していないが、引き続き、へき地診療所における整備に対する国庫補助や地方公共団体が行う整備に対する地方財政措置を行ってまいりたい。

平成二十二年三月三十一日提出
質問第三三三三號

平成二十一年十一月五日衆議院予算委員会における鳩山首相の株式売却についての答弁に関する質問主意書

提出者 橘 慶一郎

平成二十一年十一月五日衆議院予算委員会
における鳩山首相の株式売却についての答
弁に関する質問主意書

平成二十一年十一月五日の衆議院予算委員会において、鳩山首相は、自身の平成二十年末の株式売却に関する小里泰弘議員の質問に対して、この間の経緯について答弁されている。ついては、答弁内容の確認のため、以下四項目にわたり質問する。

鳩山首相は、「株式の電子化に伴って、昔から保管していた株というものがこのまま放置し

ておくと無効になってしまう(中略)証券会社に

その指摘をされて、売却をいたした」と述べておられるが、当該株式が本人名義であれば、証券会社に口座を開設し、その株式を預け入れれば問題はなかったところである。ただし、他人名義であれば、電子化前に名義書換をしておかないと煩雑な手続きが必要となり、当時、証券会社はこの場合を「無効になる」と呼んでいたところである。ついては、

1 鳩山首相は、なぜ当該株式が無効になる」と認識されたのか、また、当該株式は他人名義であったのか、うかがう。

2 仮に当該株式が他人名義であつたとしても、名義書換すれば問題は解決できたのに、なぜ、売却しなければならなかったのか、うかがう。

3 証券会社が売却しなければ無効になる」と言つたとされるが、鳩山首相に売却を勧めたとすれば、虚偽の助言をしたことになると思われるところ、金融庁の見解をうかがう。

嶋山首相は、「二月のいずれかの時点までに株を何らかの形で売却しなければ無効になる・・・いや、届けられないんです」と述べておられるが、何を届けられなくなるおそれがあつたのか、うかがう。

二 鳩山首相は、「証券会社の方の意向に基づいて、別の株の方がよろしいのではないかというアドバイスのもとで別の株を買った」と述べておられるが、同じ株を買い戻してもなら問題はなかったはずである。なぜ、別の株の方が良いというアドバイスになったのか、その経緯をうかがう。

鳩山政權は、普天間飛行場移設について、既に日米で合意し、二〇一四年の移設完了を目指して工程表に基づいて作業が進められてきた現行計画を白紙に戻した。鳩山総理大臣は、本日三月末日

までに内閣としての移設先案を示し、五月末日までに日米両国と沖縄県民が納得する移設先を確定する旨を明言してこられた。

しかし、そもそも如何なる理由から十三年以上の歳月をかけて進めてきた現行計画を白紙に戻さなければならなかったのが不明である。

従って、次の事項について質問する。

一 普天間飛行場移設先として、自民党を中心とする歴代政権が進めてきた「キャンプ・シュワブ沿岸部へのV字型滑走路建設」という現行計画について、白紙に戻さなければならなかった理由を問う。現行計画を不適切と判断した全ての理由を列挙されたい。

右質問する。

内閣衆質一七四第三三五号

平成二十二年四月九日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員高市早苗君提出普天間飛行場移設先につき現行計画を白紙に戻した理由に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員高市早苗君提出普天間飛行場移設先につき現行計画を白紙に戻した理由に関する質問に対する答弁書

一について

鳩山内閣としては、普天間飛行場の移設問題について、沖縄県民の気持ちを何よりも大事にしなが、過去の日米合意や平成二十一年九月九日の「連立政権樹立に当たつての政策合意」を

踏まえつつ、再度検討することが必要であると考え、特定の前提を置かず、あらゆる選択肢を幅広く真剣に検討することとしたものである。

いずれにせよ、この問題については、地元の理解を求めつつ、米国とも調整をして理解を求めた上で、本年五月末までに政府として具体的な移設先を決定する考えである。

平成二十二年四月一日提出
質問 第三三六号

離島の観光政策に関する質問主意書

提出者 木村 太郎

離島の観光政策に関する質問主意書

自由民主党は、三月十五日長崎県にて「ふるさと対話」を開き、広く国民の声を聞いたところ、民主党政権による政策の急進な変更や重要な予算の廃止等により現場では大混乱が起き、様々な問題が生じていることが判明した。

従って、次の事項について質問する。

一 新たな観光需要の拡大のために、「体験型」や「交流型」の観光を取り入れていく必要があると考える。特に離島においては、地域資源を活かした新しいタイプの商品を提供し需要を拡大していくことで地域の活性化にも繋がると考えるが、離島における政府の観光政策の現状と今後の対策は如何。

二 一に関連し、離島における体験型や交流型の観光の推進について、政府の考えを示されたい。

右質問する。

内閣衆質一七四第三三六号
平成二十二年四月九日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員木村太郎君提出離島の観光政策に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員木村太郎君提出離島の観光政策に関する質問に対する答弁書

一及び二について

離島の観光振興に関しては、離島地域の創意工夫を生かし、他地域との交流の活性化等を図るための離島体験滞在交流促進事業による各種交流事業等に対する補助、地域の特性を生かした魅力ある観光地が形成されるよう地域の協議会が行う観光圏整備事業に対する支援、訪日外国人旅行者の拡大のための訪日旅行促進事業の推進等により、地方公共団体等による取組を支援してきているところである。これらの施策については、今後とも推進していくこととしているが、さらに、体験型や交流型の観光については、現在、観光立国推進本部の下に設置した観光連携コンソーシアム等において、関係省庁が連携して総合的な振興策の検討を進めているところである。

平成二十二年四月一日提出
質問 第三三八号

検察庁の各種マスメディアに対する対応のあり方に関する第三回質問主意書

提出者 鈴木 宗男

検察庁の各種マスメディアに対する対応のあり方に関する第三回質問主意書

週刊朝日二月十二日発売号の二十二頁から二十四頁にかけて、「暴走検察 子ども人質」に女性秘書「桐嶋」十時間との見出しの、ジャーナリストの上杉隆氏による論文(以下、「上杉論文」という。)が掲載され、それには、東京地方検察庁特別捜査部に所属している民野健治検事が、本年一月十五日、小沢一郎民主党幹事長の政治資金をめぐり逮捕された石川知裕衆議院議員の女性秘書に対し、被疑者としての出頭を予め明確に求めることなく全く別の理由で呼び出し、不意打ちの様な形で事情聴取を行った、その際に外部との連絡を無理矢理絶たせた、同秘書に対し、事実関係云々に関係なく、検察の言いなりになることを脅迫ともとれる様な言いぶりで行った、黙秘権を否定するかの様な発言をした、当初押収品の返却との理由で呼び出しておきながら、一つの押収品も返却しなかった旨の記述がなされている。それに対し、本年二月三日、東京地方検察庁の谷川恒太次席検事は、「上杉論文」は事実でないとする抗議文(以下、「抗議文」という。)を週刊朝日の山口一臣編集長に出し、「上杉論文」における記述三点を挙げ、具体的にそれらがどの様に事実と異なるかを詳細に述べている。右と「政府答弁書」(内閣衆質一七四第一五九号)及び「前々回答弁書」(内閣衆質一七四第二二九号)、「前回答弁書」(内閣衆質一七四第二八六号)を踏まえ、再度質問する。

一 前回質問主意書で、「抗議文」は現在も検察庁において保管されているかと問うたところ、「前回答弁書」では「御指摘の『抗議文』については、その写しを東京地方検察庁において保管し

ているものと承知している。」との答弁がなされている。では、「抗議文」の写しは、今後どれくらいの期間、同庁のどこに保管されることになるのか説明されたい。

二 検察庁、特に東京地検特捜部において、「抗議文」を作成し、週刊朝日側に送付するといった、マスメディアはじめ外部に対する抗議を担当する部署はどこか。

三 「抗議文」の写しの保管及び二の外部に対する抗議を担当する部署の責任者は誰か、その官職氏名をそれぞれ明らかにされたい。

四 先の質問主意書で、過去に検察庁として、「抗議文」と同様に、ある特定のマスメディアに対して文書を送付し、抗議を行ったことはあるか、あるのなら、過去にどの様な報道に関し、どのマスメディアに対して、どの様な理由の下、どの様な内容の抗議を行ったのか、全て明らかにされたいと問うたところ、「政府答弁書」では「お尋ねの過去における文書による抗議の有無については、記録が残されていないため、お答えすることは困難である」との答弁がなされている。右を受け、前回質問主意書で、そもそも同庁において、「抗議文」と同様に、過去にある特定のマスメディアに対して文書を送付し、抗議を行ったことに関する記録が残されていないのはなぜかと問うたところ、「前回答弁書」では「お尋ねについては、文書による抗議に関する記録が残されていないため、その理由についてもお答えすることは困難である」との答弁がなされている。右については、三の「抗議文」の写しの保管及び三の外部に対する抗議を担当する部署の責任者に直接問い合わせをす

べ、回答することは可能ではあると考えるところ、法務省政務三役として、右の者に直接問い合わせをした上で、当方の質問に答えることを求める。

五 「政府答弁書」で「御指摘の『上杉論文』の記載が捜査・公判に対する支障となるものと考え、株式会社朝日新聞出版に対して抗議を行ったものと承知している」と、今回検察庁として、「上杉論文」に対し「抗議文」を出すことが必要であると判断した根拠についての説明がなされている。右を受け、前々回質問主意書で、では同庁として、右答弁にある様な「上杉論文」と同程度の「捜査・公判に対する支障となる」報道がなされた場合、それらに対して例外なく、週刊朝日側に「抗議文」を送ったのと等しく然るべき措置を講じてきているかと問うたところ、「前々回答弁書」では「一般論として申し上げれば、捜査機関は、特定の週刊誌の記事の内容が個別具体的事件における捜査機関の活動内容にかかわる事柄である場合は、それぞれの事案及び記事の内容に応じ、捜査・公判の遂行に対する支障の有無等を考慮し、必要に応じて抗議をする」とを含め、適宜適切に対処しているものと承知している。」との答弁がなされている。右を受け、前回質問主意書で、既に明らかにしている様に、その様な抗議を記録した文書は残されていないものにも関わらず、法務省政務三役が右答弁にある様に「適宜適切に対処している」と言えるのはなぜかと問うたところ、「前回答弁書」では「お尋ねについては、政務三役が、前回答弁書（平成二十二年三月十六日内閣衆質一七四第二一九号）を作成する際、法務省刑事局から

必要かつ十分な情報を提出させたためである。」との答弁がなされている。同庁において過去に「抗議文」と同様の外部への抗議を記録した文書がなく、その実態がわからない中で、なぜ「法務省刑事局から必要かつ十分な情報を提出させた」と言えるのか。法務省政務三役の説明を求める。

六 本年一月二十二日付東京新聞に、「内部告発直前に逮捕、服役し出所 三井元大阪高検公安部長 本紙に語る 『検察、また自民と一体』小沢氏周辺捜査『裏金追及で反撃せよ』との見出しで、元大阪高等検察庁公安部長の三井環氏が、検察庁における裏金問題について発言した記事（以下、「東京記事」という）が掲載されている。「東京記事」には、「検察はまだ、前の政権与党だった自民党と一体になっている。民主党政権が、取り調べ可視化など検察にとつて都合が悪いことをしようとしているから、排除するという考えだ」、「私が逮捕される直前、新聞紙上で検察の裏金問題を実名告発した後、参考人として国会で証言し、検事バッジを外す」とのスケジュールが既に出来上がっていた。逮捕当日は、新聞報道の後にテレビで報じるといふ約束でジャーナリストの鳥越俊太郎氏の取材を受ける予定だった。逮捕は、組織を守るための明らかな口封じだ」との、検察庁を激しく非難する三井氏の発言が掲載されている。前々回質問主意書で、右の内容は、検察庁に対する国民の信頼を失わせ、結果として「政府答弁書」にある様に「捜査・公判に対する支障となるもの」となるのではないかと、樋渡利秋検事総長、谷川次席検事による説明を求めたところ、「前々回

答弁書」では「一般論として申し上げれば、捜査機関は、新聞・週刊誌等の記事の内容が主として個人の特定の見解を表明するものにすぎないものであるか否かなども含め、それぞれの事案及び記事の内容に応じ、捜査・公判の遂行に対する支障の有無等を考慮し、適宜適切に対処しているものと承知している。」との答弁がなされている。右を受け、前回質問主意書で、右答弁を起案・作成した者は誰か、当方は右の問いを樋渡総長、谷川次席検事に対して投げかけたものであるが、右の答弁を作成する上で、右二名に対し、きちんとした問い合わせはなされているか、樋渡総長、谷川次席検事として、「東京記事」が「捜査・公判に対する支障となるもの」となると認識しているかと問うたところ、「前回答弁書」では「前回答弁書平成二十二年三月十六日内閣衆質一七四第二一九号」については、政務三役が、必要なすべての情報を、法務省刑事局から提出させた上で作成し、最終的に法務大臣の責任において閣議にかけ、決定したものである。」との答弁がなされているが、右は、当方の質問に何ら答えたものではない。

① 右の「前々回答弁書」における答弁は、樋渡総長、谷川次席検事に対し、きちんとした問い合わせがなされた上で作成されているか。

② 樋渡総長、谷川次席検事として、「東京記事」が「捜査・公判に対する支障となるもの」となると認識しているか。

右二点につき、法務省政務三役ではなく、樋渡総長、谷川次席検事に対して再度質問する。

七 「前回答弁書」では、「政務三役は、質問主意書に対しては、質問の趣旨を踏まえて誠実に答

弁じてきており、国民の目線に立つて、責任を持って意思決定を行っているものと考えている。」との答弁がなされている。「前回答弁書」、「前々回答弁書」及び「政府答弁書」、そして他の当方の質問主意書に対する答弁書を見るにつけ、当方としては法務省政務三役はとも国民の目線に立ち、責任を持って意思決定をしているとは思えず、むしろ官僚の言うがままに答弁を作成していると認識している。鳩山由紀夫内閣として、法務省政務三役が「質問の趣旨を踏まえて誠実に答弁してきており、国民の目線に立つて、責任を持って意思決定を行っている」と考える根拠は何か説明されたい。

内閣衆質一七四第三三八号

平成二十二年四月九日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員鈴木宗男君提出検察庁の各種マスメディアに対する対応のあり方に関する第三回質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出検察庁の各種マスメディアに対する対応のあり方に関する第三回質問に対する答弁書

一について

御指摘の「抗議文」の写しについては、東京地方検察庁において、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十一年法律第四十二号)等に基づき、必要な期間、専用の場所で保管するものと承知している。

二及び三について

お尋ねの「抗議を担当する部署」及び「抗議を担当する部署の責任者」の意味するところが必ずしも明らかではないが、地方検察庁においては、報道機関への対応を含む庁務について、検察庁法(昭和二十二年法律第六十一号)等に基づき、検事正がこれを掌理し、次席検事が検事正を助けてこれを整理するものと承知している。

四について

先の答弁書(平成二十二年三月五日内閣衆質一七四第一五九号)一及び二については、法務大臣、法務副大臣及び法務大臣政務官(以下「政務三役」という。)が、その作成に必要なすべての情報を、法務省組織令(平成十二年政令第二百四十八号)により検察に関することを所管する法務省刑事局から提出させた上で作成したものである。

五について

お尋ねについては、前回答弁書(平成二十二年三月三十日内閣衆質一七四第二八六号)で述べたとおり、政務三役が、前々回答弁書(平成二十二年三月十六日内閣衆質一七四第二二九号)を作成する際、法務省刑事局から必要かつ十分な情報を提出させたためである。

六について

質問主意書に対する答弁は、国会法(昭和二十二年法律第七十九号)第七十五条第二項の規定に基づき内閣としてお答えするものであるところ、前々回答弁書(平成二十二年三月十六日内閣衆質一七四第二二九号)については、政務三役が、その作成に必要な情報を、法務省組織令により検察に関することを所管する法務省刑

事局から提出させた上で作成し、最終的に法務大臣の責任において閣議にかけ、決定したものである。

七について

政務三役は、政務三役会議を設置し、常に国民の視点で政策の立案、調整及び意思決定を行うなど、法務省の運営に名実ともに責任を持つ体制を取っており、質問主意書に対しても、質問の趣旨を踏まえて誠実に答弁してきており、国民の目線に立つて、責任を持って意思決定を行っているものと考えている。

平成二十二年四月一日提出
質問 第三三九号

一九七二年の沖縄返還時における有事の際の核持ち込みを認めた密約に関する再質問主意書

提出者 鈴木 宗男

一九七二年の沖縄返還時における有事の際の核持ち込みを認めた密約に関する再質問主意書

昨年九月十六日、岡田克也外務大臣は、

① 一九六〇年一月の安保条約改定時の、核持ち込みに関する密約

② 同じく、朝鮮半島有事の際の戦闘作戦行動に関する密約

③ 一九七二年の沖縄返還時の、有事の際の核持ち込みに関する密約

④ 同じく、原状回復補償費の肩代わりに関する密約

の右四点に関していわゆる密約(以下、「密約」と

いう。)があったと言われていることにつき、外務省において「いわゆる密約問題に関する有識者委員会」(以下、「委員会」という。)を立ち上げ、その存在の有無を徹底調査する旨の大臣命令を同省に出した。そして本年三月九日、岡田大臣は、「委員会」による「密約」に関する調査結果をまとめた報告書(以下、「報告書」という。)を公表した。

右のうち③の密約について、過去に当方が提出した質問主意書に対する政府答弁書(内閣衆質一六六第三九九号、四二二号、内閣衆質一六八第一〇一号、一三七号、一七一号等)では「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約(昭和三十五年条約第六号。以下「日米安保条約」という。)の下での核兵器の持込みに関する事前協議制度についての日米間の合意は、日米安保条約第六条の実施に関する交換公文及びいわゆる藤山・マッカーサー口頭了解がすべてであり、秘密である」と否とを問わずこの他に何らかの取決めがあるという事実はない。」とされている。また、③の密約については、外務省の調査結果を受けた報告書においても、「外務省文書からは緊急時の核再持ち込みにつき合意したとされる『合議議事録』の存在は確認されず。」と、また「報告書」においても「『若泉・キッシンジャー』ルートで作成された『合議議事録』は、佐藤内閣以降の後継内閣を拘束する効力を持たず、また共同声明以上の内容を持つたとも言えないので密約と言えない。」と、一九六九年十一月十九日に米国ワシントンで佐藤元内閣総理大臣とリチャード・ニクソン元米国大統領の会談が行われた際、沖縄が返還され、米国の核兵器が撤去された後も、我が国を含む極東アジアの情勢によっては、再び米国の核兵器を沖縄に

持ち込むことも必要となる旨の記述がなされ、極秘文書とされた「合議議事録」が外務省において存在していない、またそれが我が国の内閣を拘束する効力を持っていなかったとして、その存在に否定的な内容が書かれている。また昨年十二月二十二日の新聞報道によると、「合議議事録」が佐藤元総理の遺族の自宅で保管されていたことが明らかにされており、その写しの写真も掲載されている。右と「前回答弁書」(内閣衆質一七四第二八八号)を踏まえ、再質問する。

一 前回質問主意書で、外務省として、前文で触れた「合議議事録」に関する昨年十二月の報道を承知しているか、また右の報道で言われている「合議議事録」は本物であると認識しているか、更に、そもそも「合議議事録」が外務省において保管されておらず、佐藤元総理の自宅に置かれていた理由は何か、「合議議事録」は当時の日米最高首脳による署名がなされているが、それが同省、または外交資料館でも保管されていなかったのはなぜかと問うたところ、「前回答弁書」では「御指摘の報道については承知している。御指摘の『合議議事録』(以下「本文文書」という。)は、佐藤内閣総理大臣(当時)及びニクソン米大統領(当時)との間で署名されたものと推察されるが、外務省調査チームによる調査の結果、本文文書は、外務省の文書からは発見されず、また、本文文書について、当時外務省として何らかの関与又は知識があったことを示す文書の存在も確認されなかった。したがって、御質問の点について確定的に申し上げることは困難である。」との答弁がなされている。右答弁は、外務省として「合議議事録」が本物であるか

否か、確定的な見解を有していないということか。

二 岡田大臣として、日米の最高首脳間により署名がなされている「合議議事録」が、なぜ外務省の文書から発見されなかったのか、また、なぜ同省としてそれに関与したこと等を示す文書の存在も確認されなかったのか、右二点につき、今後徹底調査する考えはあるか。

三 当時の日米最高首脳による署名がなされたものである「合議議事録」が、我が国の外交を司る外務省において保管されておらず、また、それについて「報告書」において「佐藤内閣以降の後継内閣を拘束する効力を持たず、また共同声明以上の内容を持ったとも言えない」と、それが効力を持たず、重要でないといわれることは、日米最高首脳による合意を我が国として軽視していることを国内外に表明することであり、日米関係を毀損し、諸外国に対して、我が国の外交に対する基本的な姿勢に疑問を抱かせることになり、またこのことを鑑みる時、同省、そして「委員会」として③の密約はなかったと認識することは間違っていると考える。右につき、「前回答弁書」では、「一の答弁がなされた上で、「この点については、今後、専門家による更なる議論もあり得ると考えられる。」との答弁がなされている。岡田大臣としては、当方が指摘した右の点と同様の問題意識を有しているか。我が国が「合議議事録」を軽視することで、日米関係を毀損し、諸外国に対し、我が国の外交に対する基本的な姿勢に疑問を抱かせることになることを認識しているか。

四 三で指摘した様に、「前回答弁書」では「今

後、専門家による更なる議論もあり得る」との答弁がなされているが、右は、専門家による今後の議論によつては、③の密約がなかったとする外務省及び「委員会」の見解が覆ることもあるということか。

与又は知識があったことを示す文書の存在も確認されなかったが、これは外務省調査チームによる徹底した調査の結果であり、お尋ねのような調査を更に行う考えはない。

三について
先の答弁書(平成二十二年三月三十日内閣衆質一七四第二八八号)三及び四についてで答えたとおり、本文文書の性格について確定的に述べることは困難である。

内閣衆質一七四第三三九号
平成二十二年四月九日
内閣総理大臣 鳩山由紀夫
衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員鈴木宗男君提出一九七二年の沖縄返還時における有事の際の核持ち込みを認めた密約に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出一九七二年の沖縄返還時における有事の際の核持ち込みを認めた密約に関する再質問に対する答弁書

一について

御指摘の「合意議事録」(以下「本文文書」という。)については、外務省調査チームによる調査の結果、外務省の文書からは発見されず、また、当時外務省として何らかの関与又は知識があったことを示す文書の存在も確認されなかった。したがって、確定的に申し上げることは困難であるが、佐藤内閣総理大臣(当時)及びニクソン米大統領(当時)との間で署名されたものと推察される。

二について

本文文書については、外務省の文書からは発見されず、また、当時外務省として何らかの関

仮定の御質問にお答えすることは差し控えた。

平成二十二年四月一日提出
質問 第三四〇号

独立行政法人都市再生機構による市街地再開
発事業に関する質問主意書

提出者 柿澤 未途

独立行政法人都市再生機構による市街地再開
発事業に関する質問主意書

独立行政法人都市再生機構(以下「機構」という。)が施行する東京都小金井市内における武蔵小金井駅南口第1地区第一種市街地再開発事業に関して、都市再開発法等に照らして、違法ないしは不適切と思われる実態があり、権利者に実害が及んでいる。そこで、都市再開発法上、監督権限を有する政府として、事実関係や法的見解を明らかにされたい。

一 通損補償の不平等な取り扱いについて

機構は、同事業の工事期間が当初予定より遅延したことに伴い、予定より一か月遅れて完成

した1―Ⅱ街区の権利者には都市再開発法第九十七条に従い追加の通損補償を支払った。

しかし、予定より二十か月遅れで完成予定の1―Ⅲ街区の権利者二者(A(株式会社)及びB(個人))に対しては、都市再開発法上、追加の通損補償の支払い義務があるにもかかわらず、その義務の履行を意図的に怠るという「不平等な取り扱い」を行っている。このため、権利者二者は、本来ならば通損補償で受ける金銭を充当して支払うべき従前建築物の建築費の債務返済を、既に一年余りの間、自己資産から捻出して支出するなど、不当な損害を受けている。

そこで以下の点について質問する。

1 都市再開発法では、工期延長に伴う追加の通損補償の支払いは、工期の延長期間に入る前に支払われるべきものと理解しているが、政府はどのように考えているのか。

2 機構が施行している市街地再開発事業で、追加の通損補償を支払わない事例があれば、漏れなく挙げていただきたい。

3 国土交通省は、このような「不平等な取り扱い」が行われている事実を知っていて放置しているのか。仮に知っているとした場合、いつ、どのような形で事実を知ったのか、また、なぜ適切な指導をせず放置しているのか、明らかにされたい。

4 国土交通省は、都市再開発法上、今回のような「不平等な取り扱い」が許容されると考えているのか。許されるとしたなら、どのような法的根拠で許容されるのか、明らかにされたい。

5 機構は、権利者Aに対して「平成十八年三

月三十一日の明渡し期限を超過しても従前建築物を明け渡さなかったことにより多額の損害を被っているため、近日中午に貴社に対する損害賠償請求訴訟を提訴することとしており、したがって、その対当額において相殺することとを予定しておりますので、当該追加補償の支払につきましては、留保します。」との趣旨の説明を平成二十一年七月三十一日に書面にて示しているが、半年が過ぎた現在でも訴訟を提訴していない。そのような不確実な理由(裁判を提起するのもかも、判決がどうなるのかも不明な段階)で、通損補償の支払いを拒否できるのか。法的根拠を含めて政府の見解を明示されたい。

6 国土交通省は、即刻、追加の通損補償の支払い義務を履行するよう機構を指導すべきだと考えるが、国土交通省として適切な指導を行うのか、明らかにされたい。

二 仮使用許可の店舗の賃料収入等について
当該再開発の1―Ⅲ街区には、権利者二者の商業業務ビル、JR東日本の商業業務ビル、(仮称)市民交流センターの三つの建物が「一筆一棟」で建築されるものとされている(国土交通省が認可した事業計画では「分棟形式」と明記されているので矛盾がある)。

このうち、権利者二者の商業業務ビル、JR東日本の商業業務ビルは完成しているが、(仮称)市民交流センターが未完成のため、登記並びに完成引渡しがされていない。現在は、(仮称)市民交流センターが工事中との理由から、施行者である機構が、施行者として完成したビルの管理を行い、仮使用許可でテナントが入り

営業を行っている。なお、権利者二者の商業業務ビルに入居しているテナント(美容院)は、当初のプレハブ造仮店舗で営業を行っていたが、工事の進捗で駅前交通広場の築造工事の支障となったことから、第二の仮店舗と称して機構が入居させたものであり、その床が与えられる予定の権利者は一方的に通知を送られただけで、その入居を容認していない現状がある。

1 JR東日本の商業業務ビルに仮使用許可で入居しているテナントの賃料は、誰が徴収しているのか。明らかにされたい。

2 権利者二者の商業業務ビルに仮使用許可で入居しているテナント(美容院)の賃料は、機構が徴収しているとされるが、実態を明らかにされたい。

3 権利者二者の商業業務ビルに仮使用許可で入居しているテナント(美容院)の賃料は、権利変換後にその床と与えられる予定の権利者は得ていない。もし、同じく従後に床と与えられる予定のJR東日本は、テナントからの賃料を徴収しているとした場合、「一棟」の建物で、なぜ、そのような「不平等な取り扱い」となるのか、法的根拠も含めて事情を説明されたい。

4 機構は、権利者二者の商業業務ビルでは、仮店舗と称しながら、本設と同様にテナント(美容院)に出費させて内装工事を行い、入居させた。これは、完成引渡し後の家主との賃料交渉を始め、何も条件が整わないまま行ってしまったものである。その後、将来の家主との賃料交渉が行われたが難航し、その結果がまとまらない状態ではあるが、既に平成二

十二年一月十八日にテナントは自主的に閉店し、同月二十三日には別の場所ですべての店を構え営業を始めている。このような再開発完成後の条件が整わないまま、しかも床の権利者に相談もないまま、仮店舗と称して本設同様の形態で入居させるやり方が、過去の機構施行の市街地再開発事業で行われたことはあるのか、明らかにされたい。また、このようなやり方が適法・正常であると考えているのか、政府の見解を明らかにされたい。

三 消えた権利床について

権利者二者のうち一者(A)が権利変換で取得した床は、従前の建築物の床の区画に対応していない。そのため、従前に存在した床が従後に計画されておらず、事業完了後に戻るところがないという問題が発生している。

また、従前に店舗用途であった床が、従後に業務用途の床として計画されてしまっており、構造設計強度が低いため、店舗として利用できないという問題が発生している。

1 Aが所有していた従前建築物の一階の店舗部分(美容院)だった部分を除くとAの本社部分に対応する床はどこに権利変換されたのか。権利変換計画を認可した国土交通大臣として、責任をもって明らかにされたい。

2 都市再開発法の規定に基づく権利変換を希望しない旨の申し出がないのであるから、いずれかの場所に権利変換すべきものである。そうではないとするなら、床と与えられない権利者はどうすればよいのか。政府の見解を明らかにされたい。

3 二階にあつた店舗用途床が、利用価値の劣

る三階以上へ、しかも業務用途として権利変換されてしまったが、これは権利変換計画の瑕疵だと考える。また、この瑕疵によつて将来にわたる賃料収入への不利益が生じると考える。権利変換計画を認可した国土交通大臣の見解を求める。

四 従前建築物に課税される固定資産税の負担について

固定資産税は、地方税法の規定により賦課期日(一月一日)現在の登記簿等に所有者として記載されている人に対して課税されるとあるが、当該課税年度途中での売買などによる所有者移転の場合に生じる負担割合などに関しては規定されていない。しかし民一民での不動産取引においては、負担割合を所有期間で按分して負担することが日常的・慣例的に行われ、常識化している。

さて、当再開発事業の権利変換日は平成十八年一月二十八日であり、法の規定により、即日に既存建物は機構の所有に登記変更された。しかし平成十八年度の固定資産税(家屋は全額、元の権利者の負担となつてゐる。

施行者である機構は、国や地方自治体ではなく独立行政法人であり、つまり単なる一法人へ所有が移転したのだから、その点では、一般的な民一民不動産取引となら変わらない。ただし按分負担する慣例並びにその割合は当事者同士の合意によるものであるので、全額を元の権利者が負担することも当事者同士の合意があればあり得るが、そのような協議は成されておらず、一方的に元の権利者に負担を強いっている。しかも機構は、按分負担を求める権利者からの

申入れに対し、返答もせずにいる。

1 機構は一法人であり、当該建築物の所有移動は一般的な民一民取引に当たると考えるが、政府の見解を求める。

2 負担の在り方について、当事者間での協議を行うよう機構を指導するべきだと思うが、政府の見解を求める。

3 機構が固定資産税について相応の負担をするべきだと思うが、政府の見解を求める。

五 一棟とした計画通知について

当再開発事業のⅠ―Ⅲ街区は独立した構造の三つの建築物から成り、それぞれ、地方自治体(小金井市)、JR東日本、権利者(二者の共有)と、規模も性質も異なる三者に与えられる。

地方自治体(小金井市)が取得する予定の建物は、(仮称)市民交流センターなるホールを主体とした公共施設であり、他の二者の商業業務ビルとは全く異なつた用途の建物である。もちろん、構造・外観・用途のどれをとつても他の二つの建築物とは全く異なつた建築物である。

JR東日本と権利者が取得する建築物は、用途や階高などは同じであるが、構造が独立しているため、お互いの隙間をエクスパンション

ジョイントなる金属プレートにて隠し、更には権利者の建物の外壁の外側に穴あきの金属パネルを張つて建物外周を同一面にするなどして、一見すると一つの建物に見えるような工夫をしている。また各階外部にて連絡通路を設けている。機構は、これらにより二つの建築物は一棟であると主張している。

しかしながらエクスパンションジョイントは、あくまでも構造的に分離せねばならない建

物の隙間を埋める部材であり、それをもつてして「一棟」であることを証明するものではない。逆に目視だけで構造的に独立していることを証明するものである。

また権利者の建築物に設けられた穴あきの金属パネルは、外壁ではなく、外廊下の外周に付けられた装飾物で、外観を同一面にするこによつて一棟に見せようとしているものであり、ましてガラスのカーテンウォールと穴あきの金属パネルでは素材の違いが顕著で、実質的に外観の一体性は認められない。

両建築物の相互通行が可能とする連絡通路に関しては、権利者の建築物からJR東日本の建築物の外階段へは行くことは可能だが、建物内部へ入るための扉は常時鍵が掛かつており入ることができない。あくまでも非常時の避難扉であり、緊急時に内部からサムターンを保護してあるプラスチックカバーを壊して開錠するものである。この扉はテナント内部に面するため、その店舗の利用客でないと扉に達することはなく、非常扉でなく鍵が掛かつていないとしても、一般客の相互通行はありえない。

その他、機構はこれら三つの建物を一棟と主張する理由に、小金井市が取得する建物の地下部分に、「全体共用」なる、通信などの設備施設を計画しているとしている。建設中の当該区画を権利者が見学した際には、電線の一本すら設置されていなかった。既に完成している他の二つの建築物は仮使用許可で稼働しており、その「全体共用」を使わなくても何ら問題ないことが明らかである。機構は、「一棟」を偽装するため

に、「全体共用」なる無駄な区画を築造している

こととなる。

1 このとおり構造・外観・用途などから見て、「一棟」であることを満たす要件に足らず、しかも相互通行が実質不可能にもかかわらず、「二棟」にて計画通知が確認されているのは、建築基準法に照らして問題だと思われる。確認をした建築主事に問い合わせた上で、政府としての回答を明らかにされたい。

2 国土交通大臣が認可した事業計画上では、Ⅰ―Ⅲ街区は、「分棟形式」と明記されている。権利変換計画の内容にかかわらず、「分棟形式」であるならば、JR東日本の商業業務ビル、権利者(二者の共有)の商業業務ビルは既に完成しており、登記、引渡しが可能はずである。政府としての見解を求める。

3 機構が、「分棟形式」で事業認可を得ながら、その後「一棟」という話を持ち出した背景には、東京都駐車場条例に規定される「駐車場付置義務を逃れる意図があることが明白である。」「分棟形式」の場合、それぞれの建物に、その床面積に応じて駐車場の付置義務が発生するが、権利者(二者の共有)の建物には一台の駐車場も予定されていなかった。この建物には、条例によれば、八台の付置義務があることを指摘され、急遽、「二棟」に見せかけることにしたものと思量される。この論点は、東京都建築審査会でも議論されたが、その会長は、建設省OBであると同時に機構のOBでもあり、権利者からの指摘を却下したのである。このような、偽装工作による駐車場付置義務逃れの再開発事業に国費を投じている政府は、一連の偽装工作を綿密に調査

することとなる。

し、一連の流れが妥当かどうか、見解を明らかにされたい。

六 (仮称)市民交流センターの着工について

平成十五年十二月二十六日、小金井市と機構は、(仮称)市民交流センターの着工時期に関し、「武蔵小金井駅南口第1地区第一種市街地再開発事業に係る公益施設の取得に関する覚書」を締結した。その第五条は、「譲渡契約等」の条項名で以下のように定めている。

〔甲(都市基盤整備公団)及び乙(小金井市)は、公益施設の保留床の取得について、権利変換計画の認可後、公益施設の工事着手前までに、乙(小金井市)が地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百十四条に定める債務負担行為に係る同法第九十六条第一項第二号に規定する議会の議決及び同法第九十六条第一項第八号に規定する財産取得に係る議会の議決を経た上で、譲渡契約を締結するものとする。〕

つまり、小金井市議会が地方自治法に基づく「財産取得の議決」をしてから着工するとの覚書が締結されているわけである。しかし、現時点では、小金井市長は財産取得の議案を小金井市議会に提出しておらず、したがって当然に小金井市議会も財産取得の議決をしていない。にもかかわらず、機構は、(仮称)市民交流センターの建築工事に着手しており、既に躯体工事が相当程度進行している状況にある。小金井市は、機構に着工を依頼した事実はないとの答弁を繰り返している。

そこで以下の点について質問する。

1 なぜ、平成十五年に、財産取得の議決を得てから着工するとの覚書を締結したのか、その理由を詳細に明らかにされたい。

2 なぜ、「覚書」を無視して着工したのか、その理由を詳細に明らかにされたい。

3 小金井市は、小金井市議会に対して、「着工を依頼していない」と繰り返し答弁しているが、事実関係はどうなっているのか、明らかにされたい。

4 オフィスビルであれば、小金井市が団体意思として保留床の買取りを拒否しても、第三者に転売が可能だが、センター(ホール形状)の場合、そのような措置を講じることは困難である。保留床が確実に処分できることを確認しないまま着工していることについて、国土交通省はどのような見解を持っているのか。

5 地元自治体等が保留床を購入しなかったことに伴い、機構自身が保留床を取得して自家使用している例を漏れなく挙げていただきたい。例えば、機構本社(横浜市)や機構東日本支社(新宿区)などは、どのような経過だったのか、詳細に明らかにされたい。

6 機構が施行する市街地再開発事業は、独立行政法人都市再生機構法に基づき地元市区町村の要請に基づいて行われる原則があるが、覚書に反して着工し、既成事実(建物の完成)を作り上げ、小金井市議会に購入を強要するような手法は、地方自治の本旨に照らして、また、現政権がめざしている無駄な公共事業を排除する観点から、大きな問題があると思

われる、地方自治を管轄する総務省の見解も含めて政府としての見解を問う。

7 小金井市は、平成二十二年度予算に、(仮称)市民交流センターの購入費用の財源として、国からのまちづくり交付金十一億二千二百六十万円を計上している。これはガソリン税などが財源になっているものと理解してよいか、充当されている国税の名称をすべて挙げていただきたい。また、ガソリン税等が財源になっているとした場合、(仮称)市民交流センターなどのハコモノ行政に回されることには相当強い国民的批判があったが、そのような使途が適切だと考えているのか、財務省の見解を含めて政府の見解を求めたい。

8 とりわけ、小金井市の(仮称)市民交流センターの場合、東京多摩地区に一例もない、「駅前ロータリーの真正面」「単体建築」ということで、本来不要な膨大な土地購入費用が発生している。「コンクリートから人へ」を標榜する現政府が、このようなハコモノに国民の税金を注ぎ込むことを妥当・適切と考えているのか、詳細に答弁されたい。

七 清算について

市街地再開発事業は、「清算」「登記」をもって終了する。そこで何うが、機構(前身の公団含む)が行った過去十年間に完了した市街地再開発事業で、清算を行った事業、清算を行わなかった事業を、それぞれ漏れなく挙げていただきたい。なお、清算を行った事業の場合、「権利者からの精算金の徴収の件数と額」「権利者への精算金の支払い件数と額」をそれぞれ明記さ

れた。

また、清算を行っていない事業について、事業認可時点での収支と完成時点の収支が、全く変わらないということは、常識的に考えられない(工事入札などで建設費が抑制されるのが一般的であろう)。収支を調整して、行うべき清算を飛ばしていた事実がないか、政府において総点検するべきであると考えるが、見解を伺いたい。

八 念書の違法性について

機構は、複数の借家権者に、「機構が再開発ビルを取得することになった場合には、従前の賃料・共益費で貸す」との念書を交付している。このような念書交付は、従前建築物の入居者を早く退去させるための「小道具」として使われているものである。そのような念書は、都市再開発法に違反し、また、公序良俗にも反する内容であると思量されるが、政府の見解を問う。

なお、武蔵小金井駅南口第1地区第一種市街地再開発事業に関しては、我が党の川田龍平参議院議員が、別の論点で質問主意書を提出した経過があり、「内閣参質一六九第一〇八号」(平成二十年四月二十五日)にて一定の回答が示されている。

また、同事業では、平成二十年に、国土交通大臣の変更認可を受けないまま膨大な設計変更が行われていたことが発覚し、変更認可を得るため、工事が約一か月中断されるなどの異例の事件が起きていることも付言する。

内閣衆質一七四第三四〇号
平成二十二年四月九日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫
衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員柿澤未途君提出独立行政法人都市再生機構による市街地再開発事業に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員柿澤未途君提出独立行政法人都市再生機構による市街地再開発事業に関する質問に対する答弁書

一の1及び3から6までについて

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)においては、市街地再開発事業の工期延長に伴って追加損失補償(都市再開発法第九十七条第三項の規定に基づく補償額の支払後に追加で行う損失補償をいう。以下同じ。)を行う場合の補償額の支払期限について規定しておらず、御指摘のように「工期の延長期間に入る前に支払われるべきもの」とは必ずしも考えていない。

また、武蔵小金井駅南口第1地区第一種市街地再開発事業(以下「本件事業」という。)において、独立行政法人都市再生機構(以下「機構」という。)が、御指摘の権利者A(株式会社(以下「権利者A」という。))及び権利者B(個人)(以下「権利者B」という。))への追加損失補償に関する補償額の支払を留保していることについては、平成二十一年十一月に、権利者Aの代表者及び権利者Bから国土交通省に対し嘆願書の提出があったこと等により承知したところであるが、機構から聴取したところ、既に、機構において補償額を算定し、平成二十二年二月十二日付け

で、当該補償額に係る債務と機構が権利者A及び権利者Bに対して有する債権とを相殺したとのことである。

一の2について

機構から聴取したところ、お尋ねのような事例は把握していないとのことである。

二の1から3までについて

機構から聴取したところ、東日本旅客鉄道株式会社(以下「JR東日本」という。)が権利変換計画において所有者となることとされている施設建築物の一部については、JR東日本からの要望に基づき、機構が建築基準法(昭和二十五

機構において補償額を算定し、一の1及び3から6までについて述べたとおり、当該補償額に係る債務と機構が権利者A及び権利者Bに対して有する債権とを相殺したところであり、これらのことを踏まえると、「不平等な取り扱い」との御指摘は当たらないものと考えているとのことである。

二の4について

機構から聴取したところ、お尋ねのような事例は把握していないとのことである。

また、機構から聴取したところ、御指摘のテナント(美容院)については、二の1から3までについて述べたとおり、権利変換計画において当該テナントが借家使用をすることとされている部分を、施行者である機構がその管理の下、仮使用させたものであつて、これにより、権利者A及び権利者Bに損害が生じてはいないとのことであり、機構の対応に問題があつたとは考えていない。

三について

本件事業の権利変換計画においては、お尋ねの「店舗部分(美容院だった部分を除く)とAの本社部分に対応する床」を含む、権利者Aが所有していた従前の建築物に対応して、権利者Aに与えられることとなる施設建築物の一部が定められている。これにより、権利変換に係る権利者Aの従前の資産の価額とこれに対応して権利者Aに与えられることとなる資産の価額の概算額との間に著しい差額は生じておらず、また、借家使用を継続する者については、従前の借家面積と同等の面積が施設建築物においても確保され、当該者の営業の継続性の確保等も図

られており、権利変換計画に瑕疵が存するものではないと考えている。

なお、機構から聴取したところ、権利変換計画の作成時点において、権利者Aが権利変換計画に関する機構との協議等を拒んだことから、機構においては、やむを得ず、都市再開発法第六十八条第二項において準用する土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第三十七条の二の規定に基づき、土地調査及び物件調査を作成した上で、権利変換計画を作成したとのことである。

四の1について

御指摘の「一般的な民―民取引」の意味するところが必ずしも明らかではないが、都市再開発法第八十六条第二項においては、権利変換に関する処分は、関係権利者に対する関係事項の通知をすることによって行うこととされている。

四の2及び3について

機構から聴取したところ、本件事業においては、課税年度途中で権利変換に関する処分が行われたが、従前の建築物に係る固定資産税については、権利者A及び権利者B以外の権利者を含め、権利変換期日前の権利者側で負担しているとのことであり、本件事業の権利者全体の公平な取扱いの観点から、問題はないものと考えている。

五の1について

個別の建築物が一の建築物に該当するか否かについては、その実態に応じて特定行政庁が適切に判断すべきものである。

五の2及び3について

本件事業の事業計画において、本件事業の

1―Ⅲ街区に整備される施設建築物(以下「Ⅲ棟」という。)について、「分棟形式」と記載されているという事実はない。

なお、機構から聴取したところ、現時点においては、1―Ⅲ棟の工事のすべてが完了するに足っていないことから、1―Ⅲ棟の登記及び引渡しはなされていないとのことである。

六の1から4まで及び6について
機構から聴取したところ、小金井市議会において、(仮称)市民交流センターに係る債務負担行為の議決がされたことを踏まえ、工事を着工したとのことである。

また、御指摘の「覚書」は小金井市と機構との当事者間の契約行為に関する事項について定めるものであり、また、御指摘の「答弁」は小金井市に関するものであることから、これらに関するお尋ねについては、政府としてお答えする立場にない。

六の5について
機構から聴取したところ、機構においてお尋ねの点に係る情報を取りまとめた既存の資料が存在せず、また、新たに調査を行うことは詳細かつ膨大な作業を必要とすることから、お尋ねについて網羅的にお答えすることは困難であるが、機構本社(横浜アイランドタワー)及び機構東日本支社(新宿アイランドタワー)については、計画段階において売却先を特定していなかった保留床の一部の譲渡が不動産市況の低迷下において困難であったことから、機構が取得した上で、自ら使用し、又は賃貸に供しているとのことである。

六の7及び8について

都市再生特別措置法(平成十四年法律第二十二号)第四十七条第二項の交付金の財源としては、使途の限定されない一般財源が充てられている。

また、(仮称)市民交流センターの設置については、小金井市が決定したと承知している。地域が主体的に整備することを判断した施設については、真に必要なものに対し重点的に支援することとしている。

七について
機構から聴取したところ、お尋ねについて網羅的にお答えすることは詳細かつ膨大な作業を必要とすることから困難であるが、一般に、都市再開発法第四十条第一項の規定に基づき、清算を行っているとのことである。

八について
機構から聴取したところ、御指摘の「念書」は、本件事業の権利変換計画に影響を及ぼすものではなく、「早く退去させるための『小道具』として使われている」との御指摘は当たらないとのことであり、都市再開発法に違反する等の御指摘は当たらないと考えている。

平成二十二年四月一日提出
質問 第三四二号
郵便局の「間仕切り」及び監視カメラの撤去に関する質問主意書

提出者 柿澤 未途

郵便局の「間仕切り」及び監視カメラの撤去に関する質問主意書
一 郵政民営化をきっかけに郵便局内に設けられ

た「間仕切り」及び監視カメラの撤去がすでに始まっていると聞くが、日本郵政内で、この決定はどのようなプロセスで行われたのか。日時と決定機関を明らかにされたい。

二 この「間仕切り」及び監視カメラの撤去に関して、政府からの働きかけはあったのか。あったとすれば、いつ誰がどのような形で働きかけを行ったのか。

三 「間仕切り」及び監視カメラは今月末までに全国約二万四千局のうち「間仕切り」及び監視カメラのある二千八百三十局全てで撤去する予定と報道されているが、撤去にかかる費用はいくらか。

四 「間仕切り」及び監視カメラの撤去作業はどの業者がどのような契約プロセスで受注したのか。具体的に明らかにされたい。

五 そもそも、この「間仕切り」及び監視カメラの設置は何を目的として行われてきたものか。

六 日本郵政グループ(旧日本郵政公社を含む)に對しては、郵便局職員による現金横領などコンプライアンス違反の事例が多数報告され、総務省及び金融庁から行政処分を受けているが、このような状況の中で、「間仕切り」及び監視カメラの撤去を行うことは不適切ではないか。

七 鳩山内閣として日本郵政グループの一体的経営の強化を目指す郵政改革に関する法案を国会に提出予定であると聞くが、法案成立どころか法案提出前にこのような「間仕切り」及び監視カメラの撤去を先行して行うことは国会との関係で問題はないか。
右質問する。

内閣衆質一七四第三四二号

平成二十二年四月九日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員柿澤未途君提出郵便局の「間仕切り」及び監視カメラの撤去に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員柿澤未途君提出郵便局の「間仕切り」及び監視カメラの撤去に関する質問に対する答弁書

一について

日本郵政グループの意思決定過程については政府としてお答えする立場にないが、郵便局内の「間仕切り(以下単に「間仕切り」という。)

二について

「間仕切り」及び監視カメラの撤去については、日本郵政グループとしての経営判断により行われているものと承知しているが、政府としても、郵政事業における国民の利便性を確保するために、「間仕切り」及び監視カメラの問題を解消することは、喫緊の課題であると認識している。

三について

日本郵政株式会社によると、「間仕切り」の撤去費用は、工事契約が完了していないため未定であり、「間仕切り」及び監視カメラの撤去の費用については、約三十二億円を予定していると聞いている。

四について

日本郵政グループ内の契約手続の詳細について

ては政府として把握していないが、お尋ねの件については、日本郵政グループとして適切に対応しているものと考えている。

五について

日本郵政公社において設置した監視カメラは防犯体制の強化等を目的としていたと承知しているが、間仕切りを設置した日本郵政グループの当時の経営陣の意図は承知していない。いずれにせよ、間仕切りは会社間の連携の欠如をもたらしたし、監視カメラは一部に不適切な配置があったことにより労働の過剰監視につながり職員の士気を失わせるなどの弊害が結果としてあったものと認識している。

六について

間仕切り及び監視カメラの撤去については、日本郵政グループとしての経営判断により行われているものと承知している。いずれにせよ、コンプライアンスについては、日本郵政グループにおいて万全を期すべきものと考えている。七について

日本郵政グループによる間仕切り及び監視カメラの撤去は、現行法令下で行われているものであり、御指摘のような問題が生じるものではないと考えている。

(答弁通知書受領)

一、去る九日、内閣から、衆議院議員山口俊一君提出高速自動車国道法及び道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する等の法律案に関する質問に対して、質問事項について検討する必要がある、これに日時を要するため、平成二十二年四月二十日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定

定による通知書を受領した。

二、去る九日、内閣から、衆議院議員柿澤未途君提出日本郵政グループのコンプライアンスに関する質問に対して、質問事項について検討する必要がある、これに日時を要するため、平成二十二年四月二十三日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

国民年金法等の一部を改正する法律案

右の議案を提出する。

平成二十二年四月九日

提出者

厚生労働委員長 藤村 修

国民年金法等の一部を改正する法律

(国民年金法の一部改正)

第一条 国民年金法(昭和三十四年法律第四百四十一号)の一部を次のように改正する。

第三十三条の二第一項中「がその権利を取得した当時その者を削り、「維持していた」を「維持している」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 受給権者がその権利を取得した日の翌日以後にその者によつて生計を維持しているその者の子(十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子及び二十歳未満であつて障害等級に該当する障害の状態にある子に限る。)を有するに至つたことにより、前項の規定によりその額を加算することとなつたときは、当該子を有するに至つた日の属す

る月の翌月から、障害基礎年金の額を改定する。

第三十三条の二第四項中「維持していた」を「維持している」に改める。

(厚生年金保険法の一部改正)

第二条 厚生年金保険法(昭和二十九年法律第十五号)の一部を次のように改正する。

第五十条の二第二項中「がその権利を取得した当時その者を削り、「維持していた」を「維持している」に改め、同条第三項中「及び第五項」を削り、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 受給権者がその権利を取得した日の翌日以後にその者によつて生計を維持しているその者の六十五歳未満の配偶者を有するに至つたことにより第一項に規定する加給年金額を加算することとなつたときは、当該配偶者を有するに至つた日の属する月の翌月から、障害厚生年金の額を改定する。

第五十条の二に次の一項を加える。

5 第一項又は前項において準用する第四十四条第四項第二号の規定の適用上、障害厚生年金の受給権者によつて生計を維持していること又はその者による生計維持の状態がやんだことの認定に関し必要な事項は、政令で定める。

第一百条の四第一項第十三号中「(第五十条の二第三項において準用する場合を含む。)」を削り、同項第十五号の次に次の一号を加える。

十五の二 第五十条の二第五項の規定による認定

第一百条の十第一項第十四号中「第五十条の二

第三項」の下に、「同条第四項」を加え、「並びに第五十二条第一項」を、「第五十二条第一項」に、「第一百条の四第一項第十三号」を「第一百条の四第一項第十五号の二」に改める。

(国家公務員共済組合法の一部改正)

第三条 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)の一部を次のように改正する。

第八十三条第一項中「がその権利を取得した当時その者を削り、「維持していた」を「維持している」に改め、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 障害共済年金の受給権者がその権利を取得した日の翌日以後にその者によつて生計を維持しているその者の六十五歳未満の配偶者を有するに至つたことにより第一項に規定する加給年金額を加算することとなつたときは、障害共済年金の額を改定する。

(地方公務員等共済組合法の一部改正)

第四条 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第五百二十二号)の一部を次のように改正する。

第八十八条第一項中「がその権利を取得した当時その者を削り、「維持していた」を「維持している」に改め、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 障害共済年金の受給権者がその権利を取得した日の翌日以後にその者によつて生計を維持しているその者の六十五歳未満の配偶者を有するに至つたことにより第一項に規定する加給年金額を加算することとなつたときは、障害共済年金の額を改定する。

(国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正)

第五条 国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

附則第三十二条第五項後段を削る。

附則第六十条第一項中「及び同法第五十条の二第二項」を、「同法第五十条の二第一項及び第三項並びに国民年金法等の一部を改正する法律(平成二十二年法律第 号)附則第二条第二項」に、「同法」を、「厚生年金保険法」に、「第五十条の二第三項」を「第五十条の二第四項」に改める。

附則第七十八条第五項中「以下この項において同じ。」の規定は同法による老齢年金を「この規定は同法による老齢年金」に改め、「終了した」との下に、「同法第五十一条第二項において準用する同法第四十四条第一項中「受給権者がその権利を取得した当時その者」とあるのは「受給権者と、「維持していた」とあるのは「維持している」と、「十八歳未満の」とあるのは「十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日まで」の間にある」と、「計算する」とあるのは「計算するものとし、受給権者がその権利を取得した日の翌日以後にその者によつて生計を維持している当該配偶者又は当該子を有するに至つたことにより当該加給年金額を加算することとなつたときは、当該配偶者又は当該子を有するに至つた日の属する月の翌月から、年金の額を改定する」と、同法第五十一条第二項において準用する同法第四十四条第三項第六号中「受給権者がその権利を取得した当時から引き続き別表第

一」とあるのは「別表第一」と、「十八歳に達した」とあるのは「十八歳に達した日以後の最初の三月三十一日が終了した」と、同法第五十一条第二項において準用する同法第四十四条第三項第七号中「十八歳未満の」とあるのは「十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日まで」の間にある」とを加える。

附則第八十七条第六項中「及び第四十一条ノ二第一項」を削り、「終了シタル」との下に「同法第四十一条ノ二第一項中「十八歳未満」とあるのは「十八歳ニ達スル日以後ノ最初ノ三月三十一日迄ノ間ニ在ル」と、「支給ヲ受クルモノガ障害ノ状態ト為リタル当時其ノ者」とあるのは「支給ヲ受クルモノ」と、「維持シタル」とあるのは「維持スル」と、「金額ニ加給ス」とあるのは「金額ニ加給シ障害年金ノ支給ヲ受クル者ガ障害ノ状態ト為リタル日ノ翌日以後ニ当該配偶者又ハ当該子ヲ有スルニ至リタルニ因リ当該金額ヲ加給スルコトト為リタルトキハ当該配偶者又ハ当該子ヲ有スルニ至リタル日ノ属スル月ノ翌月ヨリ障害年金ノ額ヲ改定ス」と、「障害年金ヲ受クル者ガ障害ノ状態ト為リタル当時ヨリ引続キ別表第四下欄」とあるのは「別表第四下欄」と、「十八歳以上」とあるのは「十八歳ニ達シタル日以後ノ最初ノ三月三十一日ガ終了シタル」とを加える。

第六条 国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第百五号)の一部を次のように改正する。

附則第十七条第一項中「及び第八十三条第一

項」を並びに第八十三条第一項及び第四項並びに国民年金法等の一部を改正する法律(平成二十二年法律第 号)附則第二条第三項に、「第八十三条第四項」を「第八十三条第五項」に改める。

(地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正)

第七条 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第百八号)の一部を次のように改正する。

附則第十七条第一項中「及び第八十八条第一項」を並びに第八十八条第一項及び第四項並びに国民年金法等の一部を改正する法律(平成二十二年法律第 号)附則第二条第四項に、「第八十八条第四項」を「第八十八条第五項」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十三年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)において、現に国民年金法の規定による障害基礎年金の受給権者によつて生計を維持しているその者の同法第三十三条の二第一項に規定する子(当該受給権者がその権利を取得した日の翌日以後に有するに至つた当該子(第一条の規定による改正前の国民年金法第三十三条の二第二項の規定により当該受給権者がその権利を取得した当時その者によつて生計を維持していたとみなされ、同条第一項の規定により加算が行われている当該子を除く。)に限る。)がある場

合における第一条の規定による改正後の国民年金法第三十三条の二第二項の規定の適用については、同項中当該子を有するに至つた日の属する月の翌月」とあるのは、「国民年金法等の一部を改正する法律(平成二十二年法律第 号)の施行の日の属する月」とする。

2 施行日において、現に厚生年金保険法の規定

による障害厚生年金の受給権者によつて生計を維持しているその者の六十五歳未満の配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、当該受給権者がその権利を取得した日の翌日以後に有するに至つた当該配偶者に限る。)がある場合における第二条の規定による改正後の厚生年金保険法第五十条の二第三項第五号の規定による改正後の国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号。以下この条において「昭和六十年改正法」という。)附則第六十条第一項の規定により読み替えて適用する場合及び厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合法の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(平成十三年法律第百一号)附則第四十五条第三項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、第二条の規定による改正後の厚生年金保険法第五十条の二第三項中「当該配偶者を有するに至つた日の属する月の翌月」とあるのは、「国民年金法等の一部を改正する法律(平成二十二年法律第 号)の施行の日の属する月」とする。

3 施行日において、現に国家公務員共済組合法の規定による障害共済年金の受給権者によつて生計を維持しているその者の六十五歳未満の配

偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む、当該受給権者がその権利を取得した日の翌日以後に有するに至った当該配偶者に限る。)がある場合における第三条の規定による改正後の国家公務員共済組合法第八十三条第四項(第六条の規定による改正後の国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律附則第十七条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による障害共済年金の額の改定は、国家公務員共済組合法第七十三条第三項の規定にかかわらず、施行日の属する月から行う。

4 施行日において、現に地方公務員等共済組合法の規定による障害共済年金の受給権者によつて生計を維持しているその者の六十五歳未満の配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む、当該受給権者がその権利を取得した日の翌日以後に有するに至った当該配偶者に限る。)がある場合における第四条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法第八十八条第四項(第七条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律附則第十七条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による障害共済年金の額の改定は、地方公務員等共済組合法第七十五条第三項の規定にかかわらず、施行日の属する月から行う。

5 施行日において、現に昭和六十年改正法第一条の規定による改正前の国民年金法の規定による障害年金の受給権者によつて生計を維持しているその者の国民年金法第三十三条の二第一項

に規定する子(当該受給権者が昭和六十一年四月一日後に有するに至った当該子に限る。)がある場合における第五条の規定による改正後の昭和六十年改正法附則第三十二条第五項において準用する同法第三十三条の二第二項の規定の適用については、同項中「当該子を有するに至つた日の属する月の翌月」とあるのは、「国民年金法等の一部を改正する法律(平成二十二年法律第 号)の施行の日の属する月」とする。

6 施行日において、現に昭和六十年改正法第三条の規定による改正前の厚生年金保険法(以下この項において「旧厚生年金保険法」という。)の規定又は昭和六十年改正法第五条の規定による改正前の船員保険法(昭和十四年法律第七十三号。以下この項において「旧船員保険法」という。)の規定による障害年金の受給権者によつて生計を維持しているその者の配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む、当該受給権者がその権利を取得した日の翌日以後に有するに至った当該配偶者に限る。)又はその者の第五条の規定による改正後の昭和六十年改正法附則第七十八条第五項の規定により読み替えられた旧厚生年金保険法第五十一条第二項において準用する旧厚生年金保険法第四十四条第一項若しくは第五条の規定による改正後の昭和六十年改正法附則第八十七条第六項の規定により読み替えられた旧船員保険法第四十一条ノ二第一項に規定する子(当該受給権者がその権利を取得した日の翌日以後に有するに至つた当該子に限る。)がある場合における第五条の規定による改正後の昭和六十年改

正法附則第七十八条第五項及び第八十七条第六項の規定の適用については、第五条の規定による改正後の昭和六十年改正法附則第七十八条第五項中「当該配偶者又は当該子を有するに至つた日の属する月の翌月」とあるのは「国民年金法等の一部を改正する法律(平成二十二年法律第 号)の施行の日の属する月」と、第五条の規定による改正後の昭和六十年改正法附則第八十七条第六項中「当該配偶者又ハ当該子ヲ有スルニ至リタル日ノ属スル月ノ翌月」とあるのは「国民年金法等の一部を改正する法律(平成二十二年法律第 号)ノ施行ノ日ノ属スル月」とする。

(政令への委任)
第三条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

理 由

公的年金制度に基づく障害年金の受給権者について結婚や子の出生等による生活状況の変化に応じたきめ細かな対応を図る観点から、障害基礎年金、障害厚生年金等の額の加算に係る子及び配偶者の範囲を拡大し、障害者の所得保障の一層の充実に資する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、障害基礎年金等の給付に要する費用の国庫負担分として初年度約六十八億円の支出増が見込まれる。

厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律等の一部を改正する法律案
右の議案を提出する。
平成二十二年四月九日

提出者
厚生労働委員長 藤村 修

厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律等の一部を改正する法律
(厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律の一部改正)

第一条 厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律(平成二十一年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。

第二条、第三条及び第六条第一項中「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改める。

第十三条を第二十号とし、第十二条の次に次の七条を加える。

(機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任)
第十三条 次に掲げる厚生労働大臣の権限に係る事務は、日本年金機構(以下「機構」という。)に行わせるものとする。

一 第六条第二項(附則第二条第一項において準用する場合を含む。以下この項及び第七十七条第一項において同じ。)の規定によりその例によるものとされる厚生年金保険法第八十六条第五項及び国民年金法第九十六

条第四項の規定による国税滞納処分の例による処分並びにこれらの項の規定による市町村に対する処分の請求

二 第六条第二項の規定によりその例によるものとされる厚生年金保険法第八十九条及び国民年金法第九十五条の規定により国税徴収の例によるものとされる徴収に係る権限(国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第三十六条第一項の規定の例による納入の告知、同法第四十二条において準用する民法第四百二十三条第一項の規定の例による納付義務者に属する権利の行使、国税通則法第四十六条の規定の例による納付の猶予その他の厚生労働省令で定める権限並びに次号に掲げる質問及び検査並びに搜索を除く。)

三 第六条第二項の規定によりその例によるものとされる厚生年金保険法第八十九条及び国民年金法第九十五条の規定によりその例によるものとされる国税徴収法(昭和三十四年法律第四十七号)第四百一条の規定による質問及び検査並びに同法第四百十二条の規定による搜索

四 附則第二条第一項において読み替えて準用する第二条ただし書の請求及び同項において読み替えて準用する第三条ただし書の請求の受理

五 前各号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める権限

2 機構は、前項第一号に掲げる国税滞納処分の例による処分及び同項第三号に掲げる権限

(以下「滞納処分等」という。)その他同項各号に掲げる権限のうち厚生労働省令で定める権限に係る事務を効果的に行うため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に当該権限の行使に必要な情報を提供するとともに、厚生労働大臣自らその権限を行うよう求めることができる。

3 厚生労働大臣は、前項の規定による求めがあつた場合において必要があると認めるとき、又は機構が天災その他の事由により第一項各号に掲げる権限に係る事務の全部若しくは一部を行うことが困難若しくは不適当となつたと認めるときは、同項各号に掲げる権限の全部又は一部を自ら行うものとする。

4 厚生年金保険法第百条の四第四項から第七項までの規定は、機構による第一項各号に掲げる権限に係る事務の実施又は厚生労働大臣による同項各号に掲げる権限の行使について準用する。

(機構が行う滞納処分等に係る認可等)
第十四条 機構は、滞納処分等を行う場合には、あらかじめ、厚生労働大臣の認可を受けるとともに、次条第一項に規定する滞納処分等実施規程に従い、徴収職員に行わせなければならない。

2 厚生年金保険法第百条の六第二項及び第三項の規定は、前項の規定による機構が行う滞納処分等について準用する。

(滞納処分等実施規程の認可等)
第十五条 機構は、滞納処分等の実施に関する

規程(次項において「滞納処分等実施規程」という。)を定め、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 厚生年金保険法第百条の七第二項及び第三項の規定は、滞納処分等実施規程の認可及び変更について準用する。

(地方厚生局長等への権限の委任)

第十六条 この法律に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。

2 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。

(機構への事務の委託)

第十七条 厚生労働大臣は、機構に、次に掲げる事務を行わせるものとする。

一 第二条(附則第二条第一項において準用する場合を含む。)の規定による保険給付遅延特別加算金及び第三条(同項において準用する場合を含む。)の規定による給付遅延特別加算金の支給に係る事務(第十三条第一項第四号に掲げる請求の受理を除く。)

二 第六条第一項(附則第二条第一項において準用する場合を含む。次条第一項において同じ。)の規定による不正利得の徴収に係る事務(第十三条第一項第一号から第三号までに掲げる権限を行使する事務並びに次条第一項の規定により機構が行う収納、第六条第二項の規定によりその例によるもの

とされる厚生年金保険法第八十六条第一項及び国民年金法第九十六条第一項の規定による督促その他の厚生労働省令で定める権限を行使する事務並びに次号及び第五号に掲げる事務を除く。)

三 第六条第二項の規定によりその例によるものとされる厚生年金保険法第八十六条第一項及び第二項並びに国民年金法第九十六条第一項及び第二項の規定による督促に係る事務(当該督促及び督促状を発すること(督促状の発送に係る事務を除く。))を除く。)

四 第六条第二項の規定によりその例によるものとされる厚生年金保険法第八十七条第一項及び第四項並びに国民年金法第九十七条第一項及び第四項の規定による延滞金の徴収に係る事務(第十三条第一項第一号から第三号までに掲げる権限を行使する事務並びに次条第一項の規定により機構が行う収納、第六条第二項の規定によりその例によるものとされる厚生年金保険法第八十六条第一項及び国民年金法第九十六条第一項の規定による督促その他の厚生労働省令で定める権限を行使する事務並びに前号及び次号に掲げる事務を除く。)

五 第十三条第一項第二号に規定する厚生労働省令で定める権限に係る事務(当該権限を行使する事務を除く。)

六 附則第二条第三項の請求及び附則第三条第一項の請求の内容の確認に係る事務

七 前各号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事務

2 厚生年金保険法第百条の十第二項及び第三項の規定は、前項の規定による機構への事務の委託について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。(機構が行う収納)

第十八条 厚生労働大臣は、会計法(昭和二十二年法律第三十五号)第七条第一項の規定にかかわらず、政令で定める場合における第六条第一項の規定による徴収金及び延滞金その他の厚生労働省令で定めるものの収納を、政令で定めるところにより、機構に行わせることができる。

2 厚生年金保険法第百条の十一第二項から第六項までの規定は、前項の規定による機構が行う収納について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。(情報の提供等)

第十九条 機構は、厚生労働大臣に対し、厚生労働省令で定めるところにより、保険給付遅延特別加算金及び給付遅延特別加算金の支給に関する事項その他厚生労働大臣の権限の行使に關して必要な情報の提供を行うものとする。

2 厚生労働大臣及び機構は、保険給付遅延特別加算金及び給付遅延特別加算金の支給が、適正かつ円滑に行われるよう、必要な情報交換を行うことその他相互の密接な連携の確保に努めるものとする。

本則に次の見出し及び三条を加える。

(罰則)

第二十一条 次の各号のいずれかに該当する者

は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第六条第二項(附則第二条第一項において準用する場合を含む。次号において同じ。)の規定によりその例によるものとされる厚生年金保険法第八十九条又は国民年金法第九十五条の規定によりその例によるものとされる国税徴収法第四百一条の規定による徴収職員の問題に対して答弁をせず、又は偽りの陳述をした者

二 第六条第二項の規定によりその例によるものとされる厚生年金保険法第八十九条又は国民年金法第九十五条の規定によりその例によるものとされる国税徴収法第四百一条の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は当該検査に關し偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類を提示した者

第二十二条 法人(法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるもの)(以下この条において「人格のない社団等」という。)を含む。以下この項において同じ。)の代表者(人格のない社団等の管理人を含む。)又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に關して、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の刑を科する。

2 人格のない社団等について前項の規定の適用がある場合においては、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑

者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第二十三条 機構の役員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、二十万円以下の過料に処する。

一 第十四条第一項、同条第二項において準用する厚生年金保険法第百条の六第二項、第十五条第一項及び第十八条第二項において準用する同法第百条の十一第二項の規定により厚生労働大臣の認可を受けなければならぬ場合において、その認可を受けなかつたとき。

二 第十五条第二項において準用する厚生年金保険法第百条の七第三項の規定による命令に違反したとき。

附則第五条のうち社会保険審査官及び社会保険審査会法第三条の改正規定中、「同条第三号中(による給付)の下に並びに年金給付遅延加算金支給法による保険給付遅延特別加算金(厚生年金保険法附則第二十九条第一項の規定による脱退一時金に係るものを除く。及び給付遅延特別加算金(国民年金法附則第九条の三の二第一項の規定による脱退一時金に係るものを除く。次号及び次条第一項において同じ。))を加え」を削り、「徴収又は」を「徴収又はは」に、「徴収若しくは」を「若しくは徴収若しくは」に改め、「給付遅延特別加算金」の下に「(国民年金法附則第九条の三の二第一項の規定による脱退一時金に係るものを除く。次条第一項において同じ。))」を加え、「徴収」を「若しくは徴収」に改める。

附則第五条のうち社会保険審査官及び社会保険審査会法第四条第一項の改正規定中「第四条第一項中」の下に「(国民年金法による給付)の下に並びに年金給付遅延加算金支給法による保険給付遅延特別加算金(厚生年金保険法附則第二十九条第一項の規定による脱退一時金に係るものを除く。及び給付遅延特別加算金)を加え、「同法」を「国民年金法」に改め、」を加え、「但し」を「ただし」に改める」を「加える」に改める。

附則第五条中社会保険審査官及び社会保険審査会法第九条第一項の改正規定を削る。

附則第七条を削り、附則第八条を附則第七条とする。

(日本年金機構法の一部改正)

第二条 日本年金機構法(平成十九年法律第百九号)の一部を次のように改正する。

第二十七条第二項第四号に次のように加える。

ホ 厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に關する法律(平成二十一年法律第三十七号)第十三条第一項に規定する権限に係る事務、同法第十七条第一項に規定する事務及び同法第十八条第一項に規定する収納に係る事務

(国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正)

第三条 国民年金法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第百四号)の一部を次のように改正する。

附則第五十六条第四項の表第一百三十一条の項中「を除く」を「同じ」に改め、「附則第十四条の二前段」の下に「年金給付遅延加算金支給法第七条第一項において適用する場合を含む。次条第一項及び第二百二十条第二項第一号において同じ。」を加え、同表第一百三十一条第二項の項中「第八十条第一項」及び「附則第三十二条の二前段」の下に「年金給付遅延加算金支給法第七条第一項において適用する場合を含む。第二百二十条第二項第二号において同じ。」を加える。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条及び第三条の規定は、厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律の施行の日から施行する。

理 由

日本年金機構が発足したこと等に伴い、厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律その他の法律の規定の整理を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とシンガポール共和国政府との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

右
国会に提出する。

平成二十二年二月二十三日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とシンガポール共和国政府との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件
所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とシンガポール共和国政府との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件
所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とシンガポール共和国政府との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件
所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とシンガポール共和国政府との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

理 由

政府は、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とシンガポール共和国政府との間の協定の情報交換に関する規定を国際的な基準に沿った内容に改めるため、平成二十二年二月四日にシンガポールで、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とシンガポール共和国政府との間の協定を改正する議定書に署名した。よって、この議定書を締結することとした。これが、この案件を提出する理由である。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とシンガポール共和国政府との間の協定を改正する議定書

日本国政府及びシンガポール共和国政府は、千九百九十四年四月九日にシンガポールで署名された所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とシンガポール共和国政府との間の協定（以下「協定」という。）を改正することを希望して、

次のとおり協定した。

第一条

協定第二十六条を次のように改める。

第二十六条

1 両締約国の権限のある当局は、この協定の規定の実施又は両締約国若しくはそれらの地方公共団体が課するすべての種類の租税に関する両締約国の法令（当該法令に基づく課税がこの協定の規定に反しない場合に限る。）の規定の運用若しくは執行に関連する情報を交換する。情報の交換は、第一条及び第二条の規定による制限を受けない。

2 1の規定に基づき一方の締約国が受領した情報は、当該一方の締約国がその法令に基づいて入手した情報と同様に秘密として取り扱ふものとし、1に規定する租税の賦課若しくは徴収、これらの租税に関する執行若しくは訴追、これらの租税に関する不服申立てについての決定又はこれらの監督に關与する者又は当局（裁判所及び行政機関を含む。）に対してのみ、開示される。これらの者又は当局は、当該情報をそのような目的のためにのみ使用する。これらの者又は当局は、当該情報を公開の法廷における審理又は司法上の決定において開示することができる。

3 1及び2の規定は、いかなる場合にも、一方の締約国に対し、次のことを行う義務を課するものと解してはならない。
(a) 当該一方の締約国又は他方の締約国の法令及び行政上の慣行に抵触する行政上の措置をとること。
(b) 当該一方の締約国又は他方の締約国の法令の下において又は行政の通常の運営にお

いて入手することができない情報を提供すること。

(c) 営業上、事業上、産業上、商業上若しくは職業上の秘密若しくは取引の過程を明らかにするような情報又は公開することが公の秩序に反することになる情報を提供すること。

4 一方の締約国は、他方の締約国がこの条の規定に従って当該一方の締約国に対し情報の提供を要請する場合には、自己の課税目的のために必要でないときであっても、当該情報を入手するために必要な手段を講ずる。一方の締約国がそのような手段を講ずるに当たっては、3の規定に定める制限に従うが、その制限は、いかなる場合にも、当該情報が自己の課税目的のために必要でないことのみを理由としてその提供を拒否することを認めるものと解してはならない。

5 3の規定は、提供を要請された情報が銀行その他の金融機関、名義人、代理人若しくは受託者が有する情報又はある者の所有に関する情報であることのみを理由として、一方の締約国が情報の提供を拒否することを認めるものと解してはならない。ただし、当該一方の締約国は、弁護士その他の法律事務代理人がその職務に関してその依頼者との間で行う通信に関する情報であつて、当該一方の締約国の法令に基づいて保護されるものについては、その提供を拒否することができる。

第二条

1 各締約国は、他方の締約国に対し、外交上の経路を通じて、この議定書の効力発生のために必要とされる国内手続が完了したことを確認す

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とシンガポール共和国政府との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件及び同報告書
所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とマレーシア政府との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件及び同報告書

る通告を行う。この議定書は、遅い方の通告が受領された日の後三十日目の日に効力を生ずる。

2 この議定書は、協定が有効である限り効力を有する。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正當に委任を受けてこの議定書に署名した。

二十十年二月四日にシンガポールで、英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために

山中誠

シンガポール共和国政府のために

モーゼス・リー

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とシンガポール共和国政府との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件に関する報告書

一 本件の目的及び要旨

近年の世界経済の急激な減速に伴い、各国の税収確保の観点から、租税に関する透明性の確保に消極的とされる国及び地域との間で租税に関する情報交換の枠組みを整備し、及び拡充することの重要性が増している。このような情勢を踏まえ、我が国政府とシンガポール共和国政府は、平成二十一年十一月以降、平成七年四月二十八日に発効した我が国とシンガポール共和

国との間の現行租税協定(以下「現行協定」という。)の情報交換に係る規定(第二十六条)を見直すための交渉を行ってきた。その結果、現行協定を改正するための議定書の案文について最終的合意をみるに至ったので、平成二十二年二月四日シンガポールにおいて、本議定書の署名が行われた。

本議定書は、現行協定の情報交換に係る規定を国際標準であるOECDモデル条約に沿った内容に改めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 両締約国の権限のある当局は、協定の規定の実施又は両締約国若しくはそれらの地方公共団体が課するすべての種類の租税に関する両締約国の法令の規定の運用若しくは執行に関連する情報を交換すること。

2 一方の締約国が受領した情報は、当該一方の締約国がその法令に基づいて入手した情報と同様に秘密として取り扱うものとする。

3 一方の締約国は、他方の締約国が当該一方の締約国に対し情報の提供を要請する場合に、自己の課税目的のために必要でないときであつても、当該情報を入手するために必要な手段を講ずること。

4 提供を要請された情報が銀行等が有する情報であることのみを理由として、一方の締約国が情報の提供を拒否することを認めるものと解してはならないこと。

なお、本議定書は、効力発生のために自国において必要とされる手続が完了したことを、他方の締約国に対して通告するものとし、遅い方

の通告が受領された日の後三十日目の日に効力を生ずることになっている。

よつて政府は、本議定書の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるとするのである。

二 本件の議決理由

本議定書を締結することは、我が国とシンガポール共和国との間で租税に関する情報交換がより実効的に行われることとなり、国際的な脱税及び租税回避行為の防止に資することが期待されるので、有意義であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

平成二十二年四月九日

外務委員長 鈴木 宗男

衆議院議長 横路 孝弘殿

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とマレーシア政府との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

右

国会に提出する。

平成二十二年二月二十三日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とマレーシア政府との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とマレーシア政府との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

との間の協定を改正する議定書の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

理由

政府は、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とマレーシア政府との間の協定の情報交換に関する規定を国際的な基準に沿った内容に改めるため、平成二十二年二月十日にブラジャヤで、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とマレーシア政府との間の協定を改正する議定書に署名した。よつて、この議定書を締結することとした。これが、この案件を提出する理由である。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とマレーシア政府との間の協定を改正する議定書

日本国政府及びマレーシア政府は、

千九百九十九年二月十九日にクアラルンプールで署名された所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とマレーシア政府との間の協定(以下「協定」という。)及び協定の不可分の一部を成す千九百九十九年二月十九日にクアラルンプールで署名された議定書(以下「千九百九十九年の議定書」という。)を改正することを希望して、次のとおり協定した。

第一条

協定第二十五条を次のように改める。

第二十五条

1 両締約国の権限のある当局は、この協定の規定の実施又は両締約国若しくはそれらの地方政府若しくは地方公共団体が課するすべての種類の租税に関する両締約国の法令(当該法令に基づく課税がこの協定の規定に反しない場合に限り)の規定の運用若しくは執行に關連する情報を交換する。情報の交換は、第一条及び第二条の規定による制限を受けない。

2 1の規定に基づき一方の締約国が受領した情報は、当該一方の締約国がその法令に基づいて入手した情報と同様に秘密として取り扱うものとし、1に規定する租税の賦課若しくは徴収、これらの租税に関する執行若しくは訴追、これらの租税に関する不服申立てについての決定又はこれらの監督に關与する者又は当局(裁判所及び行政機関を含む。)に対してのみ、開示される。これらの者又は当局は、当該情報をそのような目的のためにのみ使用する。これらの者又は当局は、当該情報を公開の法廷における審理又は司法上の決定において開示することができる。

3 1及び2の規定は、いかなる場合にも、一方の締約国に対し、次のことを行う義務を課するものと解してはならない。

(a) 当該一方の締約国又は他方の締約国の法令及び行政上の慣行に抵触する行政上の措置をとること。

(b) 当該一方の締約国又は他方の締約国の法令の下において又は行政の通常の運営にお

いて入手することができない情報を提供すること。

(c) 営業上、事業上、産業上、商業上若しくは職業上の秘密若しくは取引の過程を明らかにするような情報又は公開することが公の秩序に反することになる情報を提供すること。

4 一方の締約国は、他方の締約国がこの条の規定に従って当該一方の締約国に対し情報の提供を要請する場合には、自己の課税目的のために必要でないときであっても、当該情報を入手するために必要な手段を講ずる。一方の締約国がそのような手段を講ずるに当たっては、3の規定に定める制限に従うが、その制限は、いかなる場合にも、当該情報が自己の課税目的のために必要でないことのみを理由としてその提供を拒否することを認めるものと解してはならない。

5 3の規定は、提供を要請された情報が銀行その他の金融機関、名義人、代理人若しくは受託者が有する情報又はある者の所有に関する情報であることのみを理由として、一方の締約国が情報の提供を拒否することを認めるものと解してはならない。

第二条

千九百九十九年の議定書3の次に次の3Aを加える。

3A 協定第二十五条5の規定に関し、一方の締約国は、弁護士その他の法律事務代理人がその職務に關してその依頼者との間で行う通信に關する情報であつて、当該一方の締約国の

法令に基づいて保護されるものについては、その提供を拒否することができる。

第三条

1 この議定書は、両締約国のそれぞれの国内法上の手続に従つて承認されなければならない。この議定書は、その承認を通知する外交上の公文の交換の日の後三十日目の日に効力を生ずる。

2 この議定書は、この議定書が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に適用する。

3 この議定書は、協定が有効である限り効力を有する。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正當に委任を受けてこの議定書に署名した。

二十年二月十日にプトラジャヤで、英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために

堀江正彦

マレーシア政府のために

アワン・アデック

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とマレーシア政府との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件に關する報告書

一 本件の目的及び要旨

近年の世界経済の急激な減速に伴い、各国の

税収確保の観点から、租税に關する透明性の確保に消極的とされる国及び地域との間で租税に關する情報交換の枠組みを整備し、及び拡充することの重要性が増している。このような情勢を踏まえ、我が国政府とマレーシア政府は、平成二十一年十二月以降、平成二十一年十二月三十一日に発効した我が国とマレーシアとの間の現行租税協定(以下「現行協定」という。)の情報交換に係る規定(第二十五条を見直すための交渉を行つてきた。その結果、現行協定を改正するための議定書の案文について最終的合意をみるに至つたので、平成二十二年二月十日プトラジャヤにおいて、本議定書の署名が行われた。

本議定書は、現行協定の情報交換に係る規定を国際標準であるOECDモデル条約に沿つた内容に改めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 両締約国の権限のある当局は、協定の規定の実施又は両締約国若しくはそれらの地方公共団体が課するすべての種類の租税に關する両締約国の法令の規定の運用若しくは執行に關連する情報を交換すること。

2 一方の締約国が受領した情報は、当該一方の締約国がその法令に基づいて入手した情報と同様に秘密として取り扱うものとする。

3 一方の締約国は、他方の締約国が当該一方の締約国に対し情報の提供を要請する場合に、自己の課税目的のために必要でないときであっても、当該情報を入手するために必要な手段を講ずること。

4 提供を要請された情報が銀行等有する情報であることのみを理由として、一方の締約国が情報の提供を拒否することを認めるものと解してはならないこと。

なお、本議定書は、その承認を通知する外交上の公文の交換の日の後三十日目の日に効力を生ずることになっている。

よつて政府は、本議定書の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるといふのである。

二 本件の議決理由

本議定書を締結することは、我が国とマレーシアとの間で租税に関する情報交換がより実効的に行われることとなり、国際的な脱税及び租税回避行為の防止に資することが期待されるので、有意義であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

平成二十二年四月九日

外務委員長 鈴木 宗男

衆議院議長 横路 孝弘殿

所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とベルギー王国との間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

右
国会に提出する。

平成二十二年二月二十三日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とベルギー王国との間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とベルギー王国との間の条約を改正する議定書の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

理 由

政府は、所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とベルギー王国との間の条約の情報交換に関する規定を国際的な基準に沿った内容に改めるため、平成二十二年一月二十六日にブリュッセルで、所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とベルギー王国との間の条約を改正する議定書に署名した。よつて、この議定書を締結することとしたい。これが、この案件を提出する理由である。

所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とベルギー王国との間の条約を改正する議定書

日本国政府及びベルギー王国政府は、千九百八十八年十一月九日にブリュッセルで署名された議定書によつて改正された千九百六十八年三月二十八日に東京で署名された所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とベルギー王国との間の条約(以下「条約」といふ)及

び同議定書によつて改正された千九百六十八年三月二十八日に東京で署名された条約の不可分の一部を成す議定書(以下「千九百六十八年の議定書」といふ)を改正することを希望して、次のとおり協定した。

第一条

条約第二十六条を次のように改める。

第二十六条

1 両締約国の権限のある当局は、この条約の規定の実施又は両締約国若しくは日本国の地方公共団体が課するすべての種類の租税に関する両締約国の法令(当該法令に基づく課税がこの条約の規定に反しない場合に限る。)の規定の運用若しくは執行に関連する情報を交換する。情報の交換は、第一条及び第二条の規定による制限を受けない。

2 1の規定に基づき一方の締約国が受領した情報は、当該一方の締約国がその法令に基づいて入手した情報と同様に秘密として取り扱うものとし、1に規定する租税の賦課若しくは徴収、これらの租税に関する執行若しくは訴追、これらの租税に関する不服申立てについての決定又はこれらの監督に関与する者又は当局(裁判所及び行政機関を含む。)に対してのみ、開示される。これらの者又は当局は、当該情報をそのような目的のためにのみ使用する。これらの者又は当局は、当該情報を公開の法廷における審理又は司法上の決定において開示することができる。

3 1及び2の規定は、いかなる場合にも、一方の締約国に対し、次のことを行う義務を課するものと解してはならない。

(a) 当該一方の締約国又は他方の締約国の法令及び行政上の慣行に抵触する行政上の措置をとること。

(b) 当該一方の締約国又は他方の締約国の法令の下において又は行政の通常の運営において入手することができない情報を提供すること。

(c) 営業上、事業上、産業上、商業上若しくは職業上の秘密若しくは取引の過程を明らかにするような情報又は公開することが公の秩序に反することになる情報を提供すること。

4 一方の締約国は、他方の締約国がこの条の規定に従つて当該一方の締約国に対し情報の提供を要請する場合には、自己の課税目的のために必要でないときであつても、当該情報を入手するために必要な手段を講ずる。一方の締約国がそのような手段を講ずるに当たつては、3の規定に定める制限に従うが、その制限は、いかなる場合にも、当該情報が自己の課税目的のために必要でないことを理由としてその提供を拒否することを認めるものと解してはならない。

5 3の規定は、提供を要請された情報が銀行その他の金融機関、信託、財団、名義人、代理人若しくは受託者が有する情報又はある者の所有に関する情報であることのみを理由として、一方の締約国が情報の提供を拒否することを認めるものと解してはならない。

第二条

千九百六十八年の議定書3の次に次の3A及び3Bを加える。

3A 条約第二十六条の規定に關し、同条の規定は、ベルギーの地方公共団体が課する租税に關する法令の規定の運用又は執行に關連する情報の交換であつて、両締約国の政府が外交上の公文の交換により合意するものについて、適用する。

3B 条約第二十六条5の規定に關し、

(a) 銀行その他の金融機関、信託、財団、名義人、代理人若しくは受託者が有する情報又はある者の所有に關する情報を入手するために、ベルギーの税務当局は、同条3の規定又はベルギーの法令のいかなる規定にもかかわらず、そのような情報を開示させ、かつ、調査及び聴取を行う権限を有する。

(b) 一方の締約国は、弁護士その他の法律事務代理人がその職務に關してその依頼者との間で行う通信に關する情報であつて、当該一方の締約国の法令に基づいて保護されるものについては、その提供を拒否することができる。

第三条

1 各締約国は、他方の締約国に対し、外交上の経路を通じて、この議定書の効力発生のために必要とされる国内手続が完了したことを確認する通告を行う。この議定書は、遅い方の通告が受領された日の後三十日目の日に効力を生ずる。

2 この議定書は、次のものについて適用する。
(a) 日本国については、この議定書が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に課される租税

(b) ベルギーについては、この議定書が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に開始する各課税期間又は同日以後に生ずる課税対象3 この議定書は、条約が有効である限り効力を有する。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正當に委任を受けてこの議定書に署名した。

二十年一月二十六日にブリュッセルで、英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために

横田淳

ベルギー王国政府のために

ディディエ・レンデルス

所得に対する租税に關する二重課税の回避のための日本国とベルギー王国との間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件に關する報告書

一 本件の目的及び要旨

近年の世界経済の急激な減速に伴い、各国の税収確保の観点から、租税に關する透明性の確保に消極的とされる国及び地域との間で租税に關する情報交換の枠組みを整備し、及び拡充することの重要性が増している。このような情勢を踏まえ、我が国政府とベルギー王国政府は、平成二十一年十一月以降、昭和四十五年四月十六日に発効した我が国とベルギー王国との間の

現行租税条約(以下「現行条約」という。)の情報交換に係る規定(第二十六条)を見直すための交渉を行つてきた。その結果、現行条約を改正するための議定書の案文について最終的合意をみるに至つたので、平成二十二年一月二十六日ブリュッセルにおいて、本議定書の署名が行われた。

本議定書は、現行条約の情報交換に係る規定を国際標準であるOECDモデル条約に沿つた内容に改めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 両締約国の権限のある当局は、条約の規定の実施又は両締約国若しくは日本国の地方公共団体が課するすべての種類の租税に關する両締約国の法令の規定の運用若しくは執行に關連する情報を交換すること。

2 一方の締約国が受領した情報は、当該一方の締約国がその法令に基づいて入手した情報と同様に秘密として取り扱うものとする。

3 一方の締約国は、他方の締約国が当該一方の締約国に対し情報の提供を要請する場合に、自己の課税目的のために必要でないときであっても、当該情報を入手するために必要な手段を講じること。

4 提供を要請された情報が銀行等有する情報であることのみを理由として、一方の締約国が情報の提供を拒否することを認めるものと解してはならないこと。

5 銀行等が有する情報を入手するために、ベルギー王国の税務当局は、情報を開示させ、

かつ、調査及び聴取を行う権限を有すること。

なお、本議定書は、効力発生のために自国において必要とされる手続が完了したことを、他方の締約国に対して通告するものとし、遅い方の通告が受領された日の後三十日目の日に効力を生ずることになっている。

よつて政府は、本議定書の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるとするのである。

二 本件の議決理由

本議定書を締結することは、我が国とベルギー王国との間で租税に關する情報交換がより実効的に行われることとなり、国際的な脱税及び租税回避行為の防止に資することが期待されるので、有意義であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成二十二年四月九日

外務委員長 鈴木 宗男

衆議院議長 横路 孝弘殿

所得に対する租税及びある種の他の租税に關する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とルクセンブルグ大公国との間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

右

国会に提出する。

平成二十二年二月二十三日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

所得に対する租税及びある種の他の租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のため、日本国とルクセンブルグ大公国との間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

所得に対する租税及びある種の他の租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のため、日本国とルクセンブルグ大公国との間の条約を改正する議定書の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

理 由

政府は、所得に対する租税及びある種の他の租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のため、日本国とルクセンブルグ大公国との間の条約の情報交換に関する規定を国際的な基準に沿った内容に改めるため、平成二十二年一月二十五日にルクセンブルグで、所得に対する租税及びある種の他の租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のため、日本国とルクセンブルグ大公国との間の条約を改正する議定書に署名した。よって、この議定書を締結することとしたい。これが、この案件を提出する理由である。

所得に対する租税及びある種の他の租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のため、日本国とルクセンブルグ大公国との間の条約を改正する議定書

日本国政府及びルクセンブルグ大公国政府は、千九百九十二年三月五日にルクセンブルグで署名された所得に対する租税及びある種の他の租税

に関する二重課税の回避及び脱税の防止のため、日本国とルクセンブルグ大公国との間の条約(以下「条約」という。)を改正することを希望して、次のとおり協定した。

第一条

条約第十一条4を次のように改める。

4 3の規定の適用上、「中央銀行」及び「政府の所有する金融機関」とは、次のものをいう。

- (a) ルクセンブルグについては、
- (i) ルクセンブルグ中央銀行
- (ii) 国立信用投資公社
- (iii) ルクセンブルグ政府が資本の全部を所有するその他の金融機関で両締約国の政府が随時合意するもの
- (b) 日本国については、
- (i) 日本銀行
- (ii) 株式会社日本政策金融公庫
- (iii) 独立行政法人国際協力機構
- (iv) 独立行政法人日本貿易保険
- (v) 日本国政府が資本の全部を所有するその他の金融機関で両締約国の政府が随時合意するもの

第二条

条約第二十八条を次のように改める。

第二十八条

1 両締約国の権限のある当局は、この条約の規定の実施又は両締約国若しくはそれらの地方公共団体が課するすべての種類の租税に関する両締約国の法令(当該法令に基づく課税がこの条約の規定に反しない場合に限り)の規定の運用若しくは執行に関連する情報を交換する。情報の交換は、第一条及び第二条の規定による制限を受けない。

2 1の規定に基づき一方の締約国が受領した情報は、当該一方の締約国がその法令に基づいて入手した情報と同様に秘密として取り扱ふものとし、1に規定する租税の賦課若しくは徴収、これらの租税に関する執行若しくは訴追、これらの租税に関する不服申立てについての決定又はこれらの監督に関与する者又は当局(裁判所及び行政機関を含む。)に対してのみ、開示される。これらの者又は当局は、当該情報をそのような目的のためにのみ使用する。これらの者又は当局は、当該情報を公開の法廷における審理又は司法上の決定において開示することができる。

3 1及び2の規定は、いかなる場合にも、一方の締約国に対し、次のことを行う義務を課するものと解してはならない。

- (a) 当該一方の締約国又は他方の締約国の法令及び行政上の慣行に抵触する行政上の措置をとること。
- (b) 当該一方の締約国又は他方の締約国の法令の下において又は行政の通常の運営において入手することができない情報を提供すること。
- (c) 営業上、事業上、産業上、商業上若しくは職業上の秘密若しくは取引の過程を明らかにするような情報又は公開することが公の秩序に反することになる情報を提供する。

4 一方の締約国は、他方の締約国がこの条の規定に従って当該一方の締約国に対し情報の提供を要請する場合には、自己の課税目的のために必要でないときであっても、当該情報を入手するために必要な手段を講ずる。一方の締約国がそのような手段を講ずるに当たつ

ては、3の規定に定める制限に従うが、その制限は、いかなる場合にも、当該情報が自己の課税目的のために必要でないことを理由としてその提供を拒否することを認めるものと解してはならない。

5 3の規定は、提供を要請された情報が銀行その他の金融機関、名義人、代理人若しくは受託者が有する情報又はある者の所有に関する情報であることのみを理由として、一方の締約国が情報の提供を拒否することを認めるものと解してはならない。

第三条

1 この議定書は、両締約国のそれぞれの国内法上の手続に従って承認されなければならない。この議定書は、その承認を通知する外交上の公文の交換の日(後三十日目の日に)効力を生ずる。

2 この議定書は、この議定書が効力を生ずる日以後に課される租税について適用する。

3 この議定書は、条約が有効である限り効力を有する。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの議定書に署名した。

二十十年一月二十五日にルクセンブルグで、英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために

末綱隆

ルクセンブルグ大公国政府のために
リュック・フリーデン

所得に対する租税及びある種の他の租税に
関する二重課税の回避及び脱税の防止のた
めの日本国とルクセンブルグ大公国との間
の条約を改正する議定書の締結について承
認を求めるの件に関する報告書

一 本件の目的及び要旨

近年の世界経済の急激な減速に伴い、各国の
税収確保の観点から、租税に関する透明性の確
保に消極的とされる国及び地域との間で租税に
関する情報交換の枠組みを整備し、及び拡充す
ることの重要性が増している。このような情勢
を踏まえ、我が国政府とルクセンブルグ大公国
政府は、平成二十一年十二月以降、平成四年十
二月二十七日に発効した我が国とルクセンブル
ク大公国との間の現行租税条約(以下「現行条
約」という。)の情報交換に係る規定(第二十八
条)を見直すための交渉を行ってきた。その結
果、現行条約を改正するための議定書の案文に
ついて最終的合意をみるに至ったので、平成二
十二年一月二十五日ルクセンブルクにおいて、
本議定書の署名が行われた。

本議定書は、現行条約の情報交換に係る規定
を国際標準であるOECDモデル条約に沿った
内容に改めるものであり、その主な内容は次の
とおりである。

1 ルクセンブルク大公国及び我が国の利子免
税対象機関としての「中央銀行」及び「政府の
所有する金融機関」に該当する機関について
所要の修正を加えること。

2 両締約国の権限のある当局は、条約の規定
の実施又は両締約国若しくはそれらの地方公
共団体が課するすべての種類の租税に関する
両締約国の法令の規定の運用若しくは執行に

関連する情報を交換すること。

3 一方の締約国が受領した情報は、当該一方
の締約国がその法令に基づいて入手した情報
と同様に秘密として取り扱うものとするこ
と。

4 一方の締約国は、他方の締約国が当該一方
の締約国に対し情報の提供を要請する場合に
は、自己の課税目的のために必要でないとき
であつても、当該情報を入手するために必要
な手段を講ずること。

5 提供を要請された情報が銀行等が有する情
報であることのみを理由として、一方の締約
国が情報の提供を拒否することを認めるもの
と解してはならないこと。

なお、本議定書は、その承認を通知する外交
上の公文の交換の日の後三十日目の日に効力を
生ずることになっている。

よつて政府は、本議定書の締結について、日
本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基
づき、国会の承認を求めるといふのである。

二 本件の議決理由

本議定書を締結することは、我が国とルクセ
ンブルク大公国との間で租税に関する情報交換
がより実効的に行われることとなり、国際的な
脱税及び租税回避行為の防止に資すること等が
期待されるので、有意義であると認め、本件は
承認すべきものと議決した次第である。
右報告する。

平成二十二年四月九日

外務委員長 鈴木 宗男
衆議院議長 横路 孝弘殿

放射性同位元素等による放射線障害の防止に
関する法律の一部を改正する法律案
右
国会に提出する。

平成二十二年三月五日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

放射性同位元素等による放射線障害の防止
に関する法律の一部を改正する法律

放射性同位元素等による放射線障害の防止に
関する法律(昭和三十三年法律第六十七号)の一部
を次のように改正する。

目次中「義務」を「義務等」に、「第三十三条」を
「第三十三條の二」に、「第四十一条の三十八」を
「第四十一條の四十」に改める。

第一条中「及び放射性同位元素」の下に「又は放
射線発生装置から発生した放射線」を、「汚染され
た物」の下に「(以下「放射性汚染物」という。)」を加
える。

第三条第二項第七号中「放射性同位元素によつ
て汚染された物」を「放射性汚染物」に改める。

第三条の三第一項中「第二十四条及び第三十二
条において」を「以下」に改める。

第四条の二第一項並びに第二項第四号、第五号
及び第七号中「放射性同位元素によつて汚染され
た物」を「放射性汚染物」に改める。

第六条第四号中「放射性同位元素によつて汚染
された物又は放射線発生装置」を「放射線発生装置
又は放射性汚染物」に改める。

第七条第四号及び第九条第三項第六号中「放射
性同位元素によつて汚染された物」を「放射性汚染
物」に改める。

第三章の章名中「義務」を「義務等」に改める。

第十二条の十第一号中「による汚染」を「又は放
射線発生装置から発生した放射線による汚染以
下「放射性同位元素等による汚染」という。)」に改
める。

第十六条第一項中「第三十条第六号から第八号
までのいずれかに該当する者(以下「許可取消等使
用者」という。))を含む。次項、次条から第十九条
の二まで及び第三十条の二において同じ。」「及び
「第三十条第六号から第八号までのいずれかに該
当する者(以下「許可取消等廃棄業者」という。))を
含む。同項、次条から第十九条の二まで及び第三
十条の二において同じ。))を削り、「放射性同位元
素によつて汚染された物」を「放射性汚染物」に改
め、同条第二項及び第三項中「放射性同位元素に
よつて汚染された物」を「放射性汚染物」に改め
る。

第十七条並びに第十八条第一項、第二項、第四
項、第五項、第七項及び第八項中「放射性同位元
素によつて汚染された物」を「放射性汚染物」に改
める。

第十九条第一項から第三項までの規定中「放射
性同位元素によつて汚染された物」を「放射性汚染
物」に改め、同条第四項中「放射性同位元素によつ
て汚染された物」を「放射性汚染物」に改め、「(許
可取消等使用者を除く。))及び「(許可取消等廃棄
業者を除く。))を削り、同条第五項中「(許可取消
等使用者を除く。))及び「(許可取消等廃棄業者を
除く。))を削る。

第十九条の二第一項中「放射性同位元素によつ
て汚染された物」を「放射性汚染物」に改める。

第二十条第一項及び第二項中「放射性同位元素」
を「放射性同位元素等」に改める。

第二十一条第一項、第二十五条第一項第三号及び第三項並びに第二十六条第一項中「放射性同位元素によつて汚染された物」を「放射性汚染物」に改める。

第二十六条の二第二項中「及び放射性同位元素によつて汚染された物」を削り、「又は当該許可に係るを」又は「に改め、「放射線発生装置」の下に「及び放射性汚染物」を加え、同条第二項中「放射性同位元素によつて汚染された物」を「放射性汚染物」に改め、同条第三項中「及び放射性同位元素によつて汚染された物若しくは放射線発生装置」を「若しくは放射線発生装置及び放射性汚染物」に、「放射性同位元素によつて汚染された物並びに」を「放射性汚染物並びに」に改め、同条第四項中「放射性同位元素によつて汚染された物」を「放射性汚染物」に改める。

第二十七条第三項中「解散した」を「解散し、若しくは分割をした」に、「破産管財人若しくは」を「破産管財人」に改め、「設立された法人の下に」若しくは分割により放射性同位元素、放射線発生装置、放射性汚染物、使用施設等若しくは廃棄物諸施設等を承継した法人」を加える。

第二十八条の見出し中「措置」を「措置等」に改め、同条第一項中「第三項」の下に「第七項の規定により適用する場合を含む。」を、「ならない者」の下に「以下「許可取消使用者等」という。」を加え、「その所有する」を削り、「を許可届出使用者、届出版売業者、届出貨貸業者若しくは許可廃棄業者に譲り渡し、放射性同位元素による汚染を除去し、又は放射性同位元素若しくは放射性同位元素によつて汚染された物を廃棄する等の」を「の譲渡し、放射性同位元素等による汚染の除去、放

射性汚染物の廃棄その他の文部科学省令で定める」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 許可取消使用者等は、前項の措置を講じようとするときは、文部科学省令で定めるところにより、あらかじめ、当該措置に関する計画（以下「廃止措置計画」という。）を定め、文部科学大臣に届け出なければならない。

第二十八条第三項中「第一項に規定する者」及び「同項に規定する者」を「許可取消使用者等」に改め、同項を同条第六項とし、同条第二項の次に次の三項を加える。

3 許可取消使用者等は、前項の規定により届け出た廃止措置計画を変更しようとするときは、文部科学省令で定めるところにより、あらかじめ、文部科学大臣に届け出なければならない。ただし、文部科学省令で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

4 許可取消使用者等は、第二項の規定により届け出た廃止措置計画（前項の規定による変更の届出又は同項ただし書に規定する軽微な変更をしたときは、その変更後のもの）に従つて第一項の措置を講じなければならない。

5 許可取消使用者等は、廃止措置計画に記載した措置が終了したときは、遅滞なく、文部科学省令で定めるところにより、その旨及びその講じた措置の内容を文部科学大臣に報告しなければならない。

第二十八条に次の二項を加える。

7 許可取消使用者等であつて、従前の許可届出使用者、表示付認証機器届出使用者、届出版売業者、届出貨貸業者又は許可廃棄業者に係るものは、第一項の規定により講ずべき措置が完了

するまでの間は、政令で定めるところにより、それぞれ許可届出使用者、表示付認証機器使用者若しくは表示付認証機器届出使用者、届出版売業者、届出貨貸業者又は許可廃棄業者とみなして、第十六条から第十九条の二まで、第二十四条、第二十五条の二第一項から第三項まで、前条第三項、次条第八号、第三十条第九号及び第十号、第三十条の二、第三十二条から第三十三条の二まで、第四十二条、第四十三条の二並びに別表第六から別表第八までの規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。この場合において、第十六条第三項中「許可届出使用者」とあるのは「許可届出使用者第二十八条第七項の規定により許可届出使用者とみなされる者を除く。」と、第十九条第四項及び第五項中「許可廃棄業者に」とあるのは「許可廃棄業者（第二十八条第七項の規定により許可届出使用者又は許可廃棄業者とみなされる者を除く。）」にと、第二十五条の二第一項中「第十五条から第十七条まで及び第二十條から第二十三条まで」とあるのは「第十六条及び第十七条」と、「使用、保管」とあるのは「保管」と、前条第三項中「分割をした場合において、第二十六条の二第一項、第二項若しくは第四項から第七項まで又は第二十六条の三第一項の規定による承継がなかつたときは」とあるのは「分割をしたときは」と、次条第八号中「許可廃棄業者に」とあるのは「許可廃棄業者（第二十八条第七項の規定により許可届出使用者、届出版売業者、届出貨貸業者又は許可廃棄業者とみなされる者を除く。）」に」と、第三十条第十号中「運搬のために所持する場合」とあるのは「運搬のために所持する場合及

び第二十四条又は第三十三条第一項若しくは第四項の措置を講ずるために所持する場合」とする。

8 前項の規定により第二十四条及び第三十三条の規定を適用する場合における第三十条第八号の規定当該規定に係る罰則を含む。）の適用については、同号中「運搬のために所持する場合」とあるのは、「運搬のために所持する場合及び第二十四条又は第三十三条第一項若しくは第四項の措置を講ずるために所持する場合」とする。

第二十九条第一号及び第二号中「放射性同位元素」の下に、「輸出」を加え、同条第六号及び第七号中「より」の下に「輸出し、又は」を加え、「又は許可廃棄業者に」を「若しくは許可廃棄業者に」に改め、同条第八号中「解散した」を「解散し、若しくは分割をした」に改め、「より」の下に「輸出し、又は」を加え、「又は許可廃棄業者に」を「若しくは許可廃棄業者に」に改める。

第三十条第十号を第十二号とし、第九号を第十一号とし、同条第八号中「解散した」を「解散し、若しくは分割をした」に改め、同号を同条第九号とし、同号の次に次の一号を加える。

十 第二十七条第三項の規定により届出をしななければならない者が、届出版売業者若しくは届出貨貸業者が死亡し、又は法人である届出版売業者若しくは届出貨貸業者が解散し、若しくは分割をした日に届出版売業者又は届出貨貸業者が所有していた放射性同位元素を、文部科学省令で定めるところにより、運搬のために所持する場合
第三十条第七号の次に次の一号を加える。

八 第二十七条第一項の規定により届出をしな
ければならない者が放射性同位元素の販売又
は賃貸の業を廃止した日に所有していた放射
性同位元素を、文部科学省令で定めるところ
により、運搬のために所持する場合

第三十条の二第一項及び第三十一条第一項中
「放射性同位元素によつて汚染された物」を「放射
性汚染物」に改める。

第三十三条第一項中「放射性同位元素によつて
汚染された物又は放射線発生装置」を「放射線発生
装置又は放射性汚染物」に、「放射性同位元素に
よつて汚染された物の」を「放射性汚染物の」に改
め、同条第三項中「放射性同位元素によつて汚染
された物」を「放射性汚染物」に改め、同条第四項
中「放射性同位元素によつて汚染された物」を「放
射性汚染物」に、「放射性同位元素による」を「放射
性同位元素等による」に改め、第三章中同条の次
に次の一条を加える。

(放射性濃度についての確認等)

第三十三条の二 許可届出使用者、届出版売業
者、届出貨貸業者及び許可廃棄業者は、放射性
汚染物に含まれる放射線を放出する同位元素に
ついての放射能濃度が放射線による障害の防止
のための措置を必要としないものとして文部科
学省令で定める基準を超えないことについて、
文部科学省令で定めるところにより、文部科学
大臣又は文部科学大臣の登録を受けた者(以下
「登録濃度確認機関」という。)の確認(以下「濃度
確認」という。)を受けることができる。

2 濃度確認を受けようとする者は、文部科学省
令で定めるところによりあらかじめ文部科学大
臣の認可を受けた放射能濃度の測定及び評価の
方法に従い、その濃度確認を受けようとする物

に含まれる放射線を放出する同位元素の放射能
濃度の測定及び評価を行い、その結果を記載し
た申請書その他文部科学省令で定める書類を文
部科学大臣又は登録濃度確認機関に提出しなけ
ればならない。

3 濃度確認を受けた物は、この法律、廃棄物の
処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律
第百三十七号)その他の政令で定める法令の適
用については、放射性汚染物でないものとして
取り扱うものとする。

第三十七条第一項中「放射性同位元素によつて
汚染された物」を「放射性汚染物」に改める。

第四十一条第一項第一号口及び八並びに第二号
口中「放射性同位元素によつて汚染された物又は
放射線発生装置」を「放射線発生装置又は放射性汚
染物」に改め、同条第二項第二号中「並びに法人に
あつては、その代表者の氏名」を削る。

第四十一条の十六中「において、これらの規定の
下」に「(第四十一条第一項第一号及び同条第二項第
三号を除く。)」を加え、「第四十一条第一項第三
号」を「第四十一条第一項第一号中「設計認証員」と
あるのは「検査員」と、「設計認証等のための審査
とあるのは「第四十一条の十五に規定する施設検
査等(以下単に「施設検査等」という。))と、同項第
三号」に改め、「登録検査機関登録簿」との下に
「同項第三号中「設計認証業務」とあるのは「第四
十一条の十五に規定する検査業務(以下単に「検査
業務」という。))」を加える。

第四十一条の十八中「において、これらの規定」の
下に「(第四十一条第二項第三号を除く。)」を、「登
録定期確認機関登録簿」との下に「同項第三号
中「設計認証業務」とあるのは「第四十一条の十七
に規定する定期確認業務(以下単に「定期確認業

務」という。))」を加える。

第四十一条の二十中「において、これらの規定の
下」に「(第四十一条第二項第三号を除く。)」を、「登
録運搬方法確認機関登録簿」との下に「同項第
三号中「設計認証業務」とあるのは「第四十一条の
十九に規定する運搬方法確認業務(以下単に「運搬
方法確認業務」という。))」を加える。

第四十一条の二十二中「において、これらの規定」
の下に「(第四十一条第二項第三号を除く。)」を、
「登録運搬物確認機関登録簿」との下に「同項第
三号中「設計認証業務」とあるのは「第四十一条の
二十一に規定する運搬物確認業務(以下単に「運搬
物確認業務」という。))」を加える。

第四十一条の二十四中「において、これらの規定」
の下に「(第四十一条第二項第三号を除く。)」を、
「登録埋設確認機関登録簿」との下に「同項第三
号中「設計認証業務」とあるのは「第四十一条の二
十三に規定する埋設確認業務(以下単に「埋設確認
業務」という。))」を加える。

第四十一条の三十八中「において、これらの規定」
の下に「(第四十一条第二項第三号を除く。)」を、
「登録定期講習機関登録簿」との下に「同項第三
号中「設計認証業務」とあるのは「第四十一条の三
十五に規定する定期講習業務(以下単に「定期講習
業務」という。))」を加え、「第四十一条の三十四
各号」を「第四十一条の三十六各号」に、「第四十
一条の三十五」を「第四十一条の三十七」に、「第四十
一条の三十七」を「第四十一条の三十九」に改め、
第五章中同条を第四十一条の四十とし、第四十一
条の三十七を第四十一条の三十九とし、第四十一
条の三十六を第四十一条の三十八とし、第四十一
条の三十五を第四十一条の三十七とする。

第四十一条の三十四第二号イ中「放射性同位元
素によつて汚染された物又は放射線発生装置」を
「放射線発生装置又は放射性汚染物」に改め、同条
を第四十一条の三十六とし、第四十一条の三十三
を第四十一条の三十五とする。

第四十一条の三十二中「において、これらの規定」
の下に「(第四十一条第二項第三号を除く。)」を、
「登録資格講習機関登録簿」との下に「同項第三
号中「設計認証業務」とあるのは「第四十一条の三
十一に規定する資格講習業務(以下単に「資格講習
業務」という。))」を加え、「第四十一条の三十各
号」を「第四十一条の三十二各号」に、「第四十一
条の三十一」を「第四十一条の三十三」に改め、同条
を第四十一条の三十四とし、第四十一条の三十一
を第四十一条の三十三とする。

第四十一条の三十第二号イ中「放射性同位元素
によつて汚染された物又は放射線発生装置」を「放
射線発生装置又は放射性汚染物」に改め、同条を
第四十一条の三十二とし、第四十一条の二十九を
第四十一条の三十一とする。

第四十一条の二十八中「において、これらの規定」
の下に「(第四十一条第二項第三号を除く。)」を、
「登録試験機関登録簿」との下に「同項第三号
中「設計認証業務」とあるのは「第四十一条の二十
七に規定する試験業務(以下単に「試験業務」とい
う。))」を加え、「第四十一条の二十六各号」を
「第四十一条の二十八各号」に、「第四十一条の二
十七」を「第四十一条の二十九」に改め、同条を第
四十一条の三十とし、第四十一条の二十七を第四
十一条の二十九とし、第四十一条の二十六を第四
十一条の二十八とし、第四十一条の二十五を第四
十一条の二十七とする。

同条第六号を削り、同条第七号中「含む。」又は「を含む。」若しくは「に」、「放射性同位元素によつ

て汚染された物」を「放射性汚染物」に改め、同号
を同条第六号とし、同条第八号中「放射性同位元
素によつて汚染された物」を「放射性汚染物」に改
め、同号を同条第七号とし、同条第九号を同条第
八号とし、同条第十号を同条第九号とし、同条第
十一号を削る。

第五十五条中「三十万円」を「百万円」に改め、同
条第十号中「同条第四項」を「第二十五条第四項」に
改め、同条第十三号中「第四十三条の二第一項の
下」に「同項に規定する運搬を委託された者に係る
部分に限る。」を加え、同号を同条第十五号と
し、同条第十二号中「第四十二条第一項」の下に
「同項に規定する運搬を委託された者に係る部分
に限る。」を加え、同号を同条第十四号とし、同
条第十一号の次に次の二号を加える。

十二 第二十八条第二項又は第四項の規定に違
反して同条第一項の措置を講じた者

十三 第二十八条第五項の規定に違反して、報
告をせず、又は虚偽の報告をした者

第五十六条第一号中「第四十一条の二十八及び
第四十一条の三十二」を「第四十一条の二十六、
第四十一条の三十及び第四十一条の三十四」に改
め、「埋設確認業務」の下に「濃度確認業務」を加
え、同条第二号中「第四十一条の二十八、第四十
一条の三十二及び第四十一条の三十八」を「第四十
一条の二十六、第四十一条の三十、第四十一条の
三十四及び第四十一条の四十」に改め、同条第三
号中「第四十一条の三十七」を「第四十一条の三十
九」に改める。

第五十八条中「第四十一条の二十八、第四十一
条の三十二及び第四十一条の三十八」を「第四十
一条の二十六、第四十一条の三十、第四十一条の三
十九」に改める。

十四及び第四十一条の四十」に改める。

別表第一中「第四十一条の二十六」を「第四十一
条の二十八」に改め、同表第一種放射線取扱主任
者試験の項中「放射性同位元素によつて汚染され
た物並びに放射線発生装置」を「放射線発生装置並
びに放射性汚染物」に、「放射性同位元素による」
を「放射性同位元素等による」に改める。

別表第二中「第四十一条の三十」を「第四十一
条の三十二」に改め、同表第一種放射線取扱主任者
講習の項中「放射性同位元素によつて汚染された
物並びに放射線発生装置」を「放射線発生装置並び
に放射性汚染物」に、「放射性同位元素による」を
「放射性同位元素等による」に改める。

別表第三中「第四十一条の三十四」を「第四十一
条の三十六」に改め、同表一の項中「にあつては放
射線発生装置」の下に「及び放射線発生装置から発
生した放射線によつて汚染された物」を加え、「放
射性同位元素によつて汚染された物又は放射線発
生装置」を「放射線発生装置又は放射性汚染物」に
改め、同表二の項及び三の項中「放射性同位元素
によつて汚染された物又は放射線発生装置」を「放
射線発生装置又は放射性汚染物」に改め、同表四
の項中「放射性同位元素によつて汚染された物の」
を「放射性汚染物の」に、「放射性同位元素によつ
て汚染された物又は放射線発生装置」を「放射線発
生装置又は放射性汚染物」に改める。

別表第四第一号、別表第六第一号及び別表第七
第一号中「埋設確認業務」の下に「濃度確認業務」
を加え、同表の次に次の一表を加える。

別表第八(第四十一条の二十六関係)

一 許可届出使用者(設計認証業務、検査業
務、運搬方法確認業務、運搬物確認業務、埋

設確認業務、濃度確認業務、資格講習業務若
しくは定期講習業務又は国若しくは地方公共
団体からの委託に係る業務のためにのみ放射
性同位元素又は放射線発生装置の使用をする
者を除く)、届出販売業者、届出貸貸業者及
び許可廃棄業者
二 廃棄物の収集、運搬又は処分(再生を含
む)を業とする者であつて、前号に掲げる者
と取引上密接な利害関係を有するもの

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年
を超えない範囲内において政令で定める日から
施行する。ただし、附則第三条及び第五条の規
定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にこの法律による改正
前の放射性同位元素等による放射線障害の防止
に関する法律第二十八条第一項に規定する者と
なつた者については、この法律による改正後の
放射性同位元素等による放射線障害の防止に関
する法律(次条において「新法」という。)第二十
八条の規定にかかわらず、なお従前の例によ
る。

第三条 新法第三十三条の二第一項の登録を受け
ようとする者は、この法律の施行前において
も、その申請を行うことができる。新法第二十

一条の二十六において準用する新法第四十一
条の五第一項の規定による濃度確認業務規程の認
可の申請についても、同様とする。

(罰則に関する経過措置)

第四条 この法律の施行前にした行為及び附則第
二条の規定によりなお従前の例によることとさ
れる場合におけるこの法律の施行後にした行為
に対する罰則の適用については、なお従前の例
による。

(政令への委任)

第五条 前三条に規定するもののほか、この法律
の施行に関し必要な経過措置は、政令で定め
る。

(検討)

第六条 政府は、この法律の施行後五年を経過し
た場合において、この法律による改正後の規定
の施行の状況について検討を加え、必要がある
と認めるときは、その結果に基づいて所要の措
置を講ずるものとする。

(登録免許税法の一部改正)

第七条 登録免許税法(昭和四十二年法律第二十
五号)の一部を次のように改正する。

別表第一第六十九号中「若しくは登録埋設確
認機関」を「登録埋設確認機関若しくは登録濃
度確認機関」に改め、同号(九)を同号(十)とし、同
号(八)を同号(九)とし、同号(七)を同号(八)とし、同号
(六)の次に次のように加える。

(七) 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法
律第三十三条の二第二項(登録濃度確認機関の登録)の登
録(更新の登録を除く) 登録件数 一件につき九万円

理 由

放射性同位元素及び放射線発生装置の使用等を取り巻く状況の変化に対応し、放射性同位元素によって汚染された物のうち放射能濃度の十分低いものの取扱いに関する規定の整備、放射線発生装置から発生した放射線によって汚染された物の取扱いに関する規制の創設、放射性同位元素の使用の廃止等に伴う措置に係る規制の強化等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、放射性同位元素及び放射線発生装置の使用等を取り巻く状況の変化に対応し、放射性同位元素によって汚染された物のうち放射能濃度の十分低いものの取扱いに関する規定の整備等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 放射線発生装置から発生した放射線によって汚染された物の廃棄その他の取扱いについて、放射性同位元素によって汚染された物と同様の規制を行うこととする。

2 許可取消使用者等は、許可の取消し、使用の廃止等に伴う措置を講じようとするときは、あらかじめ、廃止措置計画を定め、文部科学大臣に届け出なければならないこととする。

3 許可使用者等は、放射性同位元素によって汚染された物に含まれる放射線を放出する同位元素についての放射能濃度が放射線による

障害の防止のための措置を必要ないものとして文部科学省令で定める基準を超えないことについて、文部科学大臣又は文部科学大臣の登録を受けた者の確認を受けることができることとする。また、この確認を受けた物は、この法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他の政令で定める法令の適用については、放射性同位元素によって汚染された物でないものとして取り扱うものとする。

4 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

二 議案の可決理由

放射性同位元素及び放射線発生装置の使用等を取り巻く状況の変化に対応し、放射性同位元素によって汚染された物のうち放射能濃度の十分低いものの取扱いに関する規定の整備等の措置を講ずるものであり、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

平成二十二年四月九日

文部科学委員長 田中眞紀子

衆議院議長 横路 孝弘殿

(別紙)

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一 政府は、クリアランス制度の導入について、適正な運用を図るため、事業者等への周知徹底を図ること。また、本制度に関して、広く国民の理解が得られるよう、その趣旨や内容についての広報に努めること。

二 文部科学省令で定める安全基準については、最新の技術や知見に基づき安全が確保されるよう適正に定めること。また、本制度の運用に当たっては、事業者等に対して十分な指導及び監督を行い、その厳格な運用がなされるよう万全を期すこと。

三 政府は、放射能濃度の測定及び評価結果の確認を行う登録濃度確認機関に対し、適正な業務実施が確保されるよう万全の措置をとること。

四 放射性同位元素の使用を廃止した者等が行う廃止措置については、廃止措置が確実に履行されるよう、政府は、廃止措置の履行の状況を十分に把握し、適切な指導を行うこと。

五 政府は、放射性同位元素等の使用等に関する安全規制について確実かつ円滑な実施を確保するため、新たな技術や施設などの状況を踏まえ、必要に応じ安全規制の見直しを図るとともに、専門人材の育成及び安全規制体制の強化に一層努めること。

防衛省設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案

右国会に提出する。

平成二十二年二月九日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

防衛省設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律

(防衛省設置法の一部改正)

第一条 防衛省設置法(昭和二十九年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

第六条中「四万五千五百五十人」を「四万五千五百十八人」に、「四万七千二百二十八人」を「四万七千二百三十三人」に、「千五百五十九人」を「千九百十八人」に、「千九百九十九人」を「千九百七十九人」に改める。

(自衛隊法の一部改正)

第二条 自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

第七十五条の二第二項中「八千四百六十七人」を「八千四百七十九人」に改める。

附 則

この法律は、平成二十三年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。

理 由

自衛隊の任務の円滑な遂行を図るため、自衛官の定数及び即応予備自衛官の員数を改める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

防衛省設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、自衛隊の任務の円滑な遂行を図るため、自衛官の定数及び即応予備自衛官の員数を改めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 防衛省設置法の一部改正 自衛官の定数の総計は二十四万七千七百四十六人のままとし、海上自衛官の定数を三十二人、航空自衛官の定数を五人、情報本部に所属する自衛官の定数を二人それぞれ削減し、共同の部隊に所属する自衛官の定数を三十九人増加すること。 2 自衛隊法の一部改正 即応予備自衛官の員数を十二人増加し、八千四百七十九人とすること。 3 施行期日 この法律は、平成二十三年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行すること。 二 議案の可決理由 本案は、現下の諸情勢に対処し、自衛隊の任務の円滑な遂行を図るための措置として妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。 右報告する。 平成二十二年四月九日 安全保障委員長 安住 淳 衆議院議長 横路 孝弘殿			
--	--	--	--

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所

東京都港区虎ノ門二丁目
一番四号
独立行政法人国立印刷局

電 話

03
(3587)
4294

定 価

本号一部
(本体

二二〇円
三三〇円
二二〇円)